

第3次多良間村総合計画

後期基本計画

平成21年3月

沖縄県多良間村

目 次

序 章 基本計画の意義と前提	- 1 -
第 1 節 基本計画の意義	
第 2 節 基本計画の前提	
1 . 計画の期間	- 2 -
2 . 計画の区域	- 2 -
3 . 計画人口	- 2 -
第 1 章 島を支える確かな基盤づくり	- 3 -
第 1 節 土地利用の適正化	
1 . 現状と課題	- 3 -
2 . 施策の方向と体系	- 7 -
第 2 節 交通条件の整備	
1 . 現状と課題	- 11 -
2 . 施策の方向と体系	- 13 -
第 3 節 情報通信基盤の整備	
1 . 現状と課題	- 16 -
2 . 施策の方向と体系	- 17 -
第 4 節 水道事業の拡充	
1 . 現状と課題	- 19 -
2 . 施策の方向と体系	- 20 -
第 5 節 地域防災体制の強化	
1 . 現状と課題	- 22 -
2 . 施策の方向と体系	- 23 -
第 6 節 消防・救急体制の強化	
1 . 現状と課題	- 27 -
2 . 施策の方向と体系	- 28 -
第 2 章 豊かな生活の基礎となる産業づくり	- 31 -
第 1 節 農業の振興	
1 . 現状と課題	- 33 -
2 . 施策の方向と体系	- 39 -
第 2 節 漁業の振興	
1 . 現状と課題	- 42 -
2 . 施策の方向と体系	- 43 -

第 3 節	林業の振興	
1 .	現状と課題	- 47 -
2 .	施策の方向と体系	- 47 -
第 4 節	製造加工業の振興	
1 .	現状と課題	- 50 -
2 .	施策の方向と体系	- 50 -
第 5 節	観光産業の振興	
1 .	現状と課題	- 54 -
2 .	施策の方向と体系	- 54 -
第 6 節	商業の振興	
1 .	現状と課題	- 58 -
2 .	施策の方向と体系	- 58 -
第 3 章	健康で快適な生活づくり	- 60 -
第 1 節	生活環境の整備	
1 .	現状と課題	- 60 -
2 .	施策の方向と体系	- 60 -
第 2 節	環境衛生の改善	
1 .	現状と課題	- 64 -
2 .	施策の方向と体系	- 65 -
第 3 節	保険医療の拡充	
1 .	現状と課題	- 69 -
2 .	施策の方向と体系	- 69 -
第 4 章	明るく安らぎに満ちた暮らしづくり	- 73 -
第 1 節	地域福祉	
1 .	現状と課題	- 73 -
2 .	施策の方向と体系	- 73 -
第 2 節	高齢者福祉と介護保険	
1 .	現状と課題	- 76 -
2 .	施策の方向と体系	- 77 -
第 3 節	児童福祉	
1 .	現状と課題	- 80 -
2 .	施策の方向と体系	- 77 -
第 4 節	母子・父子・寡婦世帯の福祉	
1 .	現状と課題	- 84 -
2 .	施策の方向と体系	- 84 -

第5節	障害者福祉	
1.	現状と課題	- 86 -
2.	施策の方向と体系	- 86 -
第6節	国民年金	
1.	現状と課題	- 88 -
2.	施策の方向と体系	- 89 -
第7節	国民健康保険	
1.	現状と課題	- 90 -
2.	施策の方向と体系	- 90 -
第5章	島を支える人づくり	- 92 -
第1節	幼児教育の向上	
1.	現状と課題	- 92 -
2.	施策の方向と体系	- 92 -
第2節	学校教育の向上	
1.	現状と課題	- 95 -
2.	施策の方向と体系	- 96 -
第3節	生涯学習の充実	
1.	現状と課題	- 99 -
2.	施策の方向と体系	- 99 -
第4節	伝統文化の継承	
1.	現状と課題	- 101 -
2.	施策の方向と体系	- 101 -
第6章	計画行政を円滑に進めるために	- 103 -
第1節	村民の積極的参加	
1.	現状と課題	- 103 -
2.	施策の方向と体系	- 103 -
第2節	行政運営の適正化	
1.	現状と課題	- 106 -
2.	施策の方向と体系	- 106 -
第3節	財政運営の効率化	
1.	現状と課題	- 108 -
2.	施策の方向と体系	- 106 -

序章 基本計画の意義と前提

第1節 基本計画の意義

この後期基本計画は、第3次基本構想を踏まえ、平成18年度から5年間のより具体的な振興の方向を示し、行政の施策体系を提示するものである。

第3次基本構想においては、本村の豊かな自然と島びとの心境が息づく歴史と風土を生かした村づくりを進めるために、

「南の海に浮かぶ沖縄の心のふるさと・ゆがぶ島たらま」

を村勢発展の将来像とした。この将来像には、島の美しい自然や伝統文化を大切にすることにより、失われつつある沖縄の古き良き姿を保持しながら、対外的にも魅力的な村づくりへの強い願いが込められている。そして、将来像の具現化に向けて、つぎのような三つの基本方向を定めた。

1. 美しく絵になる島づくり
2. 生き活きとした地域づくり
3. 島に根ざした人づくり

この基本方向に即して、5つの基本テーマを設定し、施策の大綱を定めた。

1. 島を支える豊かな基盤づくり
2. 豊かな生活の基盤となる産業づくり
3. 健康で快適な生活づくり
4. 明るく安らぎに満ちた暮らしづくり
5. 島を支える人づくり

この基本計画は、本村の将来像と、その具現化に向けて設定した振興の基本方向に沿って、後期5年間に実施すべき政策を示したものである。

本村の振興課題は、依然として「過疎化の歯止めと少子・高齢化対策」にある。村では、この課題の解決に向けて、各種の施策を展開してきた。産業基盤は整い、村民の定住条件は改善されつつあるが、更なる発展を期するためには、抜本的な施策展開が求められている。最大の課題であった新多良間空港は、平成15年10月に供用開始された。今後は、新しい産業の導入と起業活動を促し、村民生活の質的向上を図ることが重要である。

第2節 基本計画の前提

1. 計画の期間

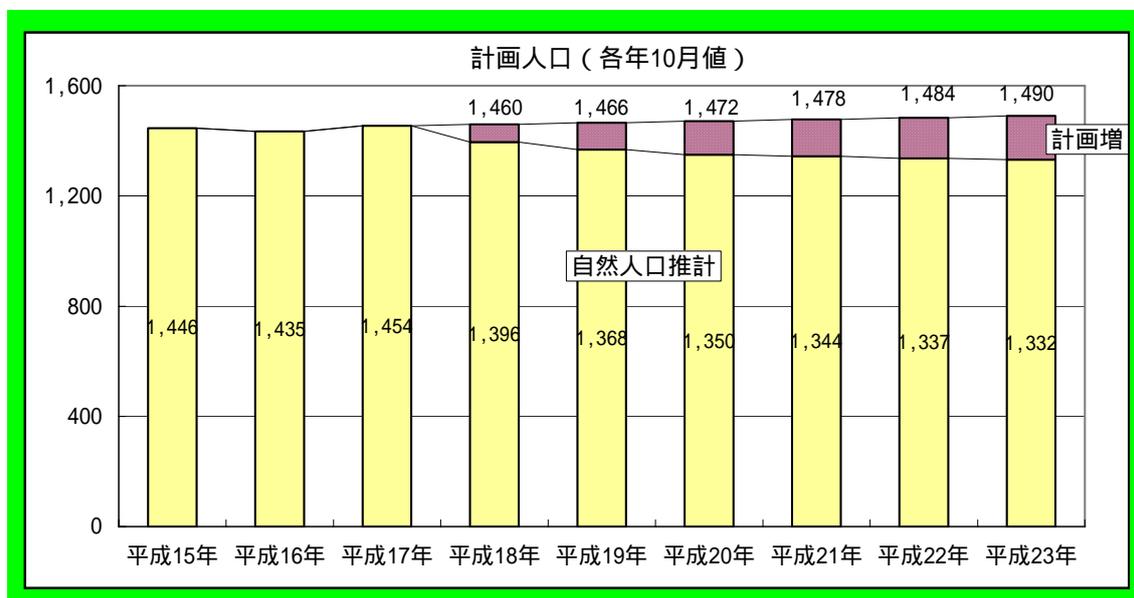
この基本計画の計画期間は、平成18年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とする。しかし、実施期間が22年度を超える事業については、その事業の計画期間に即して、目標年度までの事業の達成状況を確認し、円滑な実施を図る。

2. 計画の区域

本計画の区域は、基本的に多良間島および水納島を含む村全域とするが、計画内容によっては、宮古広域圏との連携のもとに共同で実施するものも含む。

3. 計画人口

本村における平成17年10月現在の住民基本台帳人口は1,454人である。将来の自然人口推計では減少傾向にあるが、産業や生活基盤の活性化により、現状維持から微増を目指すものとする。



住民基本台帳人口

第1章 島を支える確かな基盤づくり

第1節 土地利用の適正化

1. 現状と課題

本村は、宮古郡に属する多良間島と水納島の2つの島で構成され、面積は、多良間島が19.75 km²、水納島が2.15 km²、2島合わせて21.91 km²である。多良間島は、宮古島と石垣島のほぼ中央に位置し東西5.8 km、南北4.4 kmであり、その北方約8 km沖合に水納島がある。

多良間島は、全域が隆起さんご礁で形成され、二枚貝をふせたような形状をしている。地形は総じて平坦で、集落の西側にある八重山遠見台が標高32.8mと最も高く、南の方へなだらかに傾斜した後、平坦地が海岸へと続いている。

北側の小高い丘およびその周辺地域には、緑地が集落を包み込むように発達している。島の周辺部には砂浜が多く、特に、北側に長い砂浜がある。また、島の周辺の海域はさんご礁が取り囲み、イノーが広い範囲に発達している。

水納島も隆起さんご礁の小さな島である。地形は平坦で、土壌は保水力の乏しい砂質土壌からなる。

本村の土地利用の状況を見ると、平成17年には、畑地が10.36 km²となり、全体の92.5%となっている。宅地は0.29 km² (2.6%)、原野は0.55 km² (4.9%)となっている。

土地利用で特徴的なことは、現況農地の増加があげられる。平成12年から平成17年の変化で見ると、農用地は、11.45 km²から19.92 km²と8.47 km²の増加がみられる。これは、農用地内の遊休地の開発や牧草地造成が行われた結果と考えられる。宅地は、人口流出に伴う家屋の撤去等が進み、空き地が増加しているが、面積はほとんど増減なしの状況となっている。

本村は、さとうきび栽培中心の耕種農業と畜産を農業経営の基軸として発展してきた。近年、農業だけに依存する産業構造から、観光とリンクした産業の振興を望む声が高まっている。産業構造の変化は、土地利用の変化をもたらす。今後、観光関連部門の発展が見込まれることから、この分野での土地利用が増加するものと見られる。新空港用地もこの分野に含まれる。恵まれた自然環境

と、その中で形成されている地域独自の集落景観と穏やかな住民生活を損なわないような土地利用の適正化が求められている。

市町村別地目別民有地面積

単位：km²

	総数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
平成11年	11.28	0	10.37	0.26	0	0.64	0
平成12年	11.22	0	10.32	0.26	0	0.64	0
平成13年	11.18	0	10.29	0.28	0	0.60	0
平成14年	11.41	0	10.54	0.28	0	0.59	0
平成15年	11.40	0	10.56	0.29	0	0.55	0
平成16年	11.40	0	10.56	0.29	0	0.55	0
平成17年	11.19	0	10.36	0.29	0	0.55	0

その他は鉱泉地、池沼、牧場、雑種地の計。
各年1月1日現在

資料：沖縄県統計年鑑

(1) 農用地域

本村の土地利用は、農業的利用を中心としているために、農用地区域面積が大きい。平成17年には19.92 km²となり、全面積の約91%を占め、ほぼ全域が農用地域に指定されている。

効率的な土地利用を目指して「土地改良総合整備事業」「農村総合整備モデル事業」「草地開発事業」などの農業振興事業が実施された。肉用牛の飼育のための草地開発が農用地を拡大させた要因である。

農業振興地域の概要

単位：平方メートル

年月	総面積	農用地区域面積	現況農用地面積	普通畑	牧草地	果樹園
平成14年3月	21.91	19.93	14.92	12.58	2.34	-
平成15年3月	21.91	19.92	14.92	12.58	2.34	-
平成16年3月	21.91	19.92	14.89	12.55	2.34	-
平成17年3月	21.91	19.92	14.89	12.55	3.58	2

資料：宮古の農林水産業「農業関係統計」

良好な生活環境を維持するためには、過度な農地開発や草地開発は避けなければならない。生産性の低い土地の開発は、環境を悪化させるだけでなく、農業の発展を阻害しかねない。緑地保全や生活環境との調和を保ちながらバランスの取れた土地利用を進めることが大切である。

本村の農業は、農家数の減少、経営者の高齢化、後継者不足など、不安定な経営を余儀なくされてきた。限られた人的資源で効率的な農業経営を進めるためには、如何にして土地の有効利用を図るかが大きな課題となっている。ほ場整備や土地改良事業等の諸事業を積極的に進め、農業を取り巻く諸条件を整備

しながら、農地の高度利用を図らなければならない。

(2) 集落地域

多良間島における宅地は島の北側に集中し、小高い丘に護られるように分布している。集落地域面積は、長年、ほとんど変わっていない。一方、世帯数は、国勢調査の結果でみると、平成12年から平成17年にかけて減少したものの500世帯余で推移している。核家族の世帯数は平成7年以降増加傾向にあり、平成17年には298世帯と総世帯の59.2%を占めることからこれらの世帯の宅地需要が高くなっている。農地から宅地への転用は容易ではなく、住宅需要の増加に応えるためには、空家、空地の活用が求められている。

村営の住宅建設は、このようなニーズに応えたものであるが、今後、Uターン者や移住者の増加による世帯数の増加が予想され、宅地に対する需要が増加するとみられることから、遊休化している空地の活用を進め、宅地需要に対応しなければならない。

世帯構成状況の推移

項目	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総世帯数	458	450	493	472	505	522	503
一人世帯	79	65	94	92	145	160	121
核家族 世帯数	238	257	282	277	268	278	298
夫婦のみ	65	81	97	96	97	107	110
夫婦と子供	141	139	145	141	132	125	136
一人親と子供	32	79	40	40	39	46	52

資料：国勢調査報告書各年版

村内には、学習施設として、中央公民館、各区公民館、塩川集落センター、仲筋集落センター、村立図書館、ふるさと民族学習館等があり、学習・レクレーションの場として活用されている。また、人々の信仰の場として御嶽が多く、管理は、主に^{うじこ}氏子や字民が自主的に行い、祭事などが定期的に行われている。これらの施設は、官民一体となって管理する体制が求められる。

集落地域内の道路や歩道は、地域における快適な生活環境を創り出すものとして重要である。しかし、その整備が伝統的な集落地域景観を壊すものであってはならない。地域の環境と調和した地域独自の景観に留意した道路整備でなければな

らない。

村外との交通アクセスの整備は、観光客および外来者の増加を促す。その結果、商業サービスに対するニーズが高くなり、喫茶店や商店など、外向きの商業機能の集積が必要になる。これらのニーズに応えられるような行政の取り組みと土地利用のあり方を検討しなければならない。

(3) 海浜施設

本村の両島の周囲を取り巻く美しい海岸線、青い海と白い砂浜が織りなす景観、周囲の澄みきった海は、村民にとって天賦の財産であるとともに、訪れる人々にとっても貴重な観光資源である。

多良間島の北側には前泊港があり、その両側には白い砂浜が発達している。この砂浜は、東側の三ツ瀬公園まで続き、それから先に、宮古製糖多良間工場を近くに控えた普天間港がある。普天間港を過ぎて南に下ると、「報恩の碑」の立つ宮古市の森公園にいたる。この辺りも砂地の発達が顕著で、随所に海浜レクリエーションに適した場所がある。

前泊港西側の海浜は、村民の海水浴場として利用され、また「宮古市の森」周辺は、沖縄コミュニティアイランド事業の一つとして、公園及びその周辺の整備事業が国・県の協力のもと実施されている。

島の環境保全に配慮しながら、地域経済の持続的発展を維持するためには、海浜環境の保全を第一に、調和のとれた海岸域活用に努めることが必要である。

(4) 緑地帯

本村の緑地帯は、集落の北側に集落を包み込むように広がり、島の周辺の海岸部へと続く。また、農用地には、防潮・防風林が帯状に植えられている。これらの緑地帯は、居住地や農用地を台風や潮害から護る重要な役割を持つ。

本村の集落形成の特色は、集落の周辺に緑が多く、多数の御嶽や文化財があり、これらを保護するように森や林が発達している。また、居住地には、フクギなどの屋敷林が多い。このような集落形態は、長い歴史の中で、先達の知恵と努力によって大切に護り引き継がれてきたものである。

これまで護り育ててきた集落形態と空間の維持・創造は、村民の快適な生活

を求めるためにも、また、観光産業の適正な発展にとっても必要なことであり、緑地帯の保全は重要な課題となっている。

農業基盤整備、土地改良、草地造成等、各種の開発行為により、村内の山林・原野は減少しているが、緑地の持つ重要な役割を低下させないためには、関係機関との連携強化、防潮・防風林の広範囲にわたる植栽、水源涵養林整備等の課題は多い。植栽樹種の見直しも必要である。

2. 施策の方向と体系

本村の産業活動の円滑化と快適な村民生活を維持するためには、豊かな自然環境と集落環境を保全することが大切である。そのために、適切で有効な土地利用を進めるものとする。本村における望ましい土地利用の方向は、緑地保全と農業、漁業、観光産業等の産業活動との調和を図りながら、緑と花に囲まれたゆったりとした雰囲気の中で、村民生活が「生きがい」の創造に結びつくような適切なものでなければならない。土地利用の基本方向は、つぎの4項目を基本に進める。

(1) 緑地の保全

本村の緑地の面積は、序々に減少している。これは土地改良による畑地周辺の緩衝緑地の減少、牛の放牧のための牧場開発による森林帯の減少、空港移転に伴う森や林の消滅等、開発行為の進展により緑が減少したものである。本村の産業の発展のために、どの程度の緑地保全が望ましいか、総合的な検討を踏まえた上で、関係機関の協力を得ながら、「緑地の保全と開発との調和」に努力する。

海浜地域や農地、居住地域を台風等の自然災害から護るために、防風・防潮林の造成を積極的に進める。また、表土の流出、地下水源の保全のために、涵養林の育成と拡充に努める。

集落内の緑地は、防風・防潮の役目を持つだけでなく、集落景観を高め、住民の生活を潤いのあるものにし、外来者に安らぎを与える役割も持っている。

(2) 農用地の開発と保全

本村の農用地は、主として畑地と牧草地に分けられる。島全体が平坦であり、風害や潮害、^{かんばつ}旱魃の被害を受けやすい地域条件下にある。農地をこれらの災害から守るために、緑地の保全と育成に努める。

国や県においても、土地改良事業に関して従来の手法に改善を加えている。農地の区画整理や排水施設等の整備について、環境に配慮しながら土地の生産性を高めるような事業へ転換する方針を打ち出している。本村では、これらの新たな指針や施策に沿って農用地の基盤整備事業の拡充に努力する。

また、基盤整備事業の実施に当たっては、表土の流出防止に努める。

農業の経営基盤は、さとうきび生産と肉用牛の飼育を統合した複合経営が適しており、本村の気候・土壌などの地域特性に合致した農地開発を行う。

(3) 集落環境の保持と創造

本村の集落形態は独自の形態を呈し、集落環境形成には独自性を保持することを基本とする。公民館広場等、住民の日常生活との結びつきが強い場所については、住民が集まり楽しみ、そして、憩いと安らぎが等しく享受できるように、快適な環境整備に努める。

村民が快適に生活するために、日頃から創意工夫して造り上げている生活空間は、外来者にとって魅力を感じさせるものであり、日頃接しない空間として、歓迎される。集落内の道路の整備を適切にしながら、屋敷林や石垣・垣根等による集落景観を創造するような街づくりを推進する。

集落環境の景観を損ねているものが住宅の撤去により生じた空屋敷である。空地は畑地として活用されているが、宅地としての利用を促進させる。

(4) 海岸域の保存と活用

本村の海岸域は、港湾や漁港としての利用が先行し、海浜レクリエーションの場としては、前泊港西側の海水浴場としての利用、「報恩の碑」が立つ海岸域のメモリアルパークとしての利用、東側の三ツ瀬公園、西側のトゥガリ^ラ公園等がある。レジャー活動の増大は、海浜や海域利用のニーズを刺激し、海岸線の開発を求める要求が高まるものと予測される。海岸線保全の基準を明確にし、

過度な開発にならないように留意する。

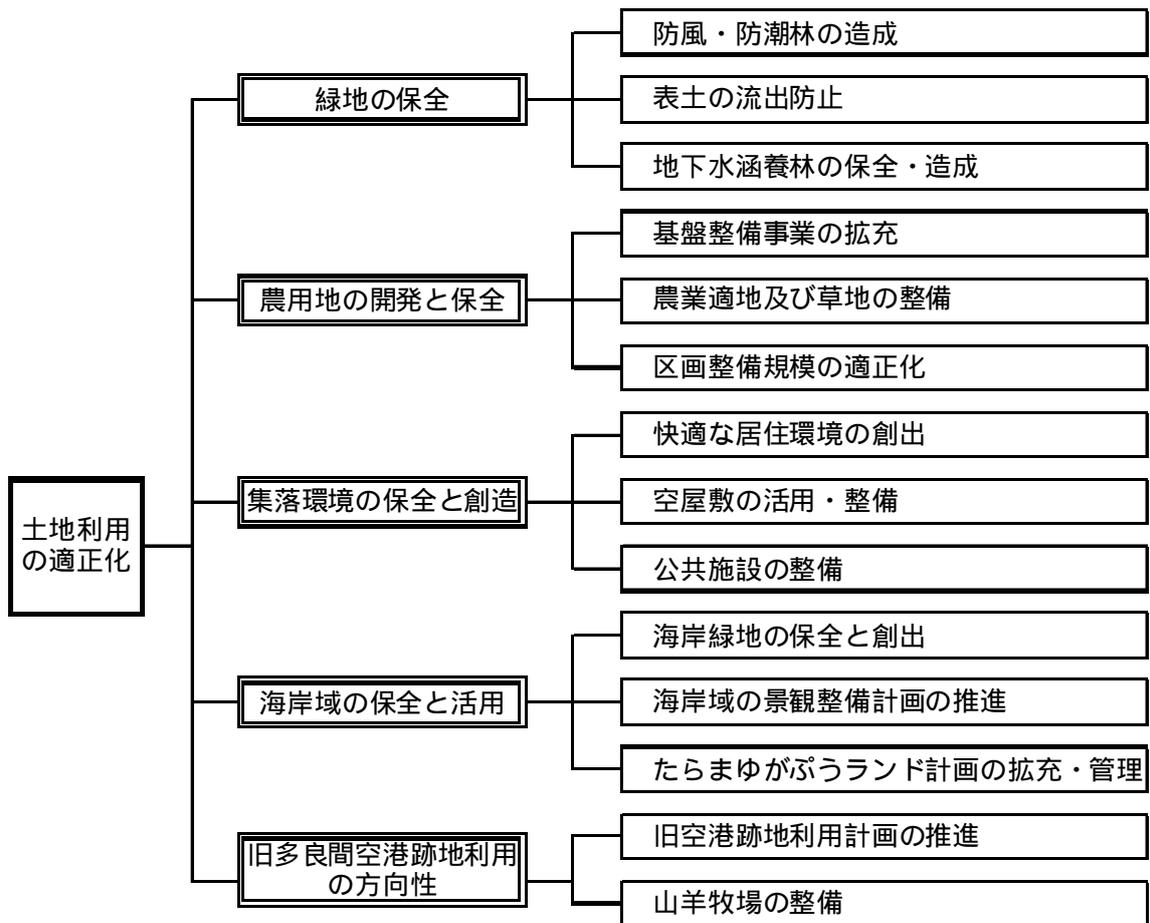
(5) 旧多良間空港跡地利用の方向性

新空港の平成 15 年度に供用開始に伴い、空港の跡地利用についてこれまで検討されてきた。同年 9 月には「多良間空港跡地利用計画」が策定され、今後の方向性が示されている。空港跡地に導入すべき事業として、「山羊放牧」の推進が示されている。周辺土地利用との整合性、多良間ブランドとしてポテンシャルが高いこと、牛も含めた畜産の島への展開、観光関連産業としての効果などが見込まれ、将来性に期待が寄せられている。

平成 15 年、新空港の供用開始によって、航空輸送能力が大幅に増大し、観光客を含め外来者が増加している。観光客の増加は、村内経済の活性化を促し、産業の発展に連動するものであるが、一方で、海浜利用の増大は、海浜域の汚染、海水の汚濁を招くことにもなりかねない。今後は、ゴミの回収体制、水域利用の管理など、汚染防止に向けた監視体制の強化が求められる。また、生活排水の処理を適切にするため下水処理施設の整備を進める。海浜や海岸に近い地域での開発行為に関しては、十分な監視と管理を行い、汚染水の流出防止に対する万全の措置を講じる。

また、美化意識の啓発に努め、美化・景観計画の推進を展開し、汚染防止と併せて、周辺の景観と融合した花木などの植栽を計画的に進める。

【施策の体系】



第2節 交通条件の整備

1. 現状と課題

本村の交通は、村域と村域外を結ぶ対外交通と村内交通に分けられる。対外交通は、船舶による海上と航空交通がある。

海上交通は、平良港を往復する多良間海運フェリーによる交通が主である。運行回数は年間で200回前後となり、利用客数は、往復3,000人をこえる。その拠点港が普天間港と前泊港であり、一般港として整備されている。また、前泊港が漁港および水納島との連絡港として活用されており、水納島との往来は小型の快速船が就航している。

今後、観光産業の発展によって海域利用の観光産業が活発になれば、港の利用頻度が多くなることから、港の重要性は大きくなるものと考えられる。また、農業や漁業の活性化のためにも港湾施設および付帯設備の整備は重要であり、各種の地域産業や観光と連携した高度な海上交通システムの開発が今後の課題である。

海上輸送実績

項目		平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
運行回数	定期	103.5	96	96	140	216	205	193	219
利用者	人数	1,268	1,232	1,679	3,171	7,914	6,508	3,978.5	3,313.5
特殊手荷物(個)		134	93	157	132	185	189	183	186
郵便物(個)		814	619	733	1,740	5,161	1,847	184	102
貨物(トン)		11,242	10,326	11,426	12,116	14,169	13,880	11,615	11,376
自動車輸送	台数	1,150	1,050	1,266	1,380	1,986	1,526	1,422	1,239

資料：離島関係資料、沖縄総合事務局「運輸要覧」

航空交通は現在、多良間～宮古、多良間～石垣の2線が就航している。年間の利用者数は、35,000人前後で推移している。

航空路線

航空路線	飛行距離	機種	所要時間	運行便数(日)
多良間～宮古	86km	DHC8	15分	2/日
多良間～石垣	87km	BN2B	15分	1/日

資料：離島関係資料

航空輸送実績の推移

旅客・貨物、路線の別		平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成15年	平成16年	平成17年
旅客（人）	多良間・宮古	31,120	29,715	33,091	32,699	33,213	34,505	33,621
	多良間・石垣	4,128	3,591	3,656	3,363	2,132	1,805	1,804
貨物（kg）	多良間・宮古	128,171	116,854	132,831	134,500	125,938	151,570	140,691
	多良間・石垣	49,487	46,421	40,069	34,516	14,636	13,279	9,720

資料：県離島関係資料

村内交通は、自動車、自転車利用が多い。人、物の輸送は、自家用自動車による。車の保有台数は、平成14年以降、増加傾向にあり平成17年には954台となり、車種別には、貨物用自動車363台、乗用自動車215台、軽自動車311台、特殊自動車58台、乗合自動車3台、小型二輪4台となっている。乗合自動車は、限定条件付の乗り合いバスで、空港と集落を結ぶ手段として活用されている。

車種別自動車保有台数の推移

年次	車両合計	登録車両					小型二輪	軽自動車
		合計	貨物用	乗合用	乗用車	特殊		
平成14年	932	649	346	2	248	53	2	281
平成15年	938	632	339	2	236	55	3	303
平成16年	955	638	351	3	226	58	5	312
平成17年	954	639	363	3	215	58	4	311

資料：沖縄総合事務局陸運事務所

村内の交通基盤は、道路網である。道路網の整備は、村民生活の向上や産業の振興を図る上で、最も重要な基盤整備の一つである。

本村の道路は、一般県道、村道、農道等に分けられる。平成17年4月1日現在の総延長は、128,384メートル、改良率は30.2%となっている。内訳をみると、一般道路が8,489メートルで改良率96.2%、村道は119,895メートルで改良率46.9%となっている。また、多良間空港の開設に伴い、多良間空港線が開通した。

これらの道路の維持管理に加え、歩道やガードレール等の安全施設、案内板や誘導標識の設置が今後の課題である。

農道については、特に居住地域に近い農道の場合、村民生活に関わりが強く、生活道路としての役割や幹線道路との連結道としての機能を持っていることに留意し、重点的に整備する必要がある。

道路網を整備する上で最も重視しなければならない課題は、交通事故の防止

である。これまでの道路整備は、車両交通を円滑にすることを優先に実施してきた。今後においては、安全面を重視した対策を立てる必要がある。道路の側溝や歩道の整備に加え、ガードレールや標識等の安全面を考慮した道路整備のあり方を検討しなければならない。

2 . 施策の方向と体系

(1) 交通の円滑化

島外交通の一つである海上交通については、その拠点である港湾の整備が重要であり、継続的な整備を進める。一般港である普天間港、前泊港に関しては、新たな産業振興の推進、村民生活の向上のために、港湾整備を継続して実施するものとする。特に、観光振興を村の発展の大きな原動力として位置づけるためには、宮古や石垣との海上交通に加え、水納島との唯一の交通の拠点である前泊港の機能強化は大切である。たらま漁港は、漁業活動の拠点であるが、普天間港の補完的な役割を持つ港として活用を検討する。

新空港の整備によって、対外交通は飛躍的に増加した。外来者の増加は必然的に域内交通の増加をもたらすことから、空港と集落との交通アクセスを円滑にするための道路網を整備する。

生活道路においては、村民生活を優先するような交通アクセスの整備を図る。集落内においては、自動車だけでなく、自転車や二輪車の利用も多く、これらに対応した道路網の整備が必要である。

農道は、基幹産業である農業の振興を図る上で重要な道路である。農作物の作付けや収穫時における農業資材や農作物の搬送目的だけではなく、農業用車輛の駐車スペースとしても必要である。狭い農道については、往来に支障を来さないよう駐車帯を設けるなどの整備を推し進めていくことも検討する。農道以外の県道、村道についても、交通の安全性に重点を置いた道路の拡幅・舗装整備を推進する。

本村の道路の利便性、安全性を図る上で重要なことは、標識案内板の設置である。これらの整備は、観光誘客にとっても必要である。

(2) 安全性の確保

村内の交通は、ほとんど自動車に頼っているが、二輪車の利用も多い。集落と空港の交通は、航空ダイヤに合わせて運行している小型バスがある。

村民の自動車保有台数は年々増加し、交通量も増えている。また、空港の整備に伴い、観光客や外来者の増加は明確であり、自動車交通の増加は避けることが出来ない。また、二輪車利用も増加することが考えられる。その中で交通量の増加に伴って、「安全性の確保」が重要になってくる。特に、児童生徒の通学路となる道路や、人通りの多い道路に関しては、歩道・自動車道の整備に加え、安全柵（ガードレール）の整備を推進する。歩道の整備にあたっては、障害を持つ人へ配慮した「バリアフリー」の設計コンセプトを導入していくものとする。

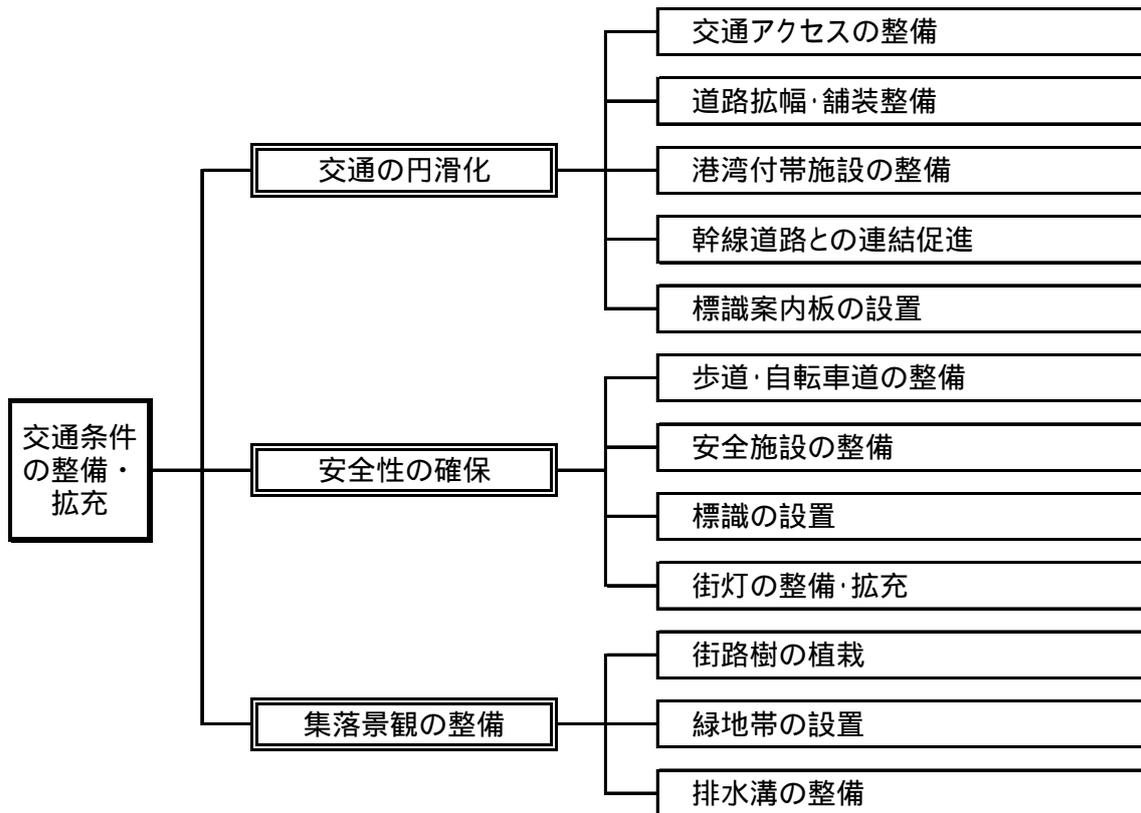
通行の安全を確保するために、道路照明や街灯整備・拡充を図る。街灯は、夜間通行の安全性を確保するためのものであるが、観光名所などにおいては、観光客が夜間に訪れることも考慮して照明施設を検討する。この場合、周辺的环境へ充分配慮するものとする。

(3) 集落景観の整備

集落の景観形成は、そこに住む人々の日常生活に潤いを与えるだけでなく、外来者に対しても、住んでみたいという心の安らぎを覚えさせるものである。庭の植栽や道路沿いの緑の整備によって集落景観を高めるように、村民の協力を求めていく。街路樹の植栽管理にあたっては、庭木いじりを趣味とするお年寄りの協力を求めたり、沿道の樹木をアート感覚で植栽するという方法を進める。また、観光資源として活かすために、通年にわたり季節の花が見られるような環境と昆虫や鳥の飛び交う空間を創る。

本村には、随所に御嶽や神社があり、遺跡や文化財が多く、その周辺には、抱護林や植物群落が発達している。これらの緑地帯は集落を台風や潮害から護り、冬は暖かく夏は涼しく、人に優しい居住環境を維持する役割を持っている。村民の協力を得ながら、緑地の維持管理を継続的に行うものとする。

【施策の体系】



第3節 情報通信基盤の整備

1. 現状と課題

通信体系は、村民生活の安定と向上、産業の振興を円滑に進める上で重要な課題として整備が進められてきた。一般電話加入機の普及状況は、平成17年度には630台の加入台数となり、人口比率では、43.2%となっている。最近、携帯電話の普及が著しく、さらに、インターネットの利用も盛んになっている。緊急時の施設として防災無線放送施設が整備され、非常時の災害・防災情報を提供している。

一般加入電話機普及状況

項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
加入台数	622	670	690	669	622	630
普及率(%)	44.0	46.7	48.1	46.4	44.0	43.2

注：普及率は人口総数に対する比率

資料：宮古概観

本村のテレビ受信については、平成4～5年度に実施された郵政省の「先島地区民法テレビ放送難視聴解消事業」によって、宮古・八重山地域に海底ケーブル回線の敷設や中継局の建設が進められ、平成5年12月16日から民法2局（RBC、OTV）の同時受信が可能となった。

平成13年の電波法の改正により、アナログテレビ放送による周波数の使用が10年以内に停止することになり、平成23(2011)年までにアナログ放送が終了することになった。それに伴い平成18年12月に関東・中京・近畿で地上デジタル放送が開始、沖縄本島では、平成18年4月・12月に放送が開始される予定である。本村でも地上デジタル放送の開始に向けて幅広い世帯への情報提供が必要となる。

ラジオ放送は、時間帯によって受信状況が悪くなるので、公共放送の難視聴解消事業の進展が望まれる。

今後の課題として、沖縄本島や県外との情報通信格差是正に向けて、各種関連事業の進展を図ることや、高度情報機器を利用した様々な分野での応用を推進する必要がある。

2 . 施策の方向と体系

(1) 通信体系の拡充

通信体系の整備は、住民の生活向上と安定、産業の振興を図る上で重要であり、また、来訪者の通信・連絡を円滑にするためにも大切である。村民の安全確保を目的に、防災無線放送施設を整備し、災害時の情報提供事業などを実施してきたが、今後は、地震等あらゆる災害に備えて、災害・防災情報を的確かつ迅速に伝えるための防災無線の機能拡充が必要となっている。

(2) 電波障害の改善

郵政省の事業により、民法テレビの同時受信、宮古圏域での携帯電話の使用等は可能となったが、ラジオ放送について、どの時間帯でも正常な受信ができるように、電波障害の改善に努めるよう関係機関に働きかける。

平成 23 (2011) 年の地上デジタル放送への移行に向けて、情報提供をはかりスムーズな移行を促すよう努めるものとする。

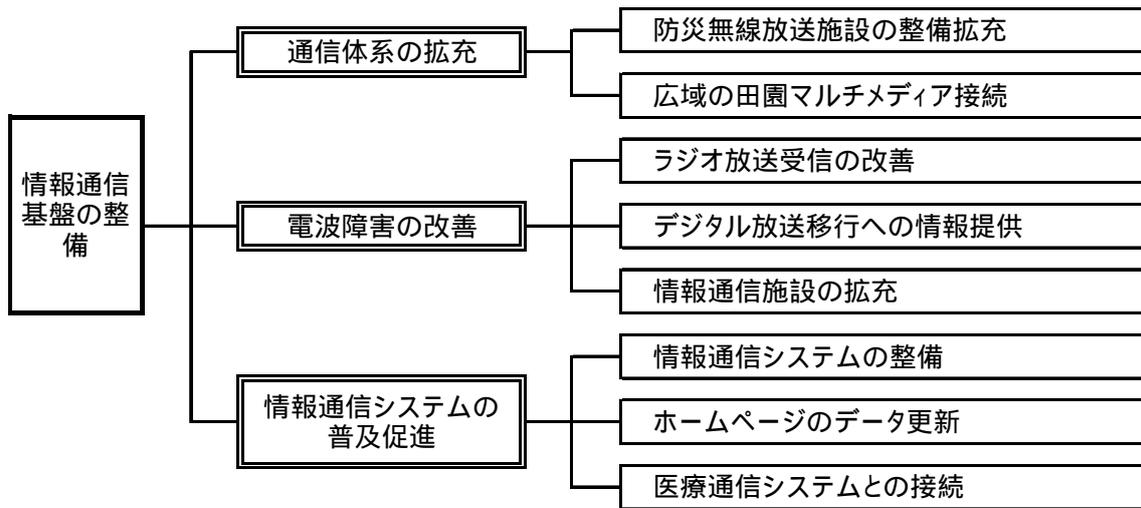
(3) 情報通信システムの普及促進

高度情報化社会の進展により、本村においてもマルチメディアに接触する機会が増えた。今後、インターネット等の利用者増大が予想されることから、情報通信システムの整備普及に努め、村での具体的な活用についても検討する。

多良間村の観光名所等を掲載したホームページは開設しているが、内容の充実を図るため、高度情報化社会に対応したシステムを導入し、ホームページ内で、本村の特産品等の販売を行うことなどを検討する。

本村において、将来、最も期待されるのは、村民の健康や医療にかかわる遠隔医療ネットワークや広域救急医療システムなどの医療通信システムの構築である。県が実施するマルチメディアアイランド構想に沿いながら、本村においても利・活用の仕組みづくりを検討する。また、産業部門での活用にも検討を加え応用範囲を広げる。

【施策の体系】



第4節 水道事業の拡充

1. 現状と課題

本村の水道事業は、多良間島では簡易水道事業、水納島では飲料水供給事業として運営している。水源は、多良間島では地下水、水納島は集水グラウンド方式により貯水池に集水した雨水を浄化して使用している。

多良間島の地下水は、地下の滞水層が琉球石灰岩で構成されているため、カルシウム、マグネシウム等の含有量が多く、また、塩素イオン・硝酸及び亜硝酸性窒素や蒸発残留物などの濃度が基準値を超えることが指摘されていた。村民に良質な生活用水を供給する観点から、平成7年度に水処理対策検討委員会を設置し、生活用水の質の改善と供給システムの改善策を検討した。平成8年から9年には国・県の補助を確保し、簡易水道水質改善事業を実施し、平成10年4月から良質の浄水を供給している。

多良間島では地下水を生活用水として利用していることから、地下水の汚染防止は、村政にとっては大きな課題である。浄水処理施設を整備し、水質を基準値以下に改善したとはいえ、農業用水や草地面積が大きく、雨水が地下に直接浸透しやすいため、化学肥料による汚染水が地下水に混入しやすく、健康への影響が懸念されている。そのため、平成18年度事業として、農業用水の水源開発を目的に、国営地下ダム調査が行われ、土壌水分調査、ボーリング調査や地域の自然生態系等の環境調査などが実施されることになっている。

また、本村は、下水道施設の整備が遅れているため、生活雑排水については、十分な処理がなされていない。このことが地下水汚染の危険性を高める結果となっている。村民に地下水の水質保全に関する啓発を行っているが、生活様式の変化により生活雑排水の増加をとめない、効果的な対策が見出せないままになっている。

本村の生活用水の使用量は、平成17年度で約20万 m^3 となり、総量は減少傾向にある。一日当たりの給水量は平均して500 m^3 、1人1日当たりの給水量は平均で419となっている。

給水量の実績

年度	給水人口 (人)	年間給水量 (m^3)	1日当たりの給水量 (m^3)		1人1日当たりの給水量 (m^3)	
			最大給水量	平均給水量	最大給水量	平均給水量
平成13年度	1,359	195,523	600	536	442	394
平成14年度	1,348	188,335	600	516	445	383
平成15年度	1,343	271,510	656	742	488	552
平成16年度	1,389	267,524	807	733	581	528
平成17年度	1,314	200,751	682	500	519	419

資料：沖縄県の水道概要

2. 施策の方向と体系

水道事業の第一の使命は、「良質な用水の確保と安定供給」である。また、地下水の汚染防止に努め、「給水施設の整備」と「渇水期の対策」を万全なものとする。

(1) 良質な用水の確保と安定供給

浄水処理施設の整備により、良質な用水の確保が可能になった。水道水の水質を維持し、安全な用水を供給するために、機械設備の整備と管理を強化する。また、質の良い自然水を確保するために、地下水の汚染防止策として、水源涵養林の育成に努め、汚染水の地下水混入を防止するための対策を講じる。

生活雑排水の処理については、将来は、公共下水道事業によって行うものとし、当面は、家庭での浄化槽の設置を促進し、生活雑排水の地下浸透による地下水汚染の防止に努める。農業用水における対策としては、随所に樹林帯を増やし、農薬や化学肥料による汚染水が地下水に混入することを最小限に押さえるようにする。

(2) 給水施設の整備

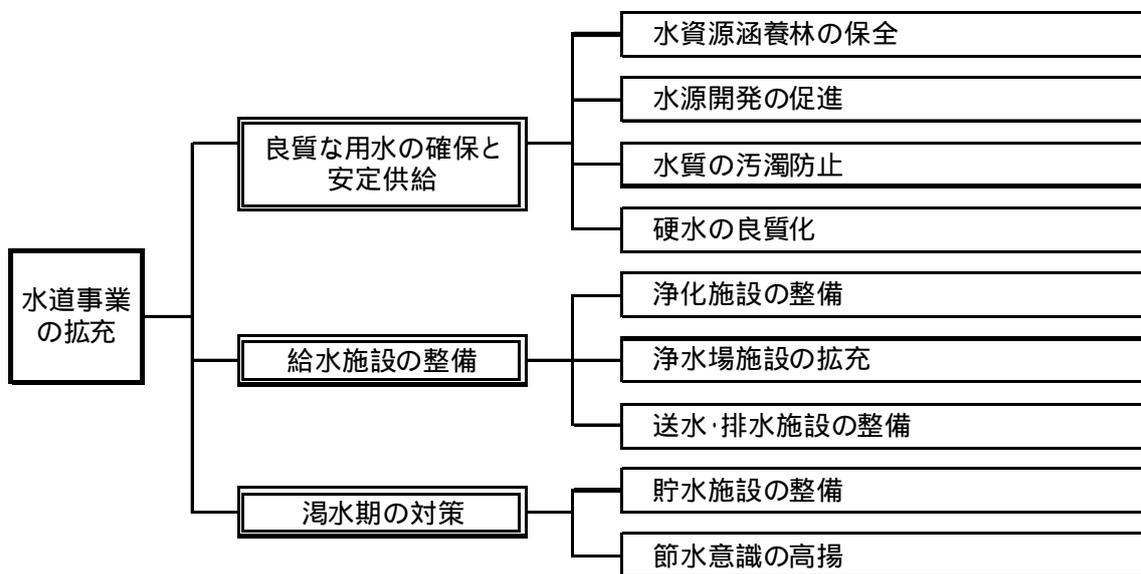
生活水準の向上、生活様式の変化等により、水道水に対する要求は、量的な増大とともに、給水の質的な面においても要求が強くなると見られる。また、観光客の増加により観光関連産業が成長すれば、現在の施設では需要に対応できなくなる。その時に備えて、水道事業計画を準備する。さらに、水道供給施設については、老朽化したり破損したりする送水管や給配水管の取り替えを行

うとともに、新しい住宅や建物の建設に支障を来さないように対応する。

(3) 渇水期の対策

多良間島では、地下水が豊富にあるために、長期の干ばつでもない限り飲料水が不足することはない。しかし、地下水の水量は、年々の降水量の多寡に左右されやすいことから、緊急時に備え渇水対策を講じる。大型の貯水施設の整備を進めるとともに、各家庭においても貯水施設の整備を奨励する。

【施策の体系】



第5節 地域防災体制の強化

1. 現状と課題

本村は、多良間島、水納島ともに平坦で、夏から秋にかけての台風による暴風や高潮、冬場の季節風などによる被害を受けやすい地域となっている。その被害を最小限にとどめるために、先人たちは、古くから集落環境の整備、家屋の建築、生活習慣等に工夫をこらし、努力してきた。

近年、台風による人的被害は少なくなったが、農業や漁業などの産業分野では、毎年のように災害に見舞われている。このような災害に備え、農地防災対策、防潮・防災林の整備、港湾・漁港の防災対策などの自然災害対策整備事業と合わせ、災害を受けた時に十分な救済措置がなされるように努力してきた。

台風の発生や自然災害の予測は困難であり、地域防災に対する行政の対応や地域住民の対処の仕方については、普段から十分な検討を重ね、万全を期すようにしなければならない。また、地震や津波に対しても、全く起こらないと断言できるものではない。これまで全国で発生した地震や津波の教訓を活かすような対応が求められる。

本村は、65歳以上の高齢者が多く、高齢者夫婦、単身高齢者が増加する傾向にあり、この点に配慮した防災対策が必要である。高齢者や体の弱い人の避難誘導がスムーズに行えるように、住民と行政が一体となって、防災意識を啓発し、速やかに行動できる体制づくりを進めなければならない。

道路の拡幅、農業基盤整備、畜産の草地造成などを進めるために、林野等の開発が進んでいる。それぞれの地域条件を検討しながら、危険性の高い場所については、樹木植栽を増やすなどの防災対策が必要である。

本村における保安林面積は、平成15年3月末現在では、潮害防備保安林が281haで、森林面積の57.0%と森林面積の半数以上を占めている。このことからすれば、本村の自然緑地による防災機能は高いと言えるが、より安全な地域を確立し、農業、畜産、漁業等、地域産業の安全な経営を持続させるためには、居住地や農用地に対して緑地の防災機能を高めることが重要になっている。

2 . 施策の方向と体系

本村における地域防災の基本は、台風、地震、津波、高潮などの災害から村民の命と財産を如何にして護るかにある。本村の地形条件からすると、災害に弱い体質と考えられることから、防災に対する村民の意識の高揚を図り、ハード面の整備だけでなく、ソフト面からも災害に強い村づくりを推進していくものとする。具体的な施策展開は、多良間村防災会議が策定した多良間村地域防災計画にもとづいて、村域の保全と村民の生命・身体及び財産を災害から護るために防災体制を強化する。

台風時の風水害や潮害等による農作物、畜産への被害、海岸線の被害を最小化し、緊急時に迅速に対応できるような体制をつくる。また、高齢者世帯にも充分配慮した防災施策を実践する。さらに、地震発生を考慮したマニュアルづくりなど地域防災体制の強化を盛り込んだ施策展開を図る。

(1) 海岸保全対策

本村は、多良間島、水納島ともに海岸線が低く、台風による高波や風水害の災害を受けやすい。冬期の季節風による被害も大きい。平坦な地域であることから風向きに関係なく、どの場所でも強風の被害を一様に受けやすくなっている。したがって最も大切なことは、暴風エネルギーを海岸線で防止あるいは弱めるための防風・防潮林の強化である。海岸線の保安林植栽を増やし、強風に強いフクギ・テリハボク等の植栽を進める。

内陸部の農地や草地については、海岸線での強風防止対策に加え、畑地周辺での遮断壁の役割を持つ緑の帯を計画的に育成する。畑地帯は、特に平坦な地形が続き、農地および草地を地形的に遮断する丘陵がなく、風水害や潮害を受けやすい条件下にある。一部にフクギ並木があり、暴風時の遮断壁の役割をしているが、ごく限定されていたものである。農地および草地を風水害、潮害から護るために、内陸部において緑の稜線の形成を計画的に進めるものとする。

(2) 集落内の排水処理対策

集落内の雨水処理は、道路側溝を利用して海岸近くまで誘導し、地下浸透させるようにしているが、大雨の時には、側溝の容量を超える水量になることが

ら、一時的に冠水被害がある。大雨の時に、排水が集中的に流れることがないように、道路側溝の改良を進める。これまで進めてきた「農業集落排水事業」を集落内の下水処理施設の整備と連動させながら、防災防止の観点から、排水処理施設の整備を促進させる。

河川のない本村にとって、雨水は貴重な資源である。この貴重な雨水を農業用水として活用するために、随所に溜め池を造り、水を貯めている。集落内の排水対策についても、農業用水対策と連動させ、雨水の有効活用が出来るような道路側溝の改良を進めるものとする。

(3) 地震・津波対策

本村は、近年、大きな地震や津波を経験していない。しかし、本村が全く安全である保証はない。明和の大津波から 230 年を過ぎているが、地震や津波の発生は、全く否定されているわけではなく、警告を発している専門家もいる。全国で発生している地震や津波の教訓を活かすことが大切である。いつ地震や津波が起きても、被害を最小限に止められるように危機管理体制を万全なものにしなければならない。そのためには、避難する指定場所の周知を徹底させ、地震発生時に適切な行動が出来るように、十分な訓練を実施しておく。また、指定場所に避難出来ない場合を想定して、一時の避難場所を、あらかじめ確認しておく。

地震発生に備えて、住民や建造物を強固にしておくことが大切であるが、あらかじめ、建物の耐震強度の診断を実施して、耐震性を高めるよう指導助言を行う。また、地震発生の際に身内の安否確認、余震や津波等に関する情報の伝達方法の確立、地震・津波等の防災情報システムの確立など、地震・津波を想定した地域防災計画の見直しを行い、地震・津波対策を万全なものにする。

大きな地震や津波が起き、災害に見舞われた場合、村役場を中心に自治会、隣組、消防組織、その他の各種の組織が、それぞれの役割分担と協力体制をしっかり認識し、整然と行動できる体制を組むことが重要であり、日頃から十分な協議を重ね、緊急避難体制や災害復旧の方法について、事前に体系化する。

また、災害に見舞われた時、被災者の精神的苦痛を和らげるため、防災計画の中にメンタルケアの方策を明確にしておくことも重要である。

(4) 防災意識の啓発

地域防災計画をより効果的に実施するためには、防災に対する村民の意識を高め、積極的に行動する心構えを育てることが大切である。村民が率先してさまざまな防災活動に参加し、実戦的な避難・救急訓練の体験を通して、防災意識を高めるようにする。

実戦的訓練は、大人だけでなく、児童・生徒も参加させ、学校教育現場での防災教育の推進を図りながら、村民が一体となって防災意識の高揚に努める。

防災意識を高めるための防災教育は、村民全体を対象とする防災講座の開設や防災に関するパンフレットの配布などの広報活動を通して、幅広く実施する。また、基本的な救急救命訓練を児童・生徒を含め定期的を実施する。

台風、地震・津波に襲われた時の被害を最小限に抑えるためには、事前に危険とみられる箇所を確認し、点検・管理することが重要である。また、補修の必要があると認められる場所は、未然に災害を防止するよう予算措置をする。

災害時の避難・誘導がスムーズに行うことができるように、家庭や学校、職場や事業所等で、日常的に集合場所や避難場所、避難経路などを確認しておくことが大事である。同時に、災害時の避難マニュアルを作成・配布し、周知徹底を図ることも重要である。

(5) 高齢者世帯への配慮

本村の高齢者世帯は、平成 17 年には 250 世帯になり全体の 45% を占め、一人暮らし世帯や二人世帯も多くなっている。災害時における高齢者世帯の避難は困難を伴う。特に、単身者や夫婦ともに高齢者の場合は、手助けする必要がある。そのため災害時には、高齢者の避難が迅速にできるよう、隣組の連絡体制を明確にしておく。婦人会、青年会等の組織を中心に、高齢者世帯を定期的に訪問し、防災に関する話し合いをし、災害時に備えての連絡や避難の方法など、事前に示しておくことが求められる。

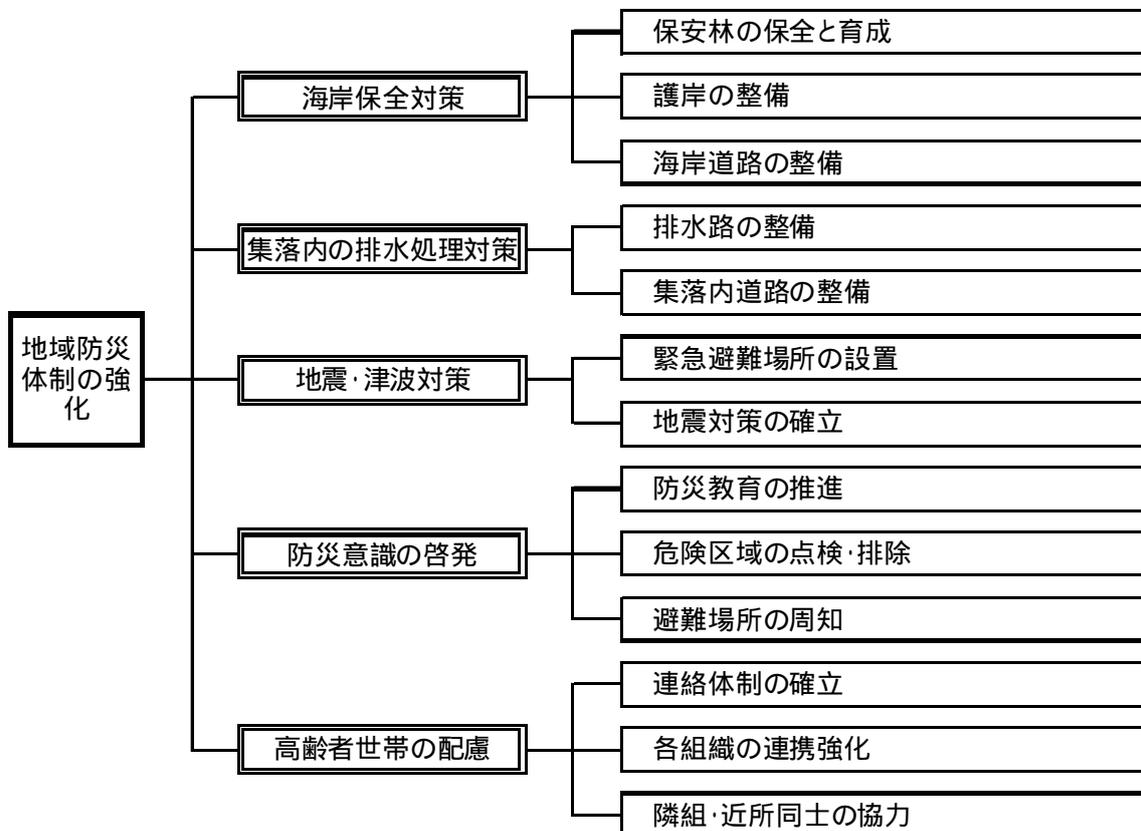
災害発生を伝える伝達手段については、防災無線により全世帯に知らせることは、もちろんであるが、非常時サイレンやスピーカー等による伝達のほか、隣・近所同士で確認し合いながら、避難誘導を適切に行うことが望ましい。

高齢者世帯

世帯区分	平成15年	平成16年	平成17年
総世帯数 A	514	530	551
高齢者のいる世帯数 B	275	241	250
割合 (B/A)	53.5%	45.5%	45.4%
高齢者単身世帯 C	46	67	73
割合 (C/A)	8.9%	12.6%	13.2%
高齢者のみの世帯 D	111	54	50
割合 (D/A)	21.6%	10.2%	9.1%
その他の世帯 E	118	120	127
割合 (E/A)	23.0%	22.6%	23.0%

資料: 多良間村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

【施策の体系】



第6節 消防・救急体制の強化

1. 現状と課題

日常の消防・救急業務は、多良間村消防事務所を中心に行っている。現有の消防施設は、水口型水槽付消防ポンプ自動車2台、ポンプ車1台、救急車1台、消防指令車1台が配備されている。消火栓14基、防火水槽7箇所が整備され、また、消防・救急団員は、非常備兼任の25人体制となっている。

防災行政無線の整備状況は、農林水産省の整備による無線局があり、同報子局の屋外方式6局、個別方式2局がある。移動局と結ぶ基地局はないが、現在、携帯電話の普及が著しく、一般の電話線を通しての連絡が容易である。

平成17年度の消防団員の出勤状況を見ると、火災、風水害等の災害のための出勤はなく、演習・訓練のための出勤が1回、出勤延べ人数13人となっている。また、救急体制は消防本部のない救急体制ではあるが、平成17年度には、5人の従事者が他の業務と兼任の形で勤務し、出勤延べ人数は66人となっている。本村では宮古広域行政圏の中に入るが、中心母島から遠隔地にあるために、緊急の病人や障害者に対する救急・加療の体制が不十分な状況にある。

災害が少ないのは、村域が小さく居住地域もまとまりがあり、危機管理がやりやすいということもあるが、村民の防災意識が高く、日常生活の中に災害に対する強い意識が浸透していることも大きな要因と考えられる。このことは、消防費予算が低いことにも表れている。平成17年度の人口1人当たりの消防費4,377円、一世帯当たりの消防費は11,210円となっており、消防防災にかかる費用が少ない。しかし、災害は突発的に起こることが多く、何時、どういう災害に見舞われても、被害を最小にとどめられるように、万全の体制を整えておく必要がある。

人口一人当たりの消防費の推移

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
消防費歳出	42,204	14,157	14,157	5,890	5,975
人口一人当たり	29,288	10,005	9,697	4,198	4,377
一世帯当たり	84,577	27,813	26,314	11,134	11,210

資料：消防防災年報（沖縄県）

２．施策の方向と体系

消防・救急体制の整備は、村民の生命・財産に関わる重要な事項である。本村の場合は、緊急を要する重大な事態に対処できる十分な体制にはなく、医療施設が、より整備された施設への搬送を余儀なくされた事態を考慮して、各種の施策展開に備える。

(１) 組織体制の強化

本村の消防・救急業務は、非常備兼任の消防団組織が行っている。業務は、消防事務所の管轄のもとになされるが、消防団員は、兼任とはいえ、災害時に迅速に対応できる高度な技術や専門的な知識を持ち、被災者に不安を与えないように、沈着冷静に行動できる資質を持ち合わせていなければならない。消防・救急活動の訓練を日頃から十分に実施し、いざという時に適切な対応ができるよう資質の向上を図る。

現有の消防団組織で対応できないような大きな災害に見舞われた場合、または、かかる災害が予想される場合は、村長を本部長とする多良間村災害対策本部を設置し、多良間村防災会議と緊密な連携のもとに、災害予防及び災害応急対策を実施する。

被害を最小限にとどめるためには、さまざまな事態を想定した対応を検討し、防災体制を迅速に組織できる仕組みづくりが大切で、消防・防災関連職員は、あらゆる災害に対する知識を住民に広く伝達し、緊急の場合に、住民との連携が緊密に取れるような体制づくりに努める。

本村は、広域行政の中で、中心から遠隔地にあるという厳しい条件下にある上に、高齢者の多い超高齢社会である。宮古および八重山圏域で起こる大規模災害に臨機応変に対応できるように、他の市町村や関係機関との応援体制の確立に努める。

(２) 消防・救急施設の整備・充実

火災が発生した時に、迅速な消火活動ができるように、消火栓、防火水槽を計画的に配置、整備する。また、救急車両および消防車両の老朽化に伴い、買換えを検討し、消防・救急体制の強化に努める。

本村は、住居地域の周辺が森林や原野となっているために、居住地域の安全確保に加え、森林・原野等の火災の予防と対策に十分な対応が求められる。非常時をいち早く伝える火災報知機や消火施設を適切な場所に設置する。また、公共の建物、旅館、スーパー等にも防災施設の整備を促進し、これらの機器が何時でもすぐに使用できるように点検整備を徹底し、保安管理を含めた安全対策を強化する。

消防・救急活動を円滑にするためには、連絡・通信体制の整備が欠かせない。日常の通信業務の円滑な運営に加え、緊急時に迅速な連絡ができるように防災無線施設の整備・点検を励行する。また、公用車や司令車の無線機器の整備を進める。

避難場所に指定されている学校や公民館等における緊急連絡施設の確保、貯水タンクの設置、誘導灯の整備、緊急食料の確保、医薬品の確保など、災害時に迅速に対応できるような体制を組む。

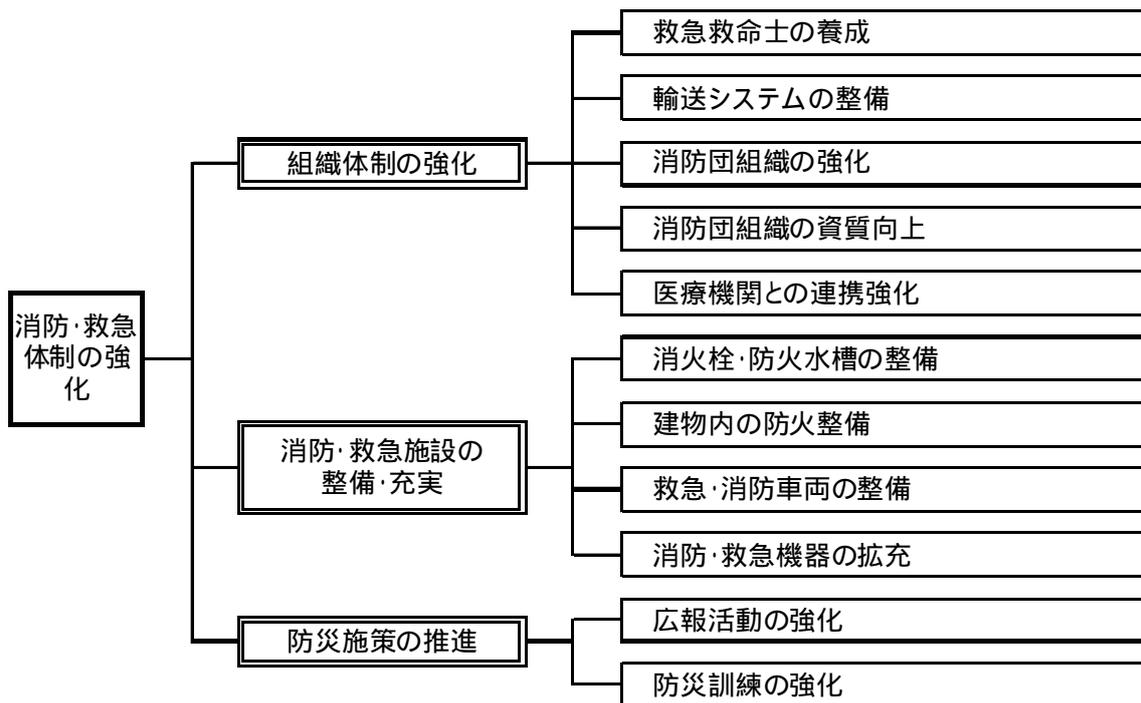
(3) 防災施策の推進

村民の生活を安全なものにするためには、火災や災害を未然に防止できるようにすることが大切であり、村民が日頃から火の元に注意し、隣・近所で常に連絡を取り合う仕組みを整えることである。また、災害や火災が起きた時、村民が、それぞれの立場で防災活動に参加できるよう事前の準備が必要である。

村民が日頃から消防・防災活動に理解を深め、積極的に参加するように、村民への意識啓発につながるような防災広報活動を強化する。宣伝カーやポスターの掲示を行い、消防・防災・救急活動の知識を高めるような講習会等を定期的に開催する。

新多良間空港が開港したことにより、観光客やビジネス客が増加するものと思われる。観光客や外来者の増加は、海域でのレクリエーション活動の活性化につながることから海域での安全対策を万全なものにする必要がある。いかなる事態に対しても、適切な応急処置ができるように救命・救助体制を整えるものとする。

【施策の体系】



第2章 豊かな生活の基礎となる産業づくり

本村の経済は、農業経営を基軸に公共投資および政府サービス生産所得が大きな支えとなって発展してきた。平成17年の本村の純生産額は26億8千万円となり平成16年より7.7%増加している。産業別の比較では、政府サービス生産者が29.7%、農業が22.7%で、建設業が17.2%、製造業が11.3%となっている。建設業は、主として、港湾、空港、道路等の整備のために支出される公共投資の受け皿としての企業群であり、また、政府サービス生産は、公務や教員のサービス提供者である。本村経済の大部分は、農業と公的支出で賄われていると判断してよい。

純生産額の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
実数(百万円)	4022	3713	3375	2925	2401	2680
対前年度増加率(%)	7.5	7.7	9.1	13.3	17.9	11.6

資料：沖縄県統計年鑑

経済活動別純生産額

単位：百万円、%

	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	実数	構成比										
農業	495	11.9	352	9.8	412	11.5	442	13.2	417	16.8	609	22.7
水産業	11	0.3	13	0.4	9	0.3	11	0.3	12	0.5	10	0.4
製造業	453	10.9	238	6.6	486	13.5	708	21.1	283	11.4	302	11.3
建設業	1,969	47.4	1,711	47.6	1,374	38.2	810	24.2	412	16.6	462	17.2
電気・ガス・水道業	118	2.8	120	3.3	116	3.2	116	3.5	121	4.9	80	3
卸売・小売業	108	2.6	101	2.8	103	2.9	98	2.9	71	2.9	71	2.6
金融・保険業	21	0.5	27	0.8	32	0.9	25	0.7	22	0.9	24	0.9
不動産業	131	3.2	128	3.6	126	3.5	150	4.5	136	5.5	143	5.3
運輸・通信業	81	1.9	77	2.1	81	2.3	81	2.4	83	3.3	86	3.2
サービス業	200	4.8	225	6.3	237	6.6	246	7.3	221	8.9	194	7.2
政府サービス生産者	765	18.4	791	22	807	22.5	824	24.6	804	32.3	796	29.7
(控除)帰属利子	195	4.7	189	5.3	189	5.3	159	4.7	94	3.8	97	3.6
合計	4,157	100	3,594	100	3,594	100	3,352	100	2,488	100	2,680	100

資料：沖縄県統計年鑑

本村の就業者は、平成17年の国勢調査の結果によると649人となっている。時系で見ると、昭和40年の1,200人から、昭和50年には800人を割り、昭和60年には772人となった。その後、平成7年が705人、平成12年には715人と微増したものの平成17年は649人と減少した。

この就業者の産業別の変化を平成17年のデータをもとにみると、農業を中心とする第1次産業が40.8%と他地域と比較しても高い割合となっている。一次産業就業者は、5割近い比率でありながら、所得が低くなっているのは、生産性が低いためであるが、土地の生産性を高める工夫と、効率的な生産構造の探

求が求められている。

就業者数の産業別割合

	多良間村		宮古島市		沖縄県	
	平成12年	平成17年	平成12年	平成17年	平成12年	平成17年
総数(人)	715	649	25,620	24,673	555,562	560,477
第1次産業(%)	40.8	40.8	24.2	23.7	6.1	5.9
第2次産業(%)	24.1	17.4	18.9	15.8	18.8	16.3
第3次産業(%)	35.1	41.4	56.7	59.8	74.2	76.3

平成12年は平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町の合計

資料：国勢調査

本村の産業振興にとって空港の整備は、先導的な役割を持つものとして大きな期待が掛けられている。空港の整備により人的交流の増加に加え、物的流通が拡大し、産業活動が活性化するからである。本村の産業は、公的な投資と関連する分野を除外すれば、農業依存の産業構造にある。そして、農業は、現在さとうきび、畜産中心であるが、将来的にはその他の作物の生産拡充も視野に入れなければならない。さらに、人的な交流の拡大は、農業以外の産業の発展を促すと期待できる。

本村の産業の振興を円滑に進めるために、整備された航空システムの有効活用が大きな課題である。また、旧空港跡地には、昔から飼育されている山羊を地域資源として活用するための跡地利用が計画され、村の自立発展を促し、地域活性化を探る新たな動きがある。

他方で地域の産業振興は、地域住民の民意を尊重して進めなければならないが、外的要望・要求と内部の意向をどう合致させるかが今後の課題である。

第 1 節 農業の振興

1. 現状と課題

本村の農業の特徴は、さとうきび、葉たばこ栽培のほかに、畜産が大きな比重を占めていることにある。平坦な地形条件は、さとうきびや葉たばこの栽培に適しているが、さんご石灰岩の土壌が多く、表土が浅いために、保水力に乏しく、一部には肉用牛や山羊の放牧が、さとうきびや葉たばこ栽培より有利とされている。特に、山羊は、「たらまピンダ島興し事業」として生産や加工など様々な方向から検討されている。今後、多良間ブランドになりうる資源として注目されており、産業振興に大きな期待が寄せられている。

保水力の弱い土壌条件に加え、毎年のように襲来する台風や周期的に起こる干ばつ等の自然災害は、農業経営の大きな障害となっている。さらに、消費地から遠隔地にあるために、流通・販売面で不利となり、本村の農業経営を困難なものにしている。不利な条件を少しでも緩和するために、本村では、農業振興地域整備計画をつくり、農業振興地域を設定し、土地の有効利用と農用地の整備に努めてきた。また、農業経営の近代化に向けて、高能率生産団地整備計画、肉用牛生産振興計画、農業構造改善計画、農村総合整備モデル事業計画などにより、生産基盤の整備、近代化機械施設の導入、生活環境施設の整備を進めている。

生産基盤整備状況をみると、要整備面積 603ha のうち、平成 17 年度までに整備された面積は、489.7ha、73.9%で、畑地かんがい施設の整備は、9.9%の整備率である。

本村の耕地面積の内訳をみると、総面積 954ha のうち、普通畑 596ha、牧草地が 358ha と、普通畑の割合が大きい。また、1 戸当たりの経営規模は、1ha 以上の農家が 9 割を占め、農家 245 戸のうち、121 戸の農家は肉用牛を、105 戸の農家は山羊を飼育している。

本村農業の課題は、本村の亜熱帯・海洋性の温暖な地域特性を、如何に有効活用するかである。そして、様々な制約条件を克服して、対外的にも通用する農産物を育てることである。そのためには、栽培技術だけでなく、物流面の整備を進めながら、農業経営のノウハウを高めることである。県内や国内市場だ

けではなく、国際市場の動向を的確に把握し、農業経営に活かす努力が必要とされる。

(1) 就業者数

本村の農業者数は、わずかな増減を繰り返しながらも減少傾向にあるといえる。昭和55年587人から平成7年には423人に減少し、平成12年には573人と増加したが、平成17年には545人に減少した。年齢別では、60歳以上での減少が大きく、平成7年の約50%から平成12年には36.3%に減少している。また、農業経営を支える中堅世代も減少傾向にあることから、担い手の減少は本村農業の発展を阻害するもので、その対策が重要な課題である。

年齢別農業就業人口

	実数	男性	女性	15～29歳		30～59歳		60歳以上	
				実数	割合	実数	割合	実数	割合
昭和55年	587	312	275	73	12.4%	329	56.0%	185	31.5%
昭和60年	556	306	250	47	8.5%	330	59.4%	179	32.2%
平成2年	539	274	265	38	7.1%	241	44.7%	260	48.2%
平成7年	423	221	202	23	5.4%	189	44.7%	211	49.9%
平成12年	573	332	241	62	10.8%	303	52.9%	208	36.3%
平成17年	545	327	218	55	10.1%	274	50.3%	216	39.6%

資料：村経済課、農業センサス

(2) 農家数

農家数は、昭和55年から60年にかけては7%の増加となり、328戸となったが、その後は減少傾向が続いている。平成17年の農家数は245戸となった。専業・兼業に分けて、その変化をみると、専業農家の減少が著しく、昭和55年の139戸から平成7年には89戸、平成17年には84戸となっている。兼業農家は、昭和55年から昭和60年にかけて増加したが、その後は減少し、平成17年には161戸となっている。

専業農家の減少は、農業で生計を立て地域農業の中核となる農家の減少を意味するもので、農村社会のあり方を含め、農業を振興する上での課題である。

専業・兼業農家数および農家比率

年次		総農家数	専業農家	兼業農家		
				総数	第一種兼業	第二種兼業
平成55年	件数	305	139	166	96	70
	割合	100	45.6	54.4	31.5	23.0
平成60年	件数	328	126	202	96	106
	割合	100	38.4	61.6	29.3	32.3
平成2年	件数	295	113	182	109	73
	割合	100	38.3	61.7	36.9	24.7
平成7年	件数	265	89	176	86	90
	割合	100	33.6	66.4	32.5	34.0
平成12年度	件数	250	76	174	75	99
	割合	100	30.4	69.6	30.0	39.6
平成17年度	件数	245	84	161	57	104
	割合	100	34.3	65.7	23.3	42.4

資料：村経済課、沖縄県統計年鑑

(3) 経営規模

農家数が全体的に減少する中で、3ha以上の経営規模の農家は増加傾向にあり、平成17年には44.1%を占めている。経年変化をみると、1ha未満と1～2haは減少傾向、2～3haは微増減を繰り返し、3ha以上は増加傾向にある。

このことは高齢化社会の進展と無関係ではない。また、農業就業者の減少とも深く結びついている。すなわち、農業就業者の高齢化や減少によって、農家の集約化が進み、農家の経営規模の拡大を促進させている。

経営規模の拡大は、歓迎すべきことであるが、後継者の育成に努力しなければならない。

経営耕地面積規模別農家数

年次	0.5ha未満		0.5～1.0		1.0～2.0		2.0～3.0		3.0ha以上	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
昭和60年	32	10.5%	31	10.2%	113	37.0%	58	9.0%	71	3.3%
平成2年	17	5.1%	51	15.5%	98	29.9%	83	25.3%	79	24.1%
平成7年	12	3.8%	20	6.3%	95	30.2%	74	23.5%	114	36.2%
平成12年	7	2.8%	29	11.6%	68	27.2%	54	21.6%	92	36.8%
平成17年	6	2.4%	20	8.2%	55	22.4%	56	22.9%	108	44.1%

資料：村経済課、沖縄県統計年鑑

(4) さとうきびの生産

基幹作物であるさとうきびの生産量は、年により増加の変動が激しくなっている。平成10年以降の統計でみると、連続して増収が続くことは少なく、平成

10年から平成12年にかけて、2万トンを超える収穫が続いただけである。

収穫量の経年変化をみると、平成10年に20,702トンであったものが、平成11年には24,831トンと増産し、その後は減産傾向にあり平成13年に13,573トンの低い記録となった。その後、平成14年に再び2万トンを超えるものの、平成15年、平成16年と減産し12,984トンの収穫となった。

さとうきび栽培の課題は、単位面積当たりの収穫（単収）を高めることである。10アール当たりの収穫量は、平成10年8,118kg、平成11年には9,738kgと増加しているものの、その後は、減少傾向にあり平成13年に5,122kgとなっている。翌年の平成14年には9,283kgと4,000kg増加したが、平成15年、16年と減少し4,604kgとなった。単収を高めるためには、できるだけ連作をさけ、肥沃な土壌づくりに努めなければならない。

さとうきびの生産額は、平成10年の4億519万円から、平成14年には5億584万円となり、農家1戸当たりの生産額は、200万円を超える水準を回復した。しかし、平成15年、16年と減少傾向にあり、平成16年には2億6,432万円と1戸あたりの生産額は100万円となり、平成14年と比べると半値となった。

さとうきび収穫面積および収穫量の推移

年次	栽培農家数	収穫面積 (Ha)	10a当 収穫量 (kg)	生産量 (t)	生産額 (円)	一戸当たり		1t当り価格 (円)
						平均生産量 (t)	生産額 (千円)	
平成10年～11年	268	255	8,118	20,702	405,199	77.2	1,512	19,572
平成11年～12年	268	255	9,738	24,831	503,631	92.7	1,879	16,728
平成12年～13年	269	298	7,578	22,620	451,767	84.0	1,679	19,972
平成13年～14年	255	265	5,122	13,573	281,530	53.2	1,104	2,071
平成14年～15年	252	268	9,283	24,880	505,894	98.7	2,008	20,334
平成15年～16年	269	292	6,321	18,460	399,199	68.6	1,485	21,625
平成16年～17年	261	282	4,604	12,984	264,322	49.7	1,013	20,357

資料：平成17年度 多良間村勢要覧

(5) 葉たばこの生産

葉たばこの生産は、過剰在庫の解消のための生産調整等があり、昭和57年をピークに減少し、平成元年には、栽培農家が8戸、面積が9haに減少した。平成13年以降10戸、20haで推移しているものの、平成16年から17年にかけて11戸、23haと微増傾向にある。

収穫量は、平成12年には34トン、平成13年になり収穫面積が拡大し、収穫

量も 40 トン台で推移している。生産額は、平成 14 年には 8,000 万円を超え、平成 17 年は、8,083 万円となっている。

葉たばこの収穫面積および生産額の推移

年次	戸数 (戸)	収穫面積 (ha)	10aあたり 収量(kg)	収穫量(t)	単価 (円)	金額 (千円)
平成12年	9	19	179	34	1,851	62,499
平成13年	10	20	199	40	1,657	66,609
平成14年	10	21	217	46	1,802	82,549
平成15年	10	21	187	40	2,034	80,347
平成16年	11	23	130	29	1,780	52,453
平成17年	11	23	200	46	1,753	80,835

資料:村経済課、沖縄県統計年鑑

(6) 野菜の収穫

本村の主な野菜作物はかぼちゃで、島外出荷が主である。かぼちゃは、冬春期栽培作物であるため、さとうきび収穫後の後地有効利用の観点からも有望な作物である。しかし、季節風や病害虫の影響で生産が不安定であることが今後の課題となっている。生産量及び生産額は順調に増加し、平成 14 年、15 年の 50 トン、1 千万円をピークに、平成 16 年には 24.4 トンと半減した。しかし、平成 17 年には 41 トン、896 万円を記録している。

一方で、すいかは、昭和 63 年ごろには 90 トン近い収穫があったが、次第に減少し、平成 13 年には 0.5 トンとなり以降栽培されていない状況にある。同様に露地メロンも平成 13 年以降栽培されていない。

野菜類の収穫実績

単位:t, 千円

年次	とうがん		すいか		かぼちゃ		露地メロン	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
平成10年	71.4	15,384	18.0	5,398	25.0	4,109	2.6	1,169
平成11年	81.0	16,237	16.8	4,131	12.0	2,112	4.7	925
平成12年	81.9	19,795	1.6	517	27.4	5,211	7.6	1,726
平成13年	49.3	13,191	0.5	88	37.5	7,438	0.7	166
平成14年	21.6	4,939	-	-	53.8	10,473	-	-
平成15年	39.0	7,863	-	-	50.0	10,221	-	-
平成16年	5.0	1,254	-	-	24.4	5,654	-	-
平成17年	-	-	-	-	41.0	8,963	-	-

資料:村勢要覧、平成17年度 多良間村経済課

(7) 畜産

本村の畜産は、肉用牛と山羊が主である。肉用牛、山羊ともに増加傾向にある。平成17年の飼養頭数は、肉用牛が3,840頭、山羊が879頭となっている。養豚農家は、平成3年以降1戸となり、頭数は平成16年が112頭、平成17年は89頭と減少している。

家畜の飼養農家数及び頭数

年度	肉用牛		豚		山羊	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
平成10年	129	3,280	1	158	67	625
平成11年	131	3,443	1	316	68	837
平成12年	129	3,444	1	211	57	436
平成13年	126	3,794	1	115	48	556
平成14年	126	3,723	1	157	55	550
平成15年	119	3,406	1	129	63	868
平成16年	121	3,683	1	112	69	938
平成17年	121	3,840	1	89	105	879

資料: 村経済課、平成17年度 多良間村勢要覧

(8) 農業粗生産

本村の農業生産は、平成17年には、耕種及び畜産部門を併せて14億7,000万円となった。過去7年の経年変化で見ると、平成13年の9億円をのぞいて各年ともに11億円を超えて推移している。さとうきびの増産に加え、畜産部門が高い生産を続けている結果である。

農業粗生産額および生産農業所得

単位: 百万円、%

年度	合計	農業粗生産額										生産農業所得	生産農業所得率 (%)
		耕種					畜産						
		計	甘藷	たばこ	さとうきび	野菜	計	肉牛	豚	鶏	その他		
平成12年	1,140	590	0	60	450	60	560	540	-	-	10	540	47.2
平成13年	910	390	0	70	280	30	520	510	-	-	10	410	44.6
平成14年	1,270	640	0	80	510	40	640	620	-	-	10	490	38.6
平成15年	1,240	540	0	80	400	50	700	680	-	-	10	500	40.3
平成16年	1,220	440	0	50	270	10	780	760	-	-	10	430	35.2
平成17年	1,470	610	10	80	500	20	860	840	-	0	10	620	42.5

資料: 村経済課、沖縄県統計年鑑

2 . 施策の方向と体系

将来においても農業は、本村産業の中核をなすものである。少子高齢化が進む中で、従来型の農業経営では、生産性を高めることが困難な状況にあり、新しい農業を確立する必要がある。また、空港の整備にともなって、観光が盛んになり、産業構造も変化するとみられることから、適切な対応が望まれる。

新しい変化に対応できるように、「農業生産基盤の整備」を促進し、バイオテクノロジー等の先進技術を活用した「先進農業の育成」に努め、付加価値の高い産物を安定的に供給できるような栽培技術、加工技術の普及に努める。また、農業従事者の高齢化、後継者不足を補うため、経営の協業化、共同化を進め、「農業経営の向上」を目指すとともに、既存の組織と協力しながら、後継者や技術者を育成するための「生産組織の強化」を図る。

遠隔離島という不利な条件を克服するためには、流通システムの改善による流通コストの低減が必要であり、広域的な情報通信網を活用した「流通システムの合理化」を実践する。

(1) 農業生産基盤の整備

農業経営を円滑にして収益を高める上で最も重要なことは、水の確保である。これまで、「ため池」を各所に設置して農業用水の確保に努めてきた。かんがい施設の整備を計画的に進め、干ばつ時でも必要量の農業用水が確保できるようにする。

また、平成 18 年度から新たな水源開発を目的に国営地下ダム調査が予定されている。調査結果による水源に関する情報を参考に計画が必要とされる場合については、事業化も視野に入れる。

次に農用地の確保と土地改良事業がある。農用地の拡大については、限られた土地面積の中で農地の拡大は容易ではない。現有農地の改良を進め生産性を高める方向を基本とする。長期展望に立った多良間村農業のあり方を検討する。農地そのものの地力の回復に合わせ、自然災害から農地を守ることも大事であることから、防風・防潮林の植栽を計画的に進める。

(2) 先進農業の育成

さとうきびや畜産中心の農業から野菜や果樹栽培を有機的に結合した複合経営を推進する。野菜や果樹については、今後需要が高まる中で、バイオ技術等を活用した先進農業の育成が求められる。このような背景において付加価値の高い農業の育成を目指す。

(3) 農業経営の向上

農業収入を高めるためには、個々の農家が、それぞれに経営を担当する方式では無理がある。農地の集団化による規模の拡大を図り、農作業の機械化、農作物の集出荷の協業・共同化を進め、生産性を高めるとともに、集出荷コストの低減を図る。将来的には、営農集団化を進め、個人の経営から企業経営へと指導する。農業の企業化によって製造加工業や観光関連産業などの複合経営が可能になり、「1.5 次産業」の発達に結びつく。また、薬用作物は、新しい換金作物として有望であり、これらの栽培について、調査研究し奨励する。

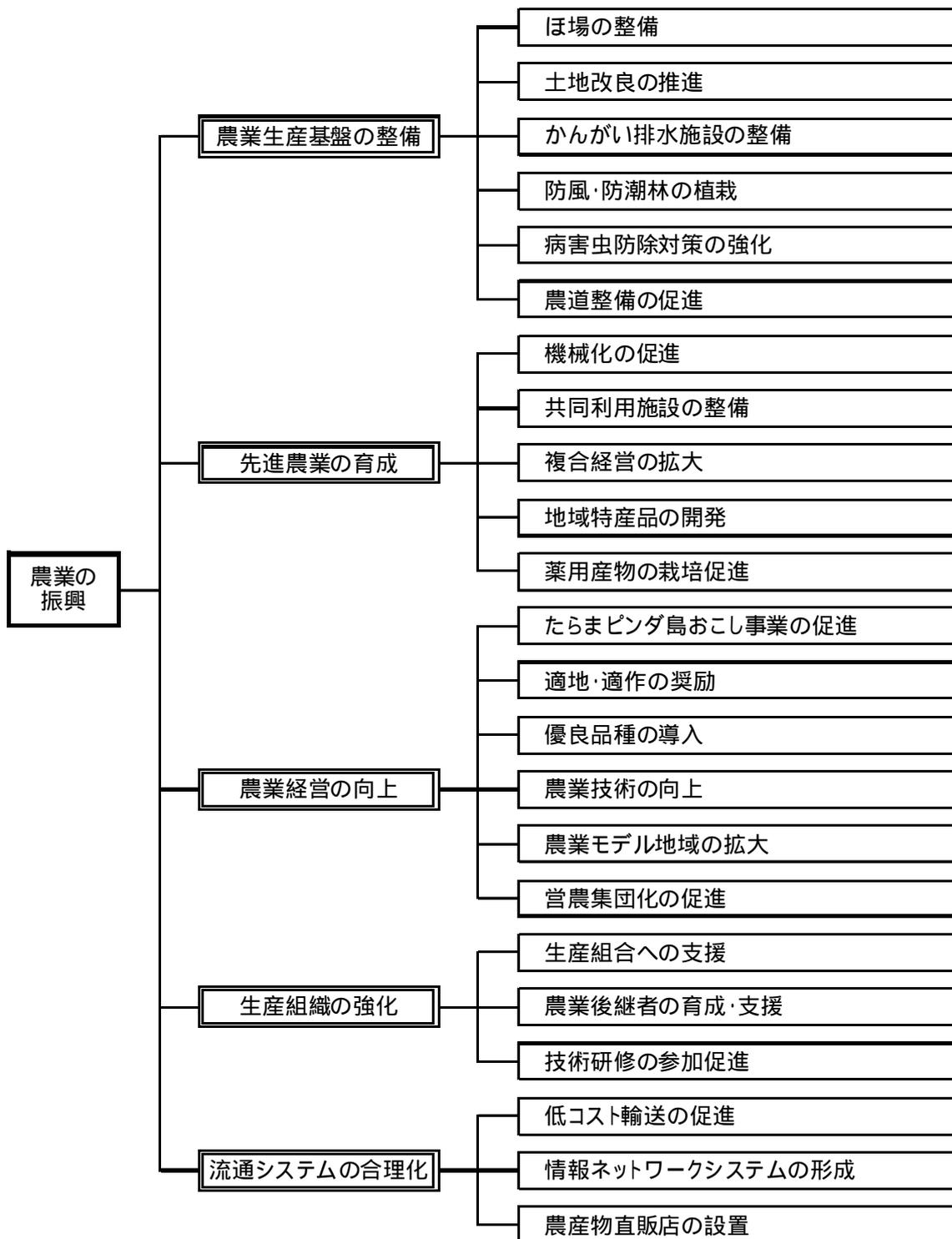
(4) 生産組織の強化

本村の農家は、沖縄県農業協同組合に加入し、組織的な活動をしている。本村では、協同組合と協力して多良間村農業振興促進協議会を設立し、これらの組織をバックアップしながら、農業生産の向上に努めてきた。これらの組織の強化を図り、効率的な組織運営に努力する。

(5) 流通システムの合理化

消費地から遠隔離島である本村にとっては、産物の輸送・流通コストの低減が大きな課題である。コスト低減を図るためには、農業協同組合やその他の関係機関と協力し、流通システムの改善に努める。

【施策の体系】



第 2 節 漁業の振興

1 . 現状と課題

本村の漁業は沿岸漁業が中心となっている。魚類は、たい類、かつお、ぶだ
い類、いか等であるが、漁獲量は、最近、減少傾向にある。平成 16 年の水揚げ
は 28 トン 970 キログラム、金額にして 2,261 万円となっている。漁協経営体も、
平成 3・4 年の 50 戸以上から 40 戸台に減少し、平成 12 年には 47 戸となった。

漁法別でみると、敷網や刺網が 4 戸、釣り漁が 16 戸、いか釣り 2 戸、その他
の漁業が 25 戸となっている。漁港は、前泊漁港とたらま漁港がある。

本村の漁業経営の大きな課題は、後継者の確保である。現在、宮古広域の取
り組みの中で、青壮年漁業者を対象として漁船漁業の漁法や養殖漁業等の巡回
指導、研修等を実施しているが、本村の場合は、若い漁業者が少なく、指導研
修の効果が見られない。

また、漁業の振興は、漁船の大型化なくしては進展しない。漁船の整備とと
もに、栽培漁業や養殖漁業の可能性を検討する必要がある。他産業との連携や
観光漁業、マリンスポーツ等、新たな事業展開による漁業の活性化も大切であ
る。

漁獲量の推移

年度	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
漁獲量(トン)	18	21	37	31	29	33	29	24

資料：離島関係資料

魚種別漁獲量と金額

単位:kg、千円

	平成14年		平成15年		平成16年	
	水揚量	金額	水揚量	金額	水揚量	金額
カツオ	5,600	1,786	0	0	4,330	1134
その他のかじき類	0	0	5,360	1,361	0	0
さわら類	1,070	393	1,225	244	1,020	203
しいら類	1,050	227	1,135	188	920	153
その他のたい類	3,930	3,824	4,085	3,583	3,605	3162
はた類	2,880	3,364	3,305	5,622	2,865	4873
その他のあじ類	1,360	1,001	1,670	959	1,330	763
たかさご類	0	0	100	54	90	49
あいご類	770	651	750	617	810	666
ぶだい類	4,470	6,969	5,150	4,589	4,630	4125
その他の魚類	5,960	4,029	7,900	5,451	7,650	5279
魚類計	27,090	22,244	30,680	22,668	27,250	20,407
こういか類	450	499	760	502	570	376
しろいか	830	1,243	850	1,442	990	1679
その他のいか類	0	0	10	3	0	0
たこ類	560	442	37	356	160	154
水産動物計	1,840	2,184	1,990	2,303	1,720	2,209
総合計	28,930	24,428	32,670	24,971	28,970	22,616

1月から12月の合計値

資料:宮古の農林水産業

2. 施策の方向と体系

漁業は、農業とともに、本村の地域資源活用型の産業として重要である。若年就業者が減少する中で、従来型の経営では、健全な産業として維持することが困難な状況にある。新しい漁業のあり方を確立し、漁業就業者の増加を図る。

空港の整備にともなって、観光が盛んになり、産業構造も変化し、漁業経営に対する新たな要求が出てくることが期待できる。観光産業とリンクする農漁業のあり方を模索し、健全な産業の発展につなげる。

新しい変化に対応できるように、「漁業基盤の整備」を促進し、先進技術を活用した「先進漁業の育成」に努め、漁業経営の安定化に努める。また、漁業従事者の高齢化、後継者不足を補うため、経営の協業化、共同化を進め、「経営規模の拡大」を目指すとともに、技術者や後継者を育成するための「生産組織の強化」を既存の組織と協力しながら図る。

遠隔離島という不利な条件を克服するためには、流通システムの改善による流通コストの低減が必要であり、広域的な情報収集網を活用した「流通システムの合理化」を実践する。

(1) 漁業基盤の整備

漁業経営を円滑にし、収益を高めるためには、漁港施設の整備が最も重要である。本村の2漁港のうち、前泊漁港は、村管理の第一種漁港として、昭和47年に指定され、古くから利用されてきた。一般の地方港湾に隣接して設置されているために、漁港機能を拡大することが難しい状況にあるが、集落に近く便利な位置にあることから、施設機能の拡大に努める。

たらま漁港は県管理の第一種漁港で、平成元年に指定を受け、拠点漁港として整備が進められている。村内における漁業活動の拠点として、また、水産物流通の拠点漁港として、施設整備を促進させるように努力する。

養殖漁業については、沿岸および陸域部の開発の可能性を検討しながら、長期展望に立った本村の漁業のあり方を踏まえた上で対応するものとする。

(2) 漁業経営の向上

安定的な漁業経営を確立するためには、漁業資源の調査、資源量の推定に基づく漁業経営、計画的な出漁が求められる。また、安定した漁業収入を得るためには、個々の漁家が、個々に経営する方式では無理がある。漁船の規模拡大を進めながら、共同化を進め、漁業活動の機械化、漁獲物の集出荷の協業・共同化を進め、生産性を高めるとともに、集出荷コストの低減を図る。将来的には、個人経営から企業経営への転換を促進し、製造加工業や観光関連産業などの複合経営を指導する。

(3) 漁業経営の多角化

本村の漁業をより高度なものとするために、漁獲物の販売だけでなく、二次製品として加工し、特産品として域外に出荷する体制づくりに努める。海産物の生のままの販売は、鮮度の維持が重要であり、漁獲量が多い時期の長期保存については工夫が求められる。そのため、冷凍・冷蔵施設の整備を推進する。また、海産物の長期保存の技術開発を促進し、村の特産品として奨励する。そして、観光土産品として販売しながら、製造加工業の振興にもつながるように取り組みを強化する。

漁業活動は観光との関連が強い。体験漁業などのサービス提供を進め、複合

的な経営を促進させる。

(4) 流通システムの合理化

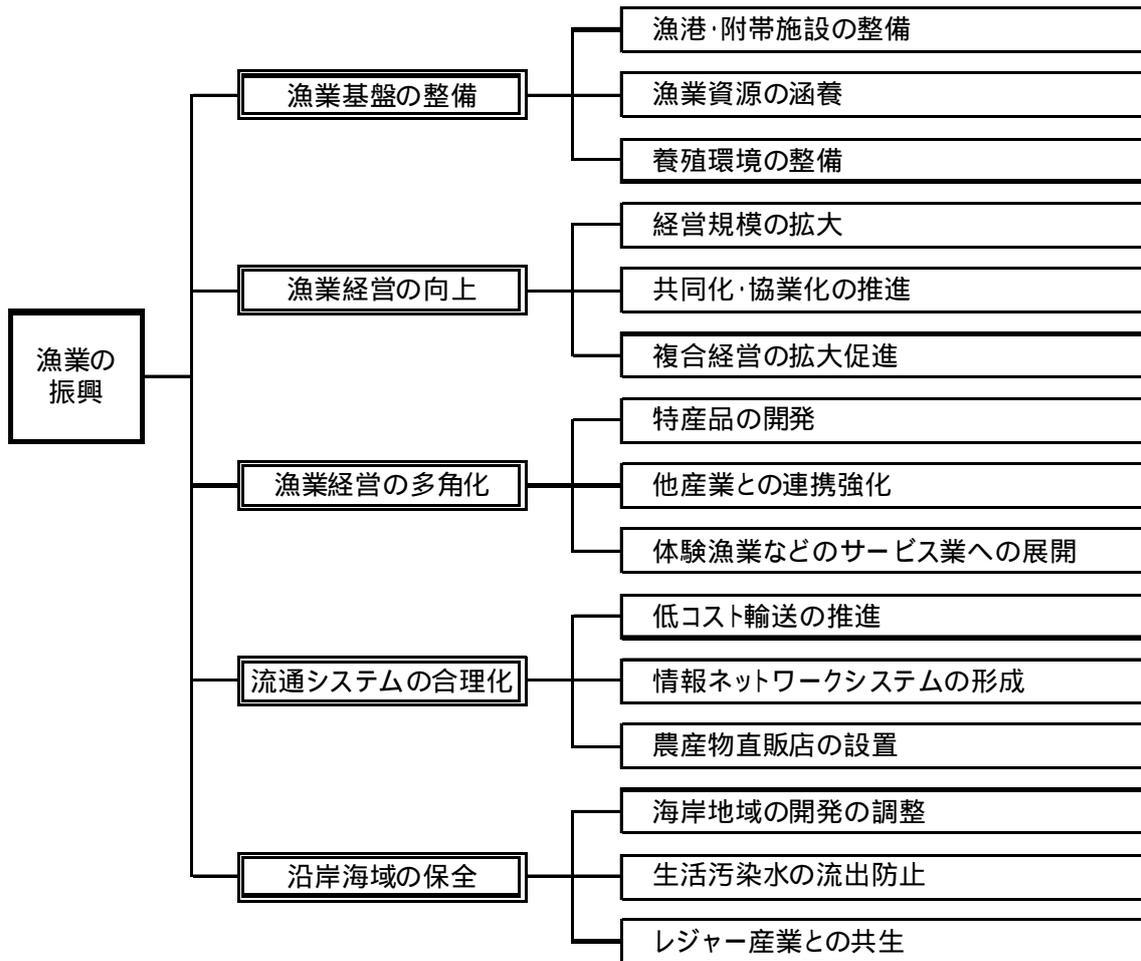
海産物の販売は、現在、村内だけに限られる。宮古島や石垣島、那覇などの消費地から遠隔にあるために、産物の輸送・流通コストが高くなる。コスト低減を図るため、協同組合その他の関連機関と協力し、情報収集、提供を迅速にするなど、流通システムの合理化に努める。

(5) 沿岸海域の保全

本村は、四面を海に囲まれているため、沿岸域は、漁業活動の場として重要であり、また、他の産業活動や村民生活にさまざまな恩恵をもたらす機能を持つ場所でもある。沿岸域の保全は、漁業活動だけでなく、良好な生活環境を維持するためにも大切である。漁業は、このような環境保全を護る役割も持っている。漁業の機能を維持・発展させながら、沿岸域の保全に努め、生活排水等の流出を防ぐ措置を講じる。

また、漁業者は、海の安全管理の専門家でもあり、レジャー産業の安全な経済活動を手助けする先導的役割を担うように協力体制を確立する。

【施策の体系】



第 3 節 林業の振興

1．現状と課題

本村の緑地は、集落の北側と海岸域に多く、面積は 493ha となっている（平成 15 年 3 月 31 日現在）。自然地形が平坦なことから、村内の農地開発が高度に進み、緑地面積の比率が低い。緑地の種別面積を見ると、保安林が 281ha で、緑地面積の 57.0%となっている。

新空港の建設に伴って空港関連用地への転用があり緑地が減少した。その分、緑地の公益的機能は低下したことになる。緑地の機能低下を補うために新たな植栽計画を実施しなければならない。本村の場合、飲料水をはじめ生活用水を地下水に頼っているために、水源涵養林としての緑地の保全は大切であり、また、集落を風水害から護るためにも緑地保全は大切である。緑地は、沿岸で展開される漁業にとっても欠くことのできない資源である。陸域の緑地は、沿岸の漁業資源を保護し、魚類の生育環境を保護する役割を持っている。

新たな企業立地等、土地利用の変化によって失われる緑地資源に見合う公益的機能をどのように補うのが、今後の課題となっている。

樹林を活用して収益を得るような経済活動は見られないことから、今後、どのような経済的利用が可能かを検討しその方向性を検討する。

保安林の種別面積 単位:ha

緑地面積	水源涵養保安林	防風保安林	潮害防備保安林	干害防備保安林	保健保安林	保安林合計	比率
493	-	-	281	-	-	281	57.0%

資料：宮古の農林水産業

2．施策の方向と体系

本村における緑地は、集落の擁護だけでなく、農業・水産業等の産業活動を護る防風・防潮林として、また、自然景観維持のためにも重要であり、その保全を基本とする。自然環境と生活環境との調和によって生み出される空間は、外来者を魅了するもので、観光資源として大事な役割を持つ。このような南島の持つ特異な自然緑地として、「緑地の保全と育成」に努力する。居住地の緑地については、「緑化の推進」により、環境美化を図り、集落の居住環境の質的向

上と今後の観光振興につながる観光資源として活用する。

(1) 緑地の保全と育成

本村の緑地は、大きく海岸地域の樹林、集落周辺緑地、農用地の防風・防潮林に分けられる。海岸地域の樹林は、防風・防潮林として、さらに、海産資源の養護林として保全・育成する。集落周辺の樹木群は、村民生活を護るものとして重要であり、また、農用地の防風林等は、表土流出や農作物被害を防止するものとして造成に努める。

災害を受けやすい地域については、監視や点検を強化し、また、樹木等の病虫害の発生と被害を防ぐために、病虫害の駆除に努める。

(2) 緑化の推進

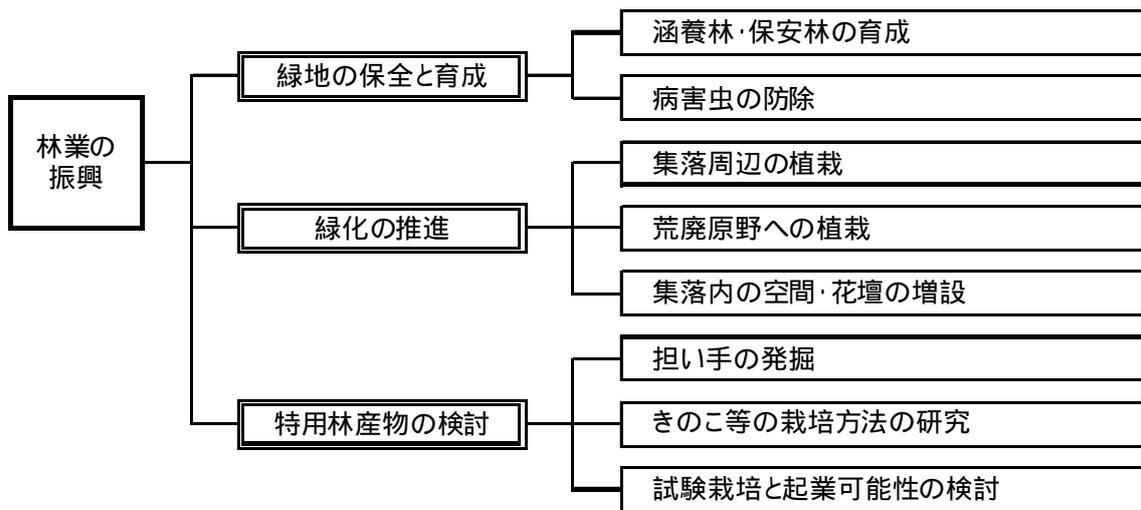
緑は、村民生活に潤いと安らぎを与えるものとして大切であり、また、緑豊かな景観は、来訪者にとっても安らぎを与え、精神的な安堵感を感じさせるものである。集落や周辺地域に緑豊かな景観を増やすことによって、村民の生活環境を快適なものにし、また、魅力ある観光地として育成する。

緑化を進めるにあたっては、集落周辺の植栽や集落内の屋敷林回復に努め、荒れた原野の植林を進める。また、集落内については、随所に緑の空間や花壇等を設置し、緑と花で溢れるような景観形成を図る。

(3) 特産林産物の検討

本村には、経済的な所得をうみ出す業としての林業は育っていない。深い森や大きな樹木群のない本村では、木材加工を基本とする加工業に連結する可能性は低い。本村には、現在のところ林産物は皆無であるが、本村の特産品開発の中で木材を利用した製品の開発が可能かを検討する。担い手について、林業に意欲をもつ若年者を育成する。農家の副業として、きのこの栽培の可能性を検討する。

【施策の体系】



第 4 節 製造加工業の振興

1．現状と課題

本村の製造加工業は、黒糖製造、生コン製造、アスファルト製造などがあり、近年、みやげ品製造が増えてきた。黒糖製造は、村内で栽培されるさとうきびを原料に造られている。生コンやアスファルト製造は、島内における土木工事、建設工事等に使うセメントやアスファルトの製造を行っている。みやげ品製造は、最近の観光客の増加にともなって、特産品に対する需要が増加し、みやげ品として「ばなぱんぴん」、「うやきがーす」、「かまぼこ」、「山羊肉パック」などが増加している。

村内における食品製造は、ほとんどが外需型の製造業であり、内需型は少ない。村内消費に供給するための製品開発が今後の課題である。

観光土産品としての特産品製造は、本村産業の新しい展開を担うものとして期待されるが、家内工業の域を超えた製品開発を進め、観光客のニーズに合った特産品づくりが大きな課題となっている。また、黒糖については、観光みやげ品としての需要増加に対応できる体制づくりが課題である。

2．施策の方向と体系

本村の製造業の振興は、製糖業については、製糖工場の生産の効率化とともに、砂糖製品の販売方法の新たな展開を検討する。最近の黒糖製品は、観光みやげ品としての評価が高まり、村内でのみやげ品製造に対する要望が強くなっていることから、二次加工による付加価値を高めるなどその対応を検討する。その他の観光みやげ品について、将来の観光客の増大にともなって発生する様々なニーズに対応できる体制の強化を図る。

土木・建設関連の製造業に関しては、空港、港湾、その他の社会資本の整備拡大にともない、資材の需要が増加するものと見られることから、コンクリートやアスファルトの生産体制を整備するように業界活動を活発化させる。

本村において製造業の振興を円滑に進めるためには、既存企業の振興と新規企業の育成に分けて計画の方向を定めることが大切である。既存の企業の場合、村内消費のための食料品加工は少ないが、村内の原材料を利用し、村内消費を

目指す「内需加工業の育成」を図る。新規企業については、村内の地域資源を新たな視点から見なおし、観光客の需要や村外市場に適合するような地域特産品の開発、組織づくり、施設整備の面から「新規加工業の育成」に努める。

(1) 既存加工業の拡充

既存の製造加工業は、食料品加工とその他の製造加工業に分けて振興の方向を定める。食料品加工については、村外需要に対応して推進する。製糖工場の黒糖製造は、村外出荷が主体であるが、多良間産黒糖に対するみやげ品としての需要が強くなっていることから、加工体制の強化を図る。

最近、山羊肉に対する需要も高く、菓子類やかまぼこの販売も増加している。これらの加工品は、昔から引き継がれてきた加工技術を基本に造られているものであるが、新しい感覚による加工技術を加え、消費者需要拡大に向けた製品開発を目指す。そのために、事業者の合併や協業化を進め、加工技術の研究や実験等を進め、生産効率の向上を図る。

食料品以外の製品については、新たな視点から見た製品開発を指導しながら、消費者のニーズに合った製品開発を図る。

経営の合理化を進める上で、企業規模の拡大が重要になる。資本の導入や施設整備の拡充につながるような施策を推進する。また、流通、販路の拡大のために、どのような施策展開をすればよいか検討する。販路拡大に向けて、消費者ニーズを把握することが大切であり、行政指導の方法や国・県の制度の導入の可能性等を検討する。

新しい産業の展開を目指し、担い手の養成を図ることと同時に若い後継者を育てるための施策展開を検討する。

(2) 内需型加工業の育成

本村の内需型加工業としては、みそ、豆腐、かまぼこなどがある。これらの加工品は、家庭内の零細規模の施設で、いわゆる家内工業とも言われる範囲で造られているが、一部に加工規模を拡大して、村外需要にも対応できるような企業組織として拡大しようとする動きがあるため、その支援体制を整備する。小さい家内工業では競争力が弱い。外部から入る商品に太刀打ちできるように、

生産体制の強化を図る。

内需型加工品は、外来者にとっても、地域の特産品として興味を引くものである。空港の売店等に直売することも検討する。

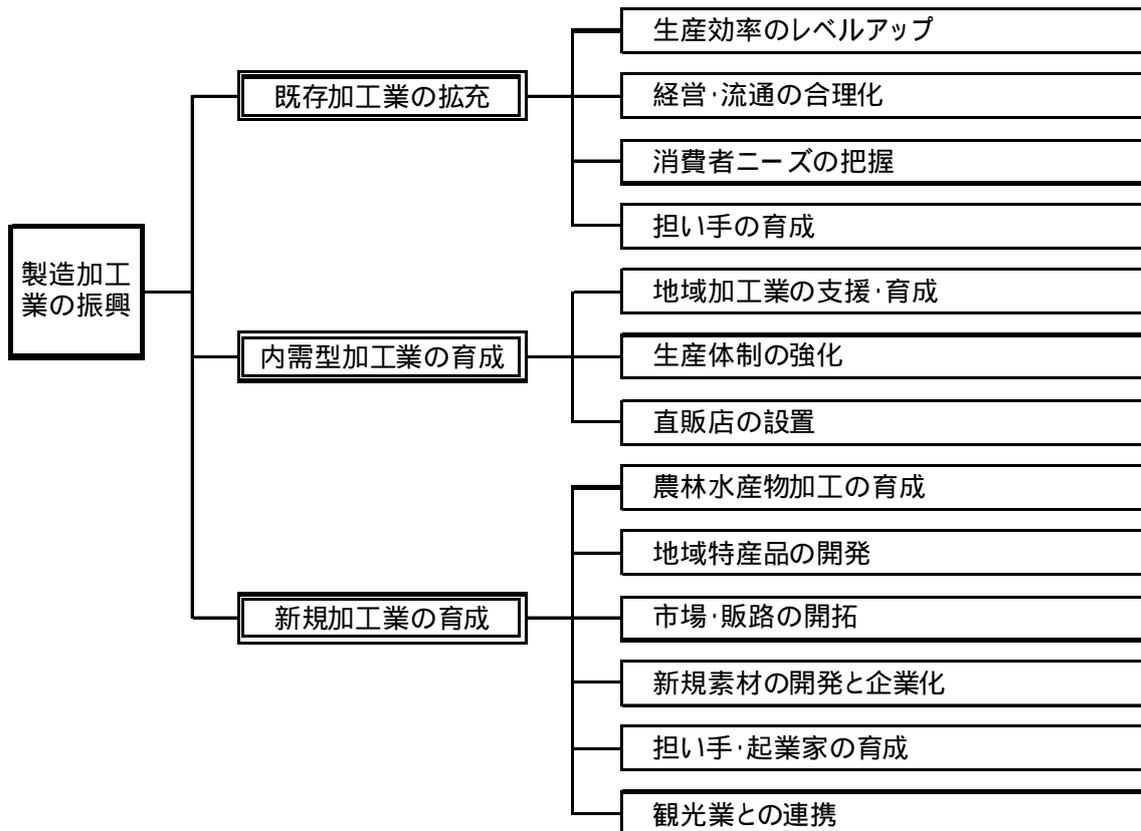
(3) 新規加工業の育成

本村において、新規加工業を推進するためには、新規素材の発掘とその加工技術の向上が求められる。本村は、農業及び水産業が産業の基軸であり、新規素材は、この分野の産物に依存するのが自然である。現在、栽培されているものを加工品の素材として活用できないか、また、外部から導入・栽培し、新素材となし得るものがあるかどうか、試験的な栽培や加工を進める。現在、空港の跡地利用として検討されている山羊の加工施設の計画により、ブランド化に導くものとして期待が寄せられている。

新規の加工業の育成は、事業として採算がとれるものでなければ、担い手をもとめることもできない。売れる製品づくりと市場・販路開拓を進め、地域の特産品として、普及に努力する。

特産品の開発を円滑に進めるために、観光業との連携を強化することが重要である。

【施策の体系】



第5節 観光産業の振興

1．現状と課題

本村の観光産業の振興は、緒に着いたばかりである。豊かな自然環境や歴史・伝統文化などの環境資源は特異なものがあり、一部の人々にとっては、学術研究対象としても重視されているが、交通アクセス条件と宿泊施設の整備が不十分なために、観光客が増加する要素が弱い。

本村の交通は、航空路と海路があり、観光客の乗り入れを増やすためには、航空路線の増便が必要である。現在の航空路線は、宮古島および石垣島を結ぶ複数路線であるが、就航機がDHC 6からDHC 8に変更され、搭乗数は増大し、輸送力の増大が期待される。

宿泊施設については、観光客の増加に対応できるように施設の整備が求められるなか、平成15年9月に「夢パティオたらま」がオープンした。フクギに囲まれた赤瓦のコテージは全部で5棟あり、洋室の他に和室を含む宿泊棟もある。また、黒糖や豆腐作りが体験できる施設もあり、今後の利用が見込まれている。

2．施策の方向と体系

観光産業の振興は、本村の経済を豊かにするものとして、大きな期待が寄せられている。本村の自然環境や歴史・文化の特異性を活かしながら、農業や水産業との連携を強化し、バランスの取れた産業の振興を図る。自然環境や村民の生活環境との調和を基本に「観光資源の整備拡充」に努める。

観光産業は総合産業とも言われ、他産業との依存関係が強く、経済の相乗効果が高い。産業相互の連携が効率的に進むような「産業関連の強化策」を検討し、業界との連携を図る。

観光関連産業を将来にわたって発展させるためには、観光客が再度来たいと感じるような魅力のある地域にすることが大切であり、そのためには、「観光受け入れ体制の確立」に努力する。

観光客の増加にともない需要が高まる観光みやげ品について、さまざまなニーズを捉えた「観光みやげ品開発」の推進体制を強化する。

(1) 観光基盤の整備・拡充

観光を本村産業の中軸の一つに位置づける上で最も重要なことは、自然環境の保全と活用である。本村の観光は、海域や海浜の利用と村内の歴史的に貴重な遺跡めぐりなどが主になると考えられる。そのため海岸線や集落周辺の自然環境の整備を積極的に進め、観光客が自然を満喫できるよう、観光基盤の整備拡充を図る。

本村の観光は、長期滞在・短期滞在のどちらにも対応できるように整備する。その課題として宿泊施設の整備があげられる。平成12年には「沖縄コミュニティアイランド事業」(リーディングプロジェクト事業)として進められてきた「たらまゆがぼうランド事業」によるバンガロー等の整備が完了し供用開始された。さらに平成15年9月には「夢パティオたらま」が完成。長期滞在型の保養施設は整いつつあるが、今後、さらなる観光産業の発展を見込み、引き続き宿泊施設の整備が望まれる。

同時に交通手段の整備も欠かせない。空港の整備によって就航機が大きくなったことから、外部からのアクセスは改善されつつある。また、空港から集落への道路の整備や交通手段の整備も徐々に進行しているが、今後とも道路整備などを優先的に推進する。

観光産業を長期にわたって発展させるために、新しい観光資源の開発は重要である。観光客のニーズを的確に把握し、観光資源の開発を進める。特に海浜については、マリンレジャーの拠点としての可能性が高い。たらまゆがぼうランドにある遊歩道や体験交流室、テニスコートやグランドゴルフ場などと呼応させ、ダイビングポイントの開発など新たな観光資源の開発に努める。

同時に本村の自然景観や文化財はもちろん、住民が生活する集落景観や地域の産業なども含め、島全体に点在する有形・無形の地域資源を再度見直し、観光資源としての価値を評価することも重要である。これについて島全体を文化的・自然的資源としてとらえた、島を丸ごと博物館としてみなす田園空間整備事業(島丸ごと博物館)として整備する。

また、手つかずの自然が多く残されている多良間島・水納島両島を県立自然公園の指定を目指す。

(2) 産業関連の強化

本村の観光は、観光客が本村の特異な自然環境の中で、伝統・文化に親しみ、村の特産物に触れ、食し、村内の諸活動に参加しながら、本村のすばらしさを感じ取ることができるような仕組み作りが大切である。みやげ品の開発や本村で生産する食材を利用した料理の提供など、農業や水産業と連動する製造加工業の振興につながる施策を推進する。

観光は、単に観光地を見るだけでなく、地域の産業活動に参加したり、本村の文化行事や、農作業、漁業活動に実際に参加できる仕組みづくりを進める。

(3) 受け入れ体制の確立

本村の観光客は、確実に増加傾向にある。新空港が完成した現在、航空輸送体制が整備されたことにより、海浜や海域を利用する観光客の増加は確実である。今後は、増加する観光客に対応した受け入れ体制として、観光協会の設立が望まれる。

まず、宿泊施設の整備を急ぐ。従来の宿泊施設では収容能力が小さい。宿泊施設の受給バランスを維持できる施設能力の向上に努めた行政指導を行う。

二番目には、村内の交通アクセスの整備を早急に進める。現在、村内の交通手段は不定期に運行されている個人経営の小型バスだけである。空港や港からの入り込み客の輸送には、この民営バスが重要な役割を持っている。しかし、観光客の多様なニーズに応えるには不十分である。村内の周遊観光に適する交通システムの開発を進めるものとする。

三番目に、観光情報の提供システムを整備する。チラシなどの印刷物による情報提供と電話による情報伝達に加え、インターネットによる情報提供システムを開発し、本村の各種情報のアクセスが何処からでもできるようにする。

四番目に、村民と観光客が親しく交流できる仕組み作りを進める。村主催の各種の行事を計画し、村民と観光客が交流する機会を創る。

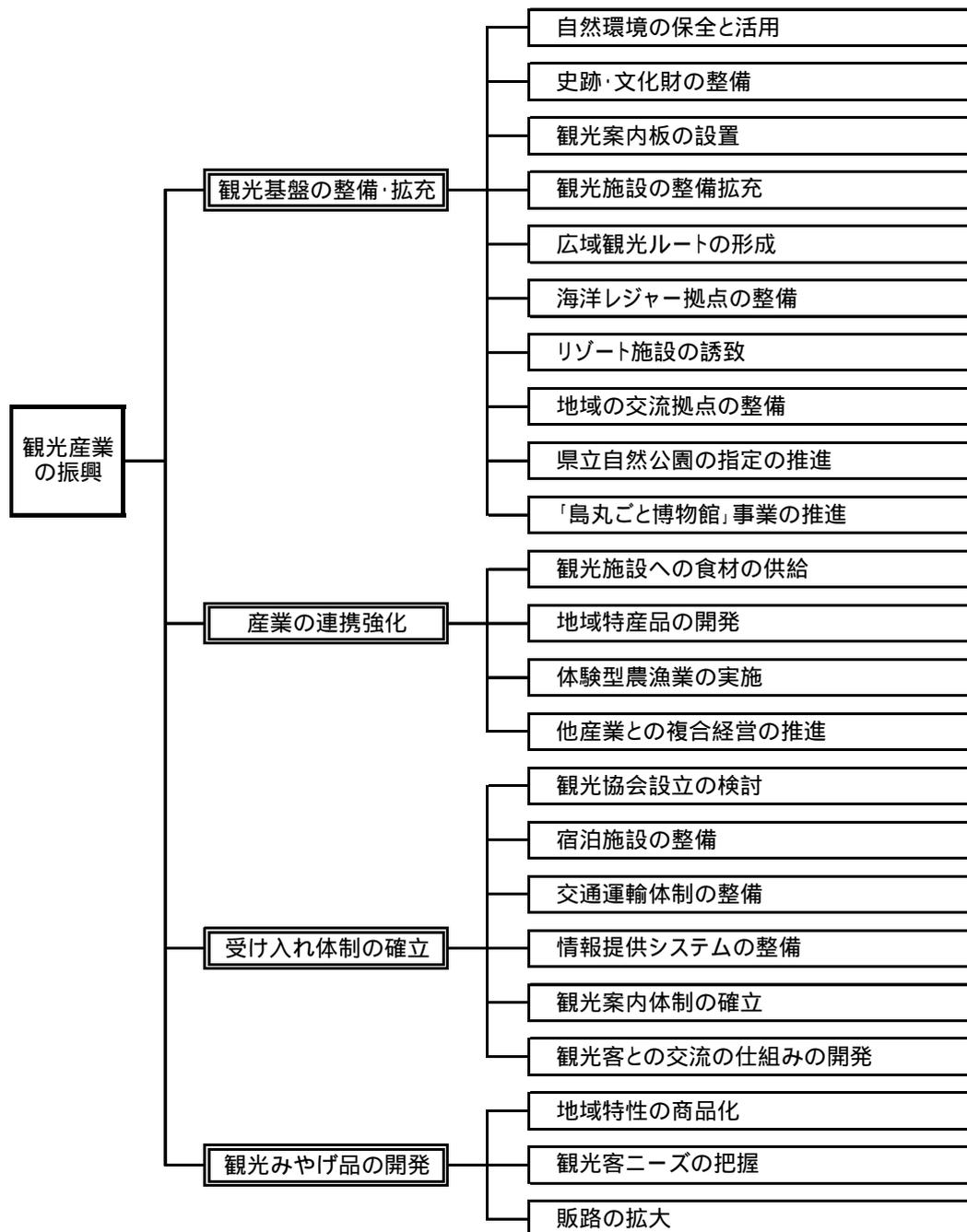
(4) 観光みやげ品の開発

本村のみやげ品は、手作りの素朴なもので、品数も限られている。民間の開発業者の協力を得ながら、観光客のニーズをしっかりと捉え、それに合うような

みやげ品の開発を推進する。素材、製法、デザイン等については、地域の特産品や土地の特性を示すようなものでなければならず、第一次産業と関連する地域の特産品を核とする商品開発を促進させる。

また、「多良間村空港跡地利用計画」により山羊の飼育が盛んになると同時に、ブランドの確立が進むことが考えられることから、みやげ品開発も合わせて進めるものとする。

【施策の体系】



第 6 節 商業の振興

1．現状と課題

本村の商業は、主として村内消費を対象としている。商品は、村民の日常生活に関わる食料品、生活用品の販売が中心で、JA スーパーおよび数件の個人商店がある。商業機能の集積は、確たるものではないが、JA スーパーを中心とする道路沿いは、商業の中心としての形態を整えつつある。近くには、役場その他の行政機関があり、行政サービスの拠点でもあることから、今後、本村の商業の中心地としての機能の拡大が期待される。

また、地域の産業分野において、必要なものを可能な限り地域内で調達する「地産地消」の推進が地域経済の活性化に貢献する。地域の商品を多良間独自のブランドとして村外へ展開するためには、地域での認知が必要である。その実現に向けて最初に地産地消が重要な取り組みとなる。

対外的な商業および流通業務については、航空路線の整備や村外との交通アクセスの整備に伴い、観光客やビジネス客の増加が見込まれ、商業サービスに対するニーズも多様なものになることが予想される。みやげ品店、食堂、喫茶店等の外来者相手の店舗の整備が課題となる。

2．施策の方向と体系

本村の商業活動は、村内消費に加え、外来客の消費ニーズに対しても十分対応できる機能を持つように、計画的な整備を推進する。

村内消費に対しては、消費者ニーズの多様化に合わせ、村内で間に合わせるように、商品のアイテム数を増やしたり、より質の高い商品を揃えるなど、商業機能のレベルアップにつながる施策を推進する。

将来、観光客や外来者の増加に伴う観光みやげ品、食堂・喫茶店サービスの需要増加に適應できる体制の強化に向けた対策を立てる。

(1) 商業中心地の整備

村内消費、外来者の消費、どちらのニーズにも応えられるように、中心商店街の整備を図る。村内消費については、消費ニーズの変化を見ながら、現在の

店舗以外の施設整備の必要性について見きわめ、中心地の整備計画を検討する。

観光客や外来者の消費需要に対しては、ニーズの把握に努め、店舗とその配置計画を進めるものとする。特に、食堂、喫茶店等については、観光客やビジネス客の休憩、商談の場所として必要である。

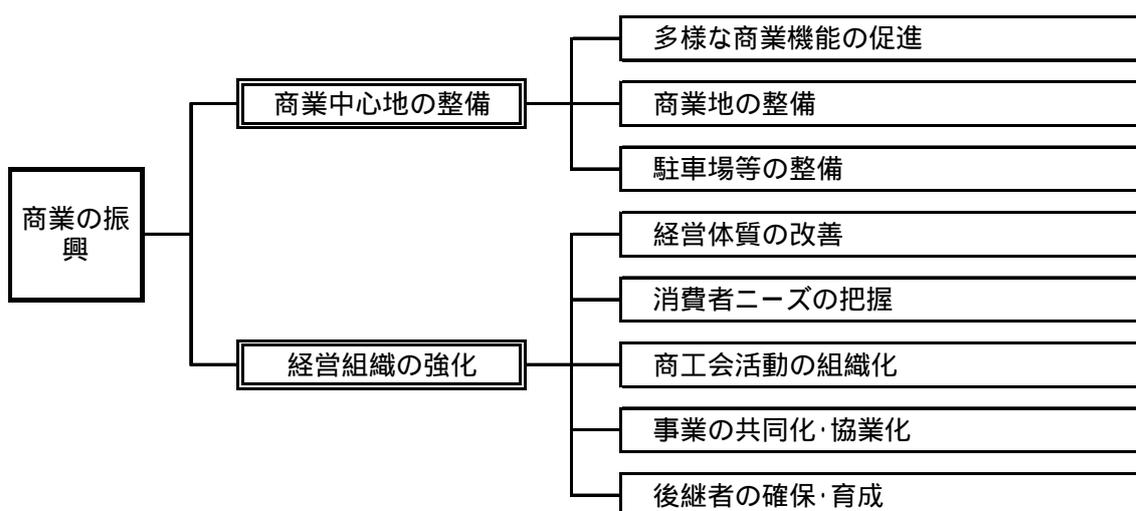
商業の中心地としての条件は、村民をはじめ、人びとが集まりやすいことが大切である。JA スーパー周辺地域は、行政機関に隣接していて、人の往来が多く、村内においては、商業の中心地として最適と考えられる。総合的な土地利用計画のもとに、商業の中心地としての整備を進める。

集落内での交通は、主として自家用車、オートバイ、自転車利用が多いため、商業地の整備に当たっては、これらの駐車、保管場所の確保に留意する。

(2) 経営組織の強化

村内の商店は、零細規模の小売店で、取り扱う商品のごく限られたものである。年々変化する消費需要に的確に応ずるために、経営を合理化し、経営体質の強化に努めなければならない。国・県の制度面での支援体制の検討を含め、どのような支援策があるか検討し、指導助言を行う。また、事業の共同化・協業化の可能性を検討し、組織体制の強化を促進する。

【施策の体系】



第3章 健康で快適な生活づくり

第1節 生活環境の整備

1．現状と課題

本村の居住環境は、主として農村総合整備計画に基づいて、農村としての生活環境の質的向上を図り、また、周辺地域については、土地改良事業、畑地かんがい配水事業などの計画によって、農道をはじめ、土地周辺の整備が進められてきた。

また、平成12年には廃棄物処理施設整備事業の導入により、ゴミの減量化、再資源化を進めるためにクリーンセンターたらがが完成し、ゴミ処理が行われている。

しかしながら、居住地域の整備については、不十分な状況にある。幹線道路や集落内道路を結ぶアクセスや中心地域の歩道整備、生活排水施設の整備など、村民生活と直結し、生活の安全性と利便性を高めるような施設の整備は、これからの課題である。

本村は、居住地域の範囲が小さく、また、中心地域の範囲も明確ではない。現在は、村役場を中心に、学校、郵便局、中央公民館、警察、消防機関等が立地する地域が中心とされているが、まだ、これからの整備を待たざるを得ない。スーパーや小売店舗があるものの、より質の高い商品の買い物や訪問客の接待や外食等のできる商業サービス施設が少なく、村民の多様な消費・サービスの享受が出来ていない状況にある。

2．施策の方向と体系

居住地域の整備は、第一に村民が安心して暮らせるような環境を創り上げることであり、自然環境に配慮しながら、村民の意向にそって居住環境の向上に努める。居住空間そのものの整備に加え、環境衛生面に配慮した集落整備、生活環境の中に歴史を感じさせるような施設の形成を図る。居住地周辺のフクギ、テリハボク、その他の植栽は、台風や潮害を防ぎながら、潤いのある生活空間を創り出している点からすると、貴重な財産であり、引き続き護り育てていく

ものとする。

まず、生活の拠点となる住宅の問題、生活に潤いを与える集落景観の問題、道路交通の安全の確保、毎日の生活の中で出てくる雑排水やごみの処理など、「生活環境の整備」があげられる。つぎに、村民生活に潤いをもたらし、楽しく生活ができるような「コミュニティ施設の整備」があり、三番目に、村民生活をより豊かにするための「中心地区の整備」、四番目には、村民が安心して生活し、訪れる人びとが安心して過ごせるような「地域保安の確立」があげられる。

(1) 生活環境の整備

本村は、人口減少とは裏腹に、若い年齢層で住宅に対する需要が高まっている。この住宅需要に応えるために村営住宅を建設し提供してきた。今後においても、住宅需要の動向を見極めながら、ニーズに応えられるように努力する。

また、道路整備は本村の生活環境を向上させる上では最も重要な要素である。近年、村内の車交通が多く、自転車の利用も増加している。空港の完成に伴い観光客等外来者が増加し、集落内の自転車交通は、次第に増加するとみられる。今後は、来訪者の増加に対応した道路整備が必要である。また、児童生徒の登下校の際には、スクールゾーンの確保とともに歩道の整備を進める。

さらに、生活排水処理施設の整備は、まだ充分とは言えない。台風や大雨の時にかん水するなどの被害がある。農村集落排水施設整備事業と下水処理施設等整備事業との連携を図りながら、集落内の排水施設の効果的な整備を進める。

(2) コミュニティ施設の整備

村内のコミュニティ施設には、中央公民館、老人福祉センター、ふるさと民俗学習館などのほかに、地区の集会所がある。また、人びとが気軽に散策できる公園があり、人びとの心の拠り所である神社や御嶽が多数点在し、現在までにこれらの整備に努めてきた。今後においても、地域イベントの拠点として機能の充実強化に努める。子ども達の遊び場や高齢者のレクリエーション広場についても地域の要望を見ながら整備する。

さらにコミュニティ施設として平成12年に供用開始されたたらまゆがふうラ

ンドは、外来者にも広く活用できるようなバンガロー施設を兼ね備えており長期滞在にも適している。施設には、メモリアルビーチキャンプ場、体験農場、ふれあいバンガロー村を造り、「島づたい観光・交流」の場として活用しようとするものである。

これらの各種コミュニティー施設の整備にあたっては、本村の純農村としての特性と歴史的特性を活かし、農業体験や歴史的行事への参加を通して、幅広い交流ができる施設として整備してきた。人口の流出が続き、高齢化が進む本村においては、農業後継者の確保が大きな課題であるが、農業体験等の交流を進めることにより、既存の農村イメージに新たな魅力を与えるように努力する。そして、農業後継者の育成、観光産業と関連した新たな産業の発展につなげるものとする。

(3) 中心地区の整備

本村における中心地区の整備は、第一に行政サービス地区の整備が大切である。村役場の整備が進み、行政サービスの享受については、快適な場所でのサービスが可能になった。その他の福祉サービスや住民サービスについては、村民の要望を幅広く吸収できるような地区整備を進めるものとする。

役場を中心とする地域は、村民の消費サービスの拠点でもあり、物流および人的交流の拠点でもある。したがって、空港や港湾からのアクセスが便利でなければならない。これらの交流拠点としての機能を高めるために、道路交通機能のレベルアップを進めるとともに、拠点施設の整備を進める。

さらに中心地区は、情報通信の拠点としての機能も持ち合わせなければならない。現在、この地域が、外来者や観光客に対する情報提供の役割を持っていることから、特産品の展示即売や郷土料理の店舗、伝統芸能関連施設等の観光スポットとしての機能に加え、情報の提供および受・発信の拠点としての機能の充実に努める。

宿泊施設の整備については、必ずしもこの地域に限定せず、郊外の適切な場所に誘導するものとする。観光関連企業の選定にあたっては、村内企業を優先して、その支援策を講じるものとするが、宿泊施設等のハイレベルな技術やノウハウを必要とする分野については、村外資本の導入を検討する。企業誘致に

あたっては、村内の農産・水産物の利用を優先させ、生産と消費が村内で連鎖的にリンクする仕組みをつくり、企業活動の利益が村民に還元されるよう指導する。

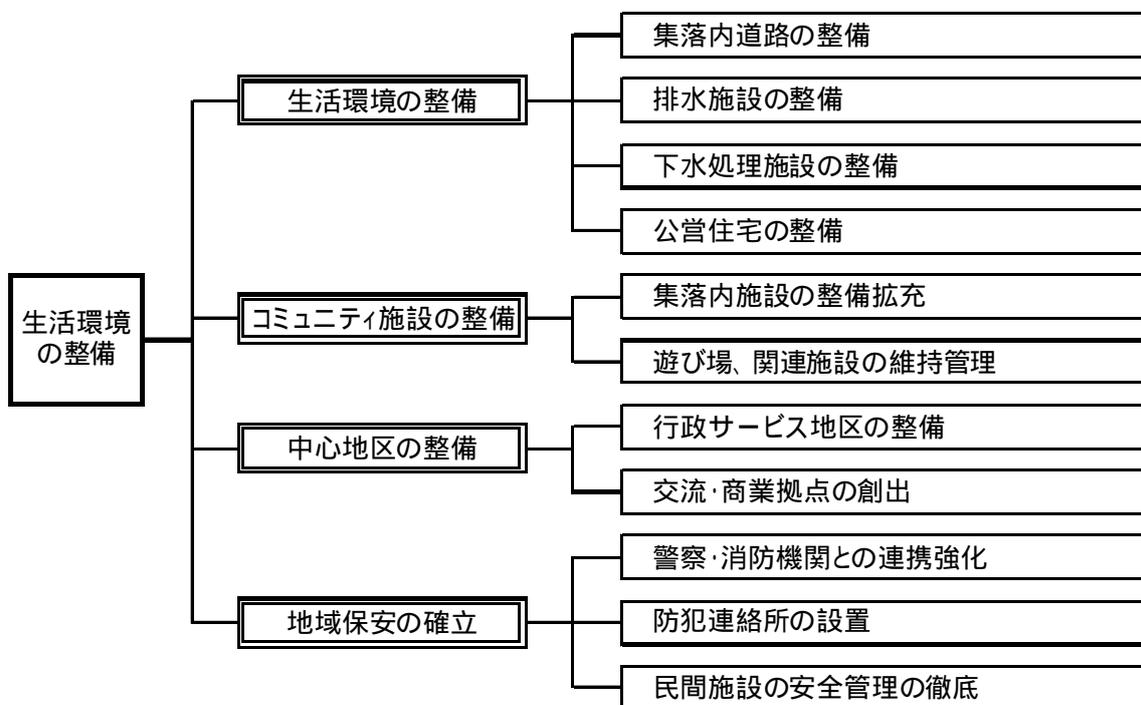
また、企業の開発行為が村内の自然環境の破壊につながらないように、各種の規制を活用する。

(4) 地域保安の確立

居住地域の整備は、村民が安心して生活できるように地域の保安に配慮して進めるべきで、人びとの日常の安全を確保するものでなければならない。夜間の歩行時に安全を守るため街灯の増設や人の集まる広場、学校、公園等の子どもたちが多く集まる場所の安全確保に努める。

空港の整備にともなって観光客や外来者の増加が観光関連産業の活性化につながるため、夜間の海浜利用も増加する。これらの事柄が、事件・事故の発生につながらないように対策を講じる。事件・事故の防止に向けて万全を期すために、警察・消防機関との連携を強化する。

【施策の体系】



第2節 環境衛生の改善

1. 現状と課題

村内で廃棄されるゴミの量は微増減を繰り返し、1日1人当たりの排出量をみると減少傾向にある。一般家庭から出るゴミについては、可燃ゴミと不燃ゴミに分別し、可燃ゴミについては、ごみ焼却処理施設で焼却処理している。不燃物の処理施設及び資源化施設が出来ると、空き瓶、空き缶、ペットボトルの三種類の資源ゴミの分別が可能になる。收拾する空き缶は、鉄製とアルミ製に分けて圧縮し、また空き瓶は粉破し、リサイクル化する。

本村のごみ排出量をみると、年間450t前後で推移し、平成17年には、436tとなっている。

ごみ排出量の推移 単位:人、トン

年次	総人口 (人)	計画収集人口 (人)	ごみ総排出量				1日1人当たりの排出量 (g/人日)
			計画収集量 (t)	直接搬入(t)	自家処理量 (t)	合計(t)	
平成13年度	1,442	1,434	443	2	3	448	851
平成14年度	1,438	1,431	473	2	3	478	911
平成15年度	1,456	1,439	459	2	3	464	871
平成16年度	1,435	1,428	439	2	3	444	848
平成17年度	1,454	1,448	436	2	0	438	825

資料:沖縄県一般廃棄物処理事業実態調査

本村における廃棄物処理で、最も大きな課題とされているのは、家庭から出る家電製品の廃棄物及び廃自動車、廃タイヤ、建設廃材等の処理である。さらに、ダイオキシン類対策を含む環境保全対策も緊急の課題である。

県は、平成5年度の「沖縄県廃棄物減量化、再生利用推進計画」に続き、平成10年度には、「沖縄県ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみの減量化・再資源化とともに、ダイオキシン対策を広域的に推進している。さらに、平成12年度から完全施行された容器包装リサイクル法や平成12年4月から本格施行された家電リサイクル法などを活用して、資源ゴミのリサイクルを促進し、市町村のごみ処理コストの低減を指導している。このような県の指導に協力し、本村の自然や生活環境の保全と農業、水産業、観光リゾート関連産業などの育成を両立させるような効率的な廃棄物再資源化システムをつくり、廃棄物の減量化及びリサイクルを推進する。

また、農業用のビニールやプラスチックの廃棄処理については、県が平成 8 年度に策定した「沖縄県農業用プラスチック処理基本方針」にそって、適切に処理するようにする。

し尿処理については、公共下水道が整備されていないため、委託業者によるくみ取り処理や自家処理、水洗処理がなされている。くみ取り処理は、委託業者により処理施設に集められ処理されている。処理施設は、昭和 57 年に設置され、低希釈二段活用汚泥処理方式の 1 日当たり 3 キロリットルの処理能力を持つ。この施設での処理は、排出量の 5 割程度で、施設の拡充と全面收拾処理に向け努力する。

年次	処理人口	収集量 (kl)	処理量 (kl)
平成13年度	1,442	355	356
平成14年度	1,438	489	490
平成15年度	1,456	671	618
平成16年度	1,435	287	288
平成17年度	1,454	371	372

資料: 沖縄県一般廃棄物処理事業実態調査

墓地については、従来の墓地地域の整備を進めながら、新たな墓地需要に関しては、当事者の意向を十分に聞き、公衆衛生法に触れないように留意し、また、自然景観を損なわないように行政指導を徹底する。

村民生活の質的向上は、快適で住みよい生活空間をつくることから始まる。快適で住み良い場所とは、人びとの生活環境を良くし、健康で安心できる条件を整えることであり、生活環境を衛生的なものにすることが大切である。家庭から出る生活排水や農薬、化学肥料、畜産廃棄物などで地下水を汚染させないよう、環境衛生の向上に努めなければならない。

2 . 施策の方向と体系

生活環境に関する具体的な施策は、村民生活の向上と観光振興の両方の視点に立って進めるものとし、「処理施設の整備拡充」「し尿処理施設の整備」「環境衛生思想の啓発」「地球温暖化防止の推進」の 4 つを柱に、より良い生活環境の創造に努める。

(1) 廃棄物処理施設の整備拡充

生活環境を良くするために、最も重要な事業として、廃棄物の処理施設の整備が上げられる。ごみ処理施設については、平成 12 年度までにごみ処理施設の整備を終えた。今後は、ダイオキシンや環境ホルモン等の有害物質を基準内に抑制する施設整備に着手する。不燃物の処理及び資源化については、細かいごみ分別の確立を目指し、資源の再利用と有効活用に努力する。

(2) し尿処理施設の整備

し尿処理は、将来、浄化槽による処理を目指す。経過措置として、収集処理を円滑に進めるものとする。現在の処理施設は、年間 400 トン程度で、村内のし尿排出量の 50% の処理能力となっている。各家庭の水洗処理が増加している状況を勘案しながら、施設整備を進めるものとする。

沖縄県は、生活雑排水による地下水汚染を防ぐために、合併処理浄化槽の普及促進を目指している。本村においても、新たに浄化槽を設置する場合は、合併浄化槽を設置するように行政指導を行う。なお、単独浄化槽の製造は平成 17 年度で中止されている。

(3) 環境衛生思想の啓発

環境衛生の向上は、施設面だけの整備で良くなるものではない。村民一人ひとりが、常に、環境に配慮した生活を心がけることが大切である。衛生思想の啓発を徹底し、環境汚染につながらないように努める。そのためには、大量の雑排水や廃棄物を少なくすることが環境汚染の防止につながる。

美しい村づくりを目指し清掃活動を強化し、村民が率先して参加するように啓発する。また、各家庭においては、合併型浄化槽を設置し、地下水の保全に努める。

資源を有効に活用する観点から、婦人会や子ども会等を中心に組織強化を図り、学習会やイベント等を通じて、ごみの有効利用の大切さを啓発し、リサイクル運動を推進する。また、生ごみの処理については、有機肥料としての活用を促進し、家庭菜園や作物栽培への活用を指導する。

公共施設の衛生管理については、診療所や関係機関と連携し、公衆衛生の強

化を図る。学校、公民館、図書館、ふるさと民俗学習館、福祉施設等、多くの人が集まる場所における衛生管理に配慮する。また、村民に対しては、集落の集会所等の衛生管理を徹底するように指導し、施設の管理者に対しては、講習会を開くなどして、公衆衛生の知識を高め、伝染病発生の防止に努めるよう啓発する。

新規の墓地建設については、村への連絡・手続きを徹底させ、保健所の法的な認可を受けるように指導を強化する。

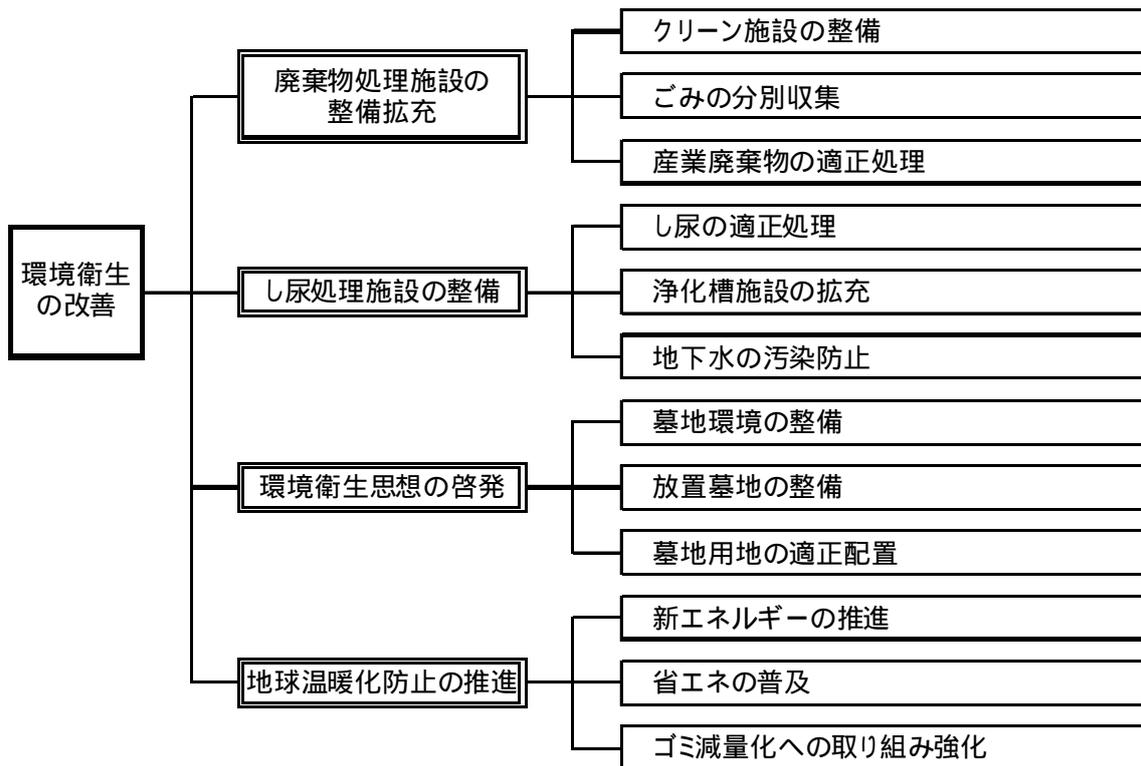
(4) 地球温暖化防止の推進

いま、最も重要とされる環境問題のひとつとして地球温暖化の問題があげられる。政府は1997年(平成9年)京都で開催された気候変動枠組み条約第3回締結国会議(COP3)で、2008年から2012年の間に地球温暖化の主な原因である二酸化炭素(CO₂)の排出量を1990年の値より6%削減することを約束した(京都議定書)。沖縄県においても地球温暖化防止基本計画の中で2010年までに県内のCO₂排出量を2000年度値より10%削減するとしている。

CO₂排出の主な要因は、化石燃料の消費にあり、火力発電、運輸交通、工場製品製造、廃棄物焼却と生活に密着したものが多く、日頃の生活により削減できるものが多数あり、新エネルギーの推進、節電、省エネ、ごみ減量など足下からの取り組みが必要である。

新エネルギーの普及については、家庭、事業所、公共施設などでの太陽光発電、小型風力発電などの導入を促進し、また、家庭、事業所、学校、公共施設などで、節電、節水、省エネ、エコドライブなどを呼びかけると同時に、庁舎での取り組みを推進する。加えてごみの減量化にも努める。これらを推進するために、広報誌などでPRするとともに、地域、学校での環境教育を推進する。

【施策の体系】



第3節 保健医療の拡充

1. 現状と課題

本村には医療機関として、多良間診療所、歯科診療所があり、医科及び歯科診療がなされている。医療従事者は、内科医師1人、歯科医師1人、看護師1人となっていて、保健予防及び一般の病気診断と治療にあたっている。

保健予防活動は、住民健康診査、各種のガン検診、健康維持のための栄養実習、身体機能の維持回復のための訓練等、家庭訪問指導を含めて多岐にわたり実施している。また、心臓疾患、精神保健・認知症などに対する対策事業も行っている。

本村において、生活習慣病につながる問題としては「肥満」「多量飲酒」が指摘されている。生活習慣病は、高血圧、心臓疾患、がん、糖尿病など致命的な疾患につながる事が多く、日頃の生活改善が求められる。

本村の診療所で対応が困難な重症救急患者については、陸上自衛隊、海上保安庁のヘリコプターなどを要請し、宮古島、石垣島へ搬送し、治療に万全を期すようにしている。

陸上自衛隊による救急患者搬送は、自衛隊法第83条に基づく、知事の災害派遣要請により行われ、沖縄本島へ搬送する場合に実施している。第11管区海上保安本部による救急患者搬送は、保安本部長と沖縄県知事との間で締結された「沖縄本島内における救急患者輸送等の救援に関する申し合わせ」に基づき、主として宮古～八重山地方間で実施している。

2. 施策の方向と体系

本村の地域保健医療は、村民が、健康で明るく生活できるように、健康保持に努めるとともに、予防医療及び治療を強化する。具体的な施策としては、第一に、村民が病気に罹らないように、「予防医療の確立」に努める。つぎに病気に罹った場合、村内において十分な治療ができるように、「医療体制の強化」を図る。医療体制の強化は、より広域の医療体制に頼らなければならない。そのための「広域医療ネットワークの整備」を進める。村民の健康は、何よりも村民一人ひとりの自己管理が大切であり、「健康づくり」を徹底する。

(1) 予防医療の確立

地域保健医療の第一の目的は、村民が病気に罹らないようにすることである。健康を維持するための食事の献立の指導、健康運動の実施、子どもたちのための健康学習や運動、高齢者の保健事業など、予防医療関連事業を積極的に実施する。これまで実施してきた住民健診、医療相談・指導などの業務については、診療所及び関連機関との連携を強化しながら村民の健康増進に努力する。

(2) 医療体制の強化

本村の医療体制は、診療所を中心に組織されるものであるが、村民の健康維持と重度でない病気治療が充分に実施できる体制を整えるものとする。健康を維持し、病気に罹らないようにするために、未然に病気を予防する予防医療の確立と疾病の早期発見および健康回復のための医療体制を整備する。

さらに、村民に対する医療・保健サービスを高めるため、宮古病院や八重山病院との連携を強化し、遠隔診療および医療ができる体制の確立に努力する。

緊急を要する病気やけがの場合には、ヘリコプターによる搬送となるが、緊急輸送のためのヘリコプターの到着までの救急医療体制を早急に整備する。

(3) 広域医療ネットワークの確立

本村医療の不利性を克服するために、保健医療分野における情報化を推進するとともに、広域医療ネットワークの高度化に努める。

沖縄県が運用する「離島・へき地遠隔医療支援情報システム」により、全県域の離島の病院や診療所に対する診療支援、医療情報の提供・支援を行っている。本村でもこのシステムを活用し、広域的な医療業務ができるようにする。

(4) 健康づくり事業の推進

国において、平成 12 年度から「健康日本 21」という 21 世紀における国民健康づくり運動が始まり、すべての国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を目指している。この「健康日本 21」の基本的な考え方として「1 次予防」の重視と高度な生活の質の確保、国民の保健医療の水準の指標となる具体的目

標の設定がある。また、基本理念には、国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現及び壮年期死亡の減少と認知症や寝たきりにならずに生活できる期間（健康寿命）の延命を目指している。沖縄県においても平成13年度に「健康おきなわ2010」を策定し、「健康・長寿沖縄」を目指している。本村においても健康づくり計画の策定を予定している。

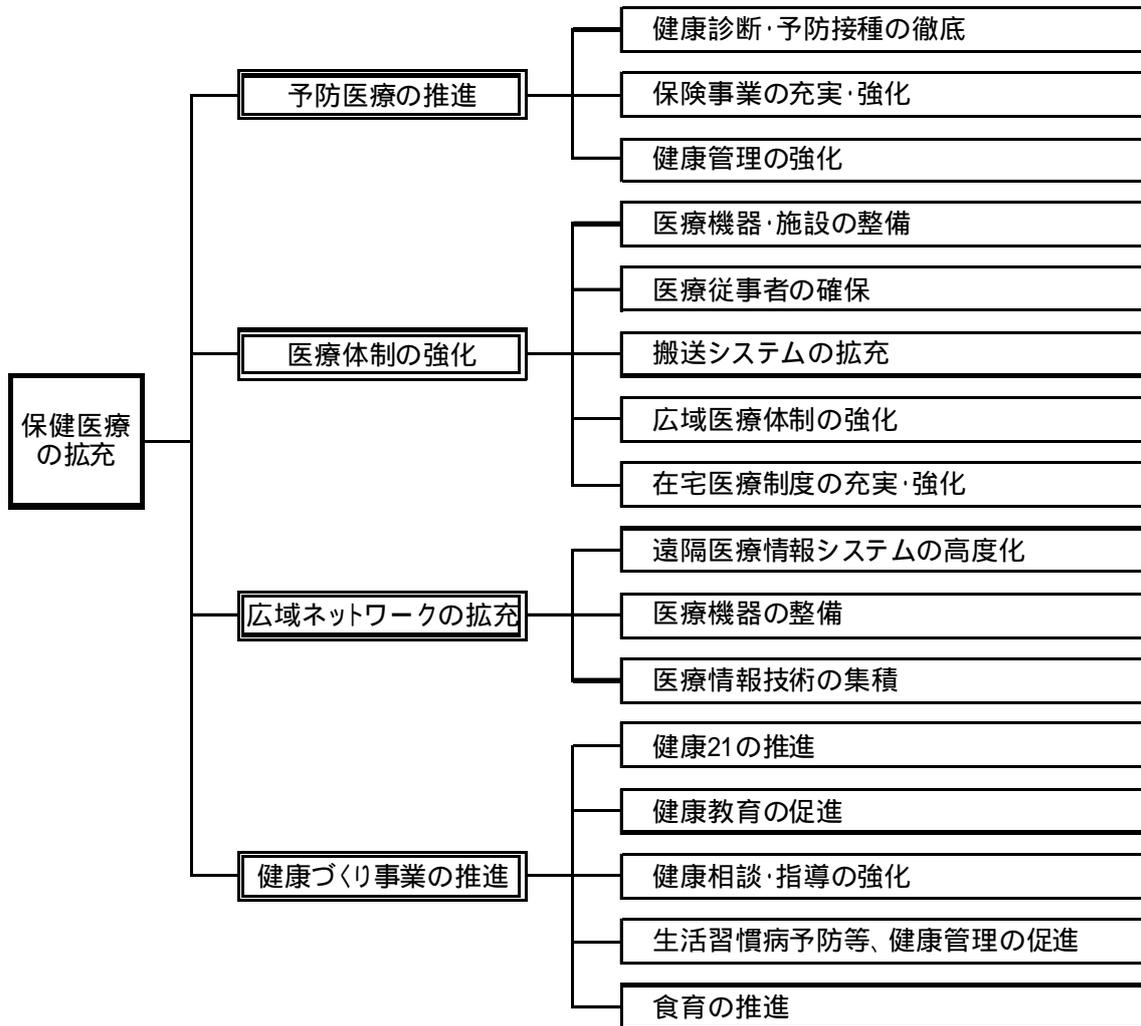
本村の健康課題は心疾患と糖尿病が多いことである。その主な要因として「肥満」が挙げられ、若いころから肥満を防止するための生活習慣の改善が必要であり、村民、地域、行政が一体となって取り組むことが重要である。

村民の健康は、村民一人ひとりが自己の健康管理を徹底することによって維持できるもので、予防医療の強化とともに、健康に関する教育を幅広く実施する。また、「生活習慣病予防講習会」「健康教育」等を日常的に開催し、健康に関するパンフレットを配布するなど、村民に開かれた保健教育を実施する。

健康教育については、生活習慣などが各世代で異なるため、胎児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージに応じた健康づくり活動を進める必要がある。

また、ライフスタイルの変化による食生活の乱れが、健康に対する影響を及ぼしていると懸念されている。生涯にわたり健康で豊かな生活を実現するためには、安全な食べ物を選ぶ能力や望ましい食習慣を身につける「食育」の重要性が注目されており、本村でも食育に関する情報提供を行う。

【施策の体系】



第4章 明るく安らぎに満ちた暮らしづくり

第1節 地域福祉

1. 現状と課題

本村における少子・高齢化は、急速に進行している。平成17年度の国勢調査の結果による人口構成をみると、本村の0～14歳は21.2%、65歳以上は24.0%となり、数字だけの比較では、宮古島市と比べると、高齢化が進んでいる状況がうかがえる。最近の出生数の減少は、幼少人口比率の低下を招き、中学校卒業後の村外への流出増と相まって、高齢者比率を高める結果となり、少子化・高齢化がますます進むことが予想されている。

本村の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数）は3.14人（1998年～2004年）であり、全国で最も高い村であるが、生産年齢人口（15才以上65才未満）が減少傾向にあり、少子化の進行が懸念されている。

宮古地区の町村の人口構成

平成17年10月1日現在

行政区	総人口	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
		総数	割合	総数	割合	総数	割合
多良間村	1,370	290	21.2%	751	54.8%	329	24.0%
宮古島市	53,493	9,495	17.7%	31,798	59.4%	12,200	22.8%

資料：沖縄県統計年鑑

本村の活力を回復するためには、次代を担う子どもたちや若い世代が増加し、子どもから年寄りまでバランスのとれた人口構成を維持しなければならない。お年寄り、母子・父子・寡婦世帯、障害者に対する福祉の充実を図る必要がある。

本村の福祉行政は、国・県の指導のもとに、様々な福祉事業を推進し、保育所、老人福祉センターなどの施設を整備してきた。急速に進む少子・高齢化などの社会状況の変化を考慮に入れ、本村の地域活力を高めるような福祉事業を積極的に取り入れる必要がある。

2. 施策の方向と体系

本村は、集落が一カ所にまとまっていることから、地域福祉の施策展開がやりやすい状況にある。普段から隣近所のつきあいが深く、自治会活動も円滑に

進められている。ただ、若年者の村外への流出が続き、高齢者だけの世帯が増加しているために、地域福祉活動の足かせとなっている。このような状況を乗り切るために、地域の連携を強化し、地域全体で支え合う仕組みづくりを強化する。すべての村民が等しく安心して生活できるように、潤いに満ちた「地域福祉体制の強化」と「福祉のむらづくり」を推進する。

(1) 地域福祉体制の強化

地域福祉を高めるためには、村民が、日頃から地域福祉に関心を持ち、協力し合うことが大切であり、地域福祉の内容に関する情報の共有が求められる。行政は、村民が地域福祉を身近なものとして、積極的に協力できるように、地域福祉の啓発活動を強化する。各種の福祉制度については、サービスを受ける対象者の資格条件等を明確にし、また、対象者の実態を把握し、的確な指導・助言を行う。未加入者に対しては、制度の周知を図り、適用を奨励する。

介護保険事業については、国や県の指導を受けながら、村民に最も適したサービスの供与ができるように、関連機関との連絡を密にする。新しく発足した制度については、制度そのものの不備に加え、村内の体制や陣容の問題などのために、円滑な運営を確立するまでに時間を要する。村、民生委員、村民の連携を強化し、陣容の強化に努める。

福祉活動の健全な発展は、村民の自主的なボランティア活動を必要とする。ボランティア活動に村民が参加しやすくするために、主婦層を中心とする組織体をつくり、研修等の支援活動を推進する。また、既存の組織との連携を強化し、老人ホーム等との友愛活動や地域内の清掃活動等を集落単位で実施するように指導する。

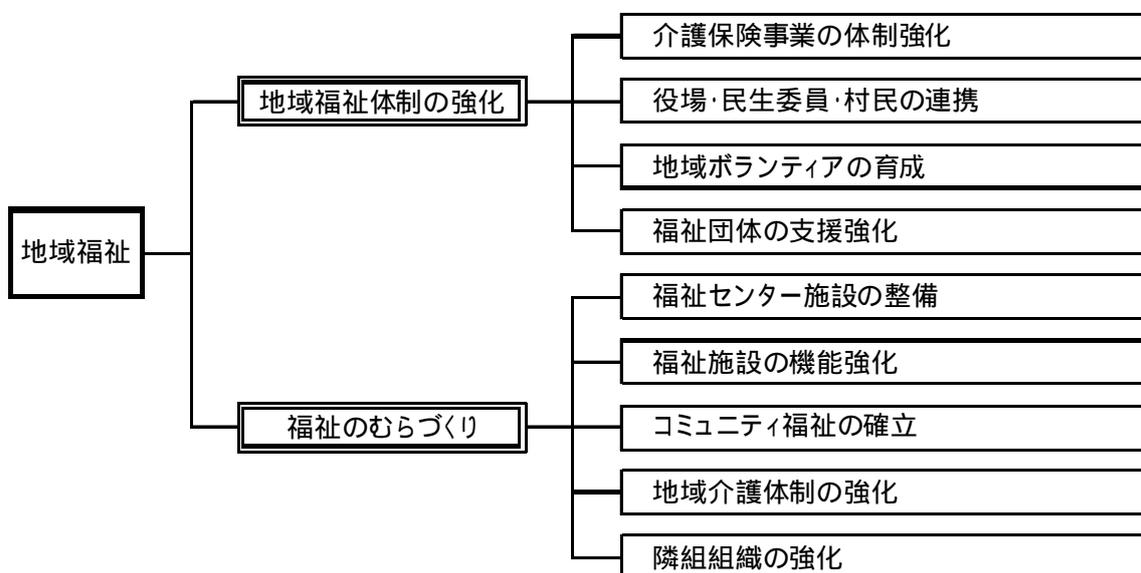
(2) 福祉のむらづくり

本村の村民は、相互扶助の精神が強く、福祉のむらづくりに協力してきた。地域福祉の各種のサービスの強化を図るために、ハード面の整備に合わせ、制度等ソフト面の整備を強化し、「人に優しいむらづくり」を推進する。福祉のむらづくりには、健常者だけでなく、社会的弱者が地域で気軽に活動し、各種のイベントに参加できるような「むらづくり」を進める。

地域の福祉活動は、介護保険事業の開始等により、その重要度がますます高くなり、サービスの種類も多くなることから、医療、保健、介護、消費者等の各種サービスに関する相談室を置き、村民の利便を図る。病気療養者や障害者に関しては、重度の介護は施設に頼らざるを得ないが、できるだけ家庭内介護を基本とし、社会復帰を促進するための機能回復訓練や職業指導等のサービス提供が村内で可能になるようにする。

村民参加型の福祉のむらづくりを進めるために、福祉拠点を中心に、村民や関連施設との連絡ができるような福祉ネットワークを構築する。

【施策の体系】



第2節 高齢者福祉と介護保険

1. 現状と課題

本村の65歳以上の高齢者実数は、次第に減少しているが、高齢化率は、次第に高くなり、平成17年には23.7%を占めるようになった。

政府は、高齢化の進展に対応して、平成12年度から介護保険制度を導入した。介護保険制度は、要介護状態にある高齢者とその家族を地域で支援するための制度であり、市町村が保険者となって事業計画を策定し、保険料を設定する制度である。本村においても、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直している。高齢者福祉の質的向上を図るため、介護保険事業と老人福祉事業を統合的計画として、一体的にまとめて推進している。計画の理念として、「まごころで支え合う生きがいあふれる世界報（ゆがふう）の村」を目指すとうたっている。

介護保険料は、他市町村と比較して低額である。しかし、要介護高齢者の増加に伴い、保険料の高騰が懸念されている。

本村の65歳以上の高齢者は、平成17年には345人となり、一人暮らしが75人と年々増加傾向にある。そのうち寝たきりが1人である。

高齢者のひとり暮らし、寝たきりの状況

区別	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
ひとり暮らし	32	40	51	50	47	56	52	75
ねたきり	17	11	7	10	4	1	1	1

資料: 多良間村勢要覧

老齢年金の支給状況をみると、受給者は微増減を繰り返し、平成12年の348人から、平成17年度には343人となっている。支給額も平成17年度には、1億7,852万円となり、増減を繰り返しながらも高い値で推移している。

国民年金・福祉年金受給状況

	平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
	受給者数	金額(円)										
老齢基礎年金	348	182,406,500	345	180,905,700	349	182,687,400	343	172,799,500	341	176,765,000	343	178,522,000
障害基礎年金	28	25,393,600	27	24,187,200	25	22,176,600	21	18,391,400	23	19,992,300	22	19,127,800
遺族基礎年金	4	4,450,900	4	4,682,300	3	3,569,600	3	3,537,500	2	2,274,800	2	2,274,800
寡婦年金	1	340,700	0	0	1	340,700	0	0	0	0	0	0
死亡一時金	0	0	2	265,000	0	0	0	0	0	0	0	0
特別一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
老齢福祉年金	0	0	0	0	1	412,000	0	0	0	0	0	0
合計	381	212,591,700	378	210,040,200	379	209,186,300	367	194,728,400	366	199,032,100	367	199,924,600

資料: 村勢要覧

２．施策の方向と体系

本村は、これまでも若い人を中心に、進学や就職のため島外に出る人が多く、人口が減少するとともに、人口の高齢化が慢性的に続いた。その上、出産人口の減少による少子化が高齢化率を引き上げる結果となり、超高齢化社会と言われるようになってきている。このような中で、高齢者の健康を維持し、安らぎと生きがいを提供するため、「在宅福祉の充実」「生きがいづくり」「健康管理の強化」「高齢者福祉施設の整備」を重点課題とし、高齢者福祉の充実に努める。

（１）在宅福祉の充実

高齢者世帯の家族の介護負担を軽減するために、自宅での公的福祉サービスとして、介護予防・在宅生活支援事業を強化する。在宅福祉サービスの中で重要な業務は、ホームヘルパーによる介護サービスの提供であり、介護保険事業の円滑な運営を目指す。介護保険料が高騰する一つの理由として施設介護への依存の高まりがある。施設介護は、サービスも充実しており有効なサービスであるが、在宅での介護を望む高齢者もいる。在宅でのサービス体制を強化し、介護予防の強化を推進しながら、保険料の適正化に努める。

高齢者福祉の必要性が大きくなるとともに、介護保険事業の執行体制の整備が大きな課題として上げられている。保健師やホームヘルパーだけでは、賄いきれないサービス需要に応えるために、ボランティアの要請を行い、民間活力を活用したサービス供給を整備する。また、社会福祉協議会が実施している友愛訪問活動については、村民の幅広い社会奉仕活動として、多くの人びとが参加できるような体制を組むものとする。さらに、一人暮らしの老人宅への訪問活動については、婦人会や青年会、子ども会の活動の一環として取り組みを強化する。

（２）生きがいづくり事業の推進

高齢者の知識や経験を生かした活動は、健康づくりだけでなく、生きがいへとつながる重要な取り組みである。一人暮らし高齢者も増加していることから、同世代の交流を深め、健康を維持するためにも「老人クラブ活動の活性化」を促すものとする。また、「就労・社会奉仕の機会」を創出し、これまでの経験

や知識をいかす活動にも力を入れる。さらに、「地域住民との交流活動」を促進することにより、外出機会も増えることから介護予防の効果を高め、さらに支え合う地域の仕組みにつなげるものとする。

(3) 健康づくり・介護予防の強化

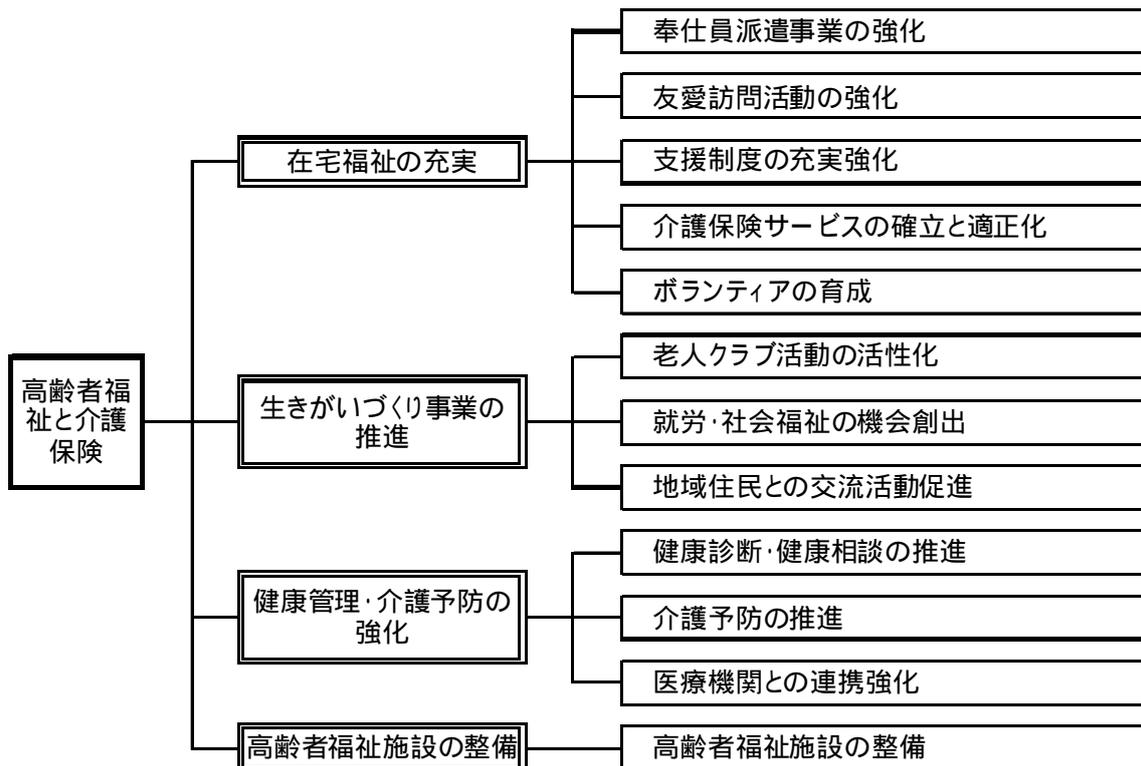
高齢者は、体力が弱くなっているために、病気に罹りやすく、しかも、治りが遅い。自己管理を徹底させることが大切であり、さらに、家族や周囲の人たちが普段から気をつけることが大切である。定期的実施している健康診断の広報活動を徹底し、一人ひとりの体調の変化を的確に把握するように努める。寝たきりの人に対しては、訪問審査を実施するなどの便宜を図る。

また、高齢者自ら健康維持に留意し、自己管理を率先して行えるような体制を確立する。村の保健師や医療関連機関と連携して、いつでも気軽に健康相談ができるようにする。健康教育の強化を図り、食生活や治療方法等の指導、健康づくりに関する講習会やイベントなどを通して、介護状態に陥らないよう、また要介護状態になっても介護度が進行しないよう指導する。

(4) 高齢者福祉施設の整備

高齢者福祉を円滑にするためには、福祉施設の整備は欠かせない。相談業務、教育・学習業務を含め、高齢者が気軽に交流できる施設が必要である。老人福祉センターの機能を拡充し、村内の高齢者の活動拠点として、健康相談、健康増進のための教育やレクリエーション活動等の施設活用を拡大する。

【施策の体系】



第3節 児童福祉

1. 現状と課題

我が国は、昭和48年以降、ほぼ一貫して出生数が低下している。少子化の進行は、将来の社会保障費負担の増大、労働力の低下など社会経済全体への影響が予想されることから、国は、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、市町村や大規模事業所での次世代育成支援計画の策定を義務づけた。

本村は、全国1高い合計特殊出生率を呈しているが、少子化傾向は、全国同様に認められる。

本村の子どもの数を保育所児童数及び幼稚園児数で見ると、平成16年4月現在の保育所児童は、0歳児2人、1歳児9人、2歳児24人、3歳児12人となっている。平成17年現在、幼稚園児は48人（4歳児29人、5歳児19人）となり、微増減を繰り返す傾向にある。

保育所施設状況(平成16年)

保育所数	年齢別措置児童数					職員数			
	0歳	1歳	2歳	3歳	計	保育士	調理師	委託医	委託栄養士
人数	2	9	24	12	47	7	2	2	1

資料:多良間村勢要覧

幼稚園児数および職員数

学級・園児・職員数	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
学級数	2	2	2	2	2	2	2	2
4歳児	16	17	17	12	24	25	17	29
5歳児	20	13	13	17	16	24	24	19
計	36	30	30	29	40	49	41	48
職員数	2	2	2	2	2	2	2	2

資料:学校基本調査

このような少子・高齢化の進展によって、子どもを取り巻く社会的環境も大きく変わってきた。著しく変化する環境の中にあっても、子どもたちが心身ともに健やかに生活できる対応が必要である。

これまでの児童福祉事業は、国・県の指導のもとに保育事業を拡充し、児童手当、児童扶養手当、特別児童手当の支給など児童の福祉の向上に努めてきた。保育所では、園児の発育に合わせながら、健康と体力の向上、情操教育などに取り組んできた。財政がひっ迫する中で、児童福祉を質・量ともに充実させるために、どのような施策を進めるかが大きな課題となっている。

児童手当支給額の推移

		児童手当	児童扶養手 当	特別児童扶 養手当	合計
平成10年度	件数	46	5	1	52
	金額(千円)	3,175,000	2,768,000	409,506	6,352,506
平成11年度	件数	457	5	2	464
	金額(千円)	3,405,000	2,768,000	1,030,560	7,203,560
平成12年度	件数	794	7	3	804
	金額(千円)	5,560,000	3,979,080	1,442,520	10,981,600
平成13年度	件数	1,087	7	3	1,097
	金額(千円)	7,495,000	3,979,080	1,443,520	12,917,600
平成14年度	件数	1,517	4	3	1,524
	金額(千円)	10,245,000	2,213,760	1,442,520	13,901,280
平成15年度	件数	1,736	3	2	1,741
	金額(千円)	11,770,000	1,525,320	1,030,560	14,325,880
平成16年度	件数	2,156	3	2	2,161
	金額(千円)	14,485,000	1,681,800	813,600	16,980,400
平成17年度	件数	2,264	3	2	2,269
	金額(千円)	15,150,000	1,480,000	578,540	17,208,540

資料:平成17年多良間村勢要覧 民生課

2 . 施策の方向と体系

村の将来を担う子どもたちが明るく、健やかに育つように、子どもたち一人ひとりの健全な成長を支援するために、「保育事業の充実」「健全保育の推進」「支援制度の充実」等の児童福祉施策を積極的に推進する。

(1) 保育事業の充実

本村は、人口の減少による過疎化が進んでいるが、近年、若年層のUターン・Iターン者がわずかながら増加傾向にあり、それに伴って共働き夫婦が増え、保育所の需要が高くなっている。特に出産後、職場に復帰したいと希望する母親が多くなり、低年齢の子どもの入所枠の拡大、保育時間の延長等への要求が高くなっている。

もともと保育所制度は、保護者の事情により家庭での保育が困難と認められる児童について、保育所への入所を可能にするものであるが、子どものしつけや教育上の配慮から、保育所への入所を希望する家庭も増えている。

このような本村の状況を考慮し、幼児の健全な発育と保護者の就労支援を円滑にするため、保育事業を拡充させる。

保育の内容については、子ども達の心身の健全な育成をめざす内容とする。健康管理に関しては、子ども達の衛生管理を徹底し、手洗いの習慣や食べ物の衛生管理に注意を払う。家庭との連絡を密にし、育児相談についても積極的に対応する。

保育所施設については、常に安全が保持できるように管理体制を整える。

(2) 健全保育の推進

子どもたちは、家庭や地域の中で生活し育つのであるから、子どもたちの健全な育成を達成するために、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を実践しながら、相互の連携を強化し、健全保育を実践する。

子育ては、家庭の責任で行うことを基本とする。しかし、子どもは、地域の宝であり、隣近所や地域の人びとの協力があって健全に育つものである。地域の人びとが一緒になって、子どもと保護者を支援する民間の子育て支援体制を組織する。これらの支援活動を円滑に進めるために、子育て支援の拠点として児童相談施設の充実を図る。育児に悩む若い親たちに、子どもへ対応の仕方を専門的に指導したり、子育て経験のある年配の人たちの経験をもとに助言したりする。特に児童虐待については、地域の人びとが日頃から気をくばり、未然防止と早期発見のための指導等を実施する。

子育て支援活動が円滑に行えるように、村内の多数の世帯の参加による「子育て支援ネットワーク」を組織化し、子育てサークルや親子対話を進めることによって、楽しく子育てができる体制づくりを支援する。

子どもたちが自主的に交流を深め、地域内での交流が広がるように「地域子ども会」を強化する。

(3) 支援制度の充実

育児のための経済的負担は、一般の家庭においては大きいものである。特に子どもの多い家庭においては、家計を重く圧迫する。子どもたちの健やかな成長を支えるために、育児を経済的に助け、負担を軽減するような「支援制度の強化」を図る。現在の支援制度として、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当があるが、公平なサービスができるように、支援制度の周知徹底をはか

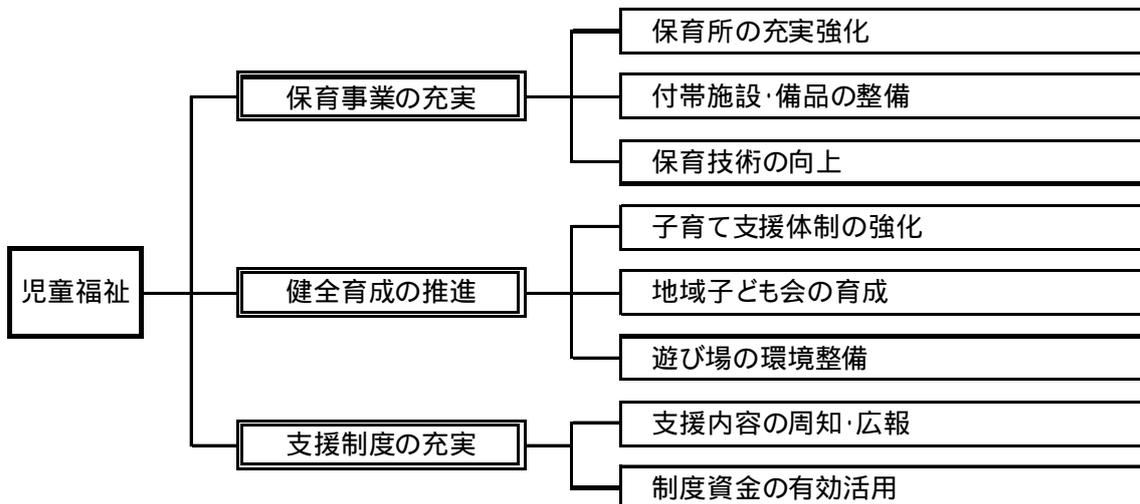
る。

保育費用の負担については、保育料が家庭収入の所得税額に応じた負担方式となっており、軽減策が講じられている。

国政レベルでは、育児と就労の両立を支援するような制度改正を進めているが、本村においても、子どものいる家庭が安心して子育てができるように、できる限りの経済的支援を実施する。

人材育成事業との関連で、奨学金制度や若年者定住促進条例で定められている出生祝い金等の資金の有効な活用を促し、子どもたちの健全な成長につなげる。

【施策の体系】



第4節 母子・父子・寡婦世帯の福祉

1. 現状と課題

本村の母子・父子・寡婦世帯の推移をみると、次第に増加し、平成10年の母子世帯9、父子世帯2、寡婦世帯2から、平成17年には、母子世帯12、父子世帯9、寡婦世帯10となっている。これらの経済的に弱い立場の世帯に対しては、経済的支援や教育の機会が充分に与えられるような配慮が必要である。

現行制度の中の保障制度として、母子年金、母子福祉年金、児童扶養手当などがあり、また、福祉サービスでは、生活福祉資金の貸し付け、公営住宅の優先入居、雇用の促進等の優先的サービスを行っている。

母子・父子・寡婦世帯のそれぞれの事情に配慮しながら、適切な行政サービスの提供に努めなければならない。

母子・父子・寡婦世帯の推移

世帯区別	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
母子世帯	9	11	12	10	10	8	11	12
父子世帯	2	3	7	5	5	5	9	9
寡婦世帯	2	3	4	4	4	5	10	10

資料:村民生課

2. 施策の方向と体系

母子・父子・寡婦世帯の福祉については、これらの家庭の「経済的自立の促進」を図り、そのための「支援体制の強化」に努める。

(1) 経済的自立の促進

母子・父子・寡婦世帯は、母親あるいは父親ひとりで家計と子育ての両方をみなければならず、自立を困難にしている世帯が多い。最も大切なことは、経済的自立を支えるような就労の機会が得られることである。安心して働くことができるように、子育てに関し、相当の支援体制の確立に努める。

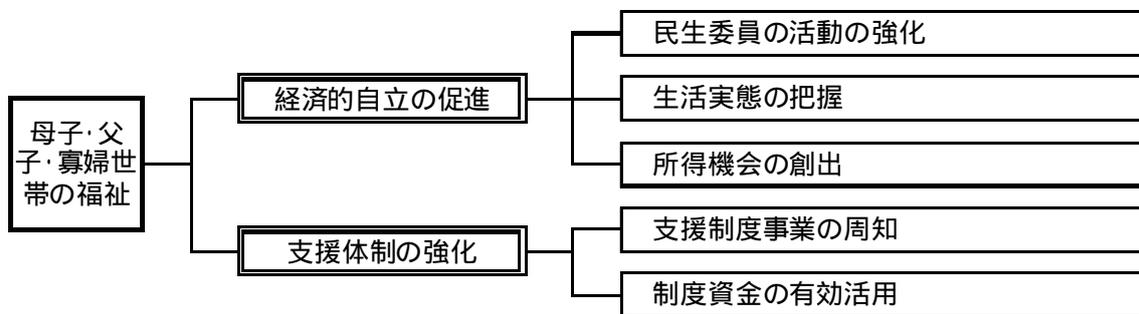
これらの世帯の自立を支援するためには、地域の事情に詳しい専門知識を持つ人が必要である。そこで、「民生委員の活動の強化」を図り、個々の家庭の事情に配慮しながら、「生活実態の把握」に努め、家計を支える人の就労機会を確保し、経済的自立に向けた「所得機会の創出」を図る。

(2) 支援体制の強化

家計を支える人が安心して働くことができるように、子育て等の支援体制を強化する。民生委員の指導のもとに、支援制度の事業の周知を図り、制度資金の有効な利用を指導し、生活の安定を図る。

子育ては、家庭、学校、地域社会が、それぞれの役割を実践しながら、相互の連携を強化することが重要であり、また、母子・父子家庭の組織化により、行政とタイアップしながら協力体制を確立する必要がある。

【施策の体系】



第5節 障害者福祉

1．現状と課題

本村における障害者は、年齢別にみると高齢者が多い。したがって、高齢者福祉との相互依存の関係を考慮し、総合的な取り組みが求められる。また、障害者も社会の構成員として、可能なかぎり社会参加の機会を促進するとともに、自立支援に向けた体制づくりを推進しなければならない。

県においては、障害者にやさしい福祉社会をめざして、平成16年3月に、第3次沖縄県障害者基本計画 - 美らしま障害者プラン - を策定し、平成25年度までの10年間における、障害者福祉施策の指針を展開している。施策の柱としては、「暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして」「一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして」「ともに支え合う社会の構築をめざして」を掲げ、施策の推進を図っている。

そうした状況の中、平成16年に障害者基本法が改正され市町村障害者計画の策定が義務化されることになる。そのため、本村においても障害者福祉計画の策定を進め、障害者福祉施策の充実が望まれる。

2．施策の方向と体系

障害のある人が障害のない人と同等に生活し、活動できるような、障害者にやさしい福祉社会をめざす。そのためには、障害者自らの自立心と、それを支える地域の人びとの協力が必要である。障害者の「完全参加と平等」を実現するため、「支援策の推進」「自主の促進」による福祉の向上を促進する。

(1) 支援策の推進

障害者が健常者と同じような生活を営むためには、障害者の立場に立った考え方が必要である。障害者の普段の生活や行動を阻害するようなものを修正し、地域社会のバリアフリーを実現するとともに、心のバリアを取り除くことも大切である。障害者に対する偏見や障害者・介護者の不安を取り除き、地域の理解を深めるために、誰もが参加できるような「ふれあいの場」をつくる。また、障害者が快適な生活を送れるように「介護保険制度の有効活用」を促進する。

障害者のケアについては、障害の種類や程度の違いを充分配慮する。また、介護者の高齢化が進んでいることを考慮し、専門職員、ボランティアの育成を強化し、支援体制を整える。

(2) 自立の促進

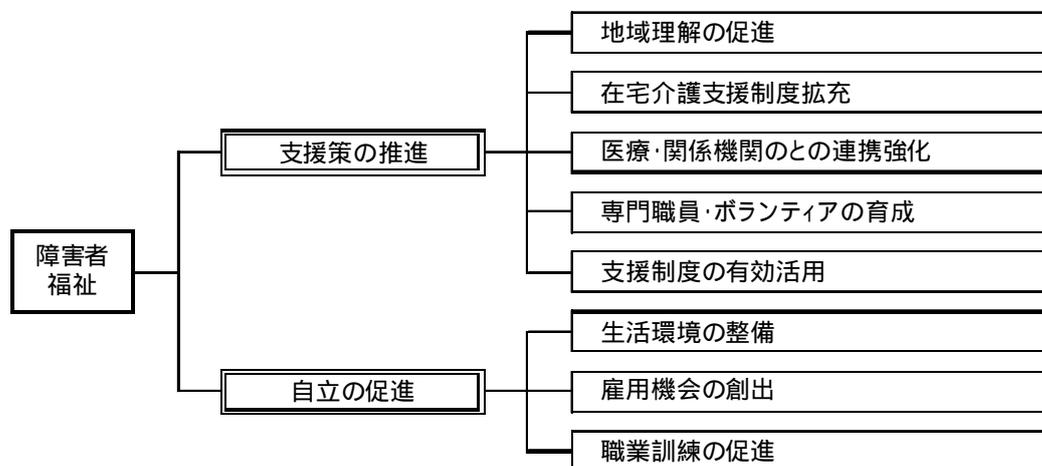
障害者が安心して生活するためには、まず、生活の拠点となる住宅の確保と住環境の整備が大切である。住宅改善のための資金貸し付けや村営住宅への優先入居等の公的サービスを充実させ、居住空間の改善を支援する。

つぎに、障害者が生きがいを感じ、いきいきと生活するためには、地域社会との関わりを抜きに考えることはできない。地域の人びとの暖かい協力とともに、自らが積極的に社会参加し、障害を意識せずに行動できる生活環境の整備が大切である。公共施設や交通アクセスを障害者の立場から見直し、点字ブロックやスプロールなどの設備の改善を進める。

障害者が経済的に自立するためには、働く機会が与えられ、働きやすい職場環境を整える必要がある。また、授産施設や小規模作業所など多様な雇用形態を活用し、社会参加を促す。

障害者が個性を発揮し、持てる可能性を最大限に伸ばせるような生涯教育を促進する。多彩なスポーツや文化活動を通じて楽しみの幅を広げ、多くの人たちとの交流を通して、生きがいを見出せるような機会を増やす。また、障害者と健常者とのコミュニケーションを円滑にするため、点字や手話教室を開催する。

【施策の体系】



第6節 国民年金

1. 現状と課題

本村の平成17年度の国民年金加入状況は、加入総数405人でそのうち1号被保険者が344人、3号被保険者が59人となっている。

国民年金の給付総額は、平成17年度には約1億9,992万円となり、拠出年金の給付額も同額となっている。拠出年金の受給は、各年を通じて老齢基礎年金の比率が高く、平成17年度には対象件343数件で1億7,852万円の支給となり、総支給額の89.3%となっている。遺族年金は1,912万円、寡婦年金は227万円である。

国民年金の加入状況の推移

被保険者の種別	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
被保険者数 総数	385	402	395	405
第1号	315	334	336	344
任意	4	3	2	2
第3号	66	65	57	59
保険料免除者数	167	194	202	238
免除率	53.0%	58.1%	60.1%	69.2%

資料：沖縄県統計年鑑

国民年金・福祉年金受給状況

	平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
	受給者数	金額(円)										
老齢基礎年金	348	182,406,500	345	180,905,700	349	182,687,400	343	172,799,500	341	176,765,000	343	178,522,000
障害基礎年金	28	25,393,600	27	24,187,200	25	22,176,600	21	18,391,400	23	19,992,300	22	19,127,800
遺族基礎年金	4	4,450,900	4	4,682,300	3	3,569,600	3	3,537,500	2	2,274,800	2	2,274,800
寡婦年金	1	340,700	0	0	1	340,700	0	0	0	0	0	0
死亡一時金	0	0	2	265,000	0	0	0	0	0	0	0	0
特別一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
老齢福祉年金	0	0	0	0	1	412,000	0	0	0	0	0	0
合計	381	212,591,700	378	210,040,200	379	209,186,300	367	194,728,400	366	199,032,100	367	199,924,600

資料：村勢要覧

将来、高齢者の増加が見込まれるため、老齢年金等の受給者が相対的に増加することが予想されている。そのため、国民年金の負担率も高くなり、財政負担率も上がる見込となっている。

このような状況の中で、新たな問題や課題を解決し、充実した福祉施策を推進するために、どのような施策を展開するかが行政の課題となっている。

2 . 施策の方向と体系

国民年金は、相互扶助の精神を世代間に広げた制度であり、現在の年金加入者が高齢者を扶養し、将来的には、現在の加入者が扶養される仕組みになっている。しかし、少子・高齢化の進む中で、収支のバランスを維持することが難しく、将来、年金制度の見直しが必要とされている。特に、本村は高齢者人口の多い地域であり、国民年金に頼らざるを得ない世帯が多い。当面は、現行制度の維持を基本としなければならず、村民が相互に助け合い、将来にわたって安定した生活ができるよう「年金加入率の向上」「保険料納付の促進」を目指す。

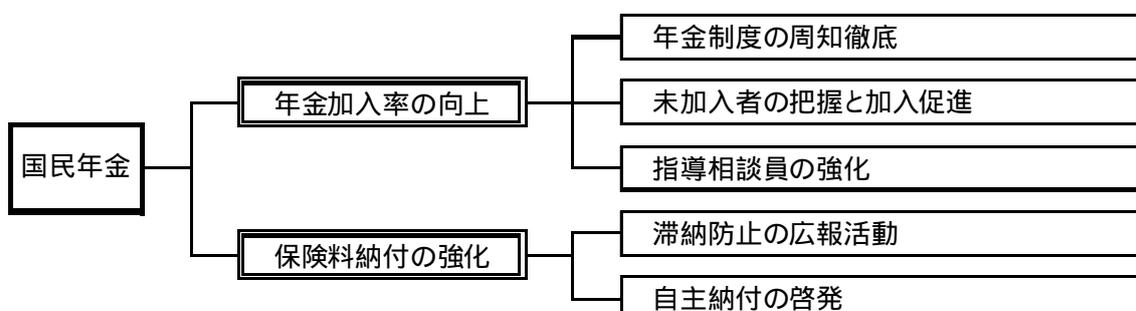
(1) 年金加入率の向上

国民年金制度の円滑な運営を図るためには、年金加入率を高めることが大切である。村民に国民年金制度の仕組みを理解してもらうために、パンフレットの作成や広報活動を強化し、年金制度の周知徹底を図る。また、未加入者の把握と加入促進に努め、加入や受給、法定免除等の手続きに関して適切なサービスを行うため、「指導相談員の強化」を図る。

(2) 保険料納付の促進

村民が、すべて年金受給の権利を持ち、安定した生活が確保できるように、「滞納防止の広報活動」に努め、村民皆年金を目指す。長期滞在者には、通知や訪問指導によって加入を促進し、滞納処理業務を円滑に進める。村民が年金制度の重要性を理解し、自ら積極的に納付するよう「自主納付の啓発」を促す。

【施策の体系】



第7節 国民健康保険

1. 現状と課題

本村の国民健康保険加入者は、平成10年度以降、毎年、微増減を繰り返し、平成17年度には383世帯が加入し、被保険者総数は818人、保険税収納額は2523万8千円となっている。

本村は、高齢者が多く、将来においても高齢者比率が高くなることが予想されることから、長期的な計画のもとに、健全な国民健康保険制度の運営が課題となっている。保険税滞納の解消、医療費の適正化を進めることによって、財政の保険負担の軽減を目指しながら、治療だけに頼らない予防医療を推進し、村民の健康増進を促進する施策の展開が必要になっている。

国民健康保険の給付状況

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
世帯数	327	317	324	328	337	342	376	383
被保険者	827	805	806	789	798	788	822	818
療養の給付	84,697,620	69,820,960	64,072,370	58,917,140	70,733,930	97,517,230	96,026,220	108,672,333
療養費	70,388	138,201	63,938	70,986	248,120	288,968	267,606	286,388
高額療養費	8,527,552	9,169,217	4,460,482	5,296,942	3,811,187	11,891,184	9,131,068	9,449,564
助産費	1,800,000	1,800,000	3,000,000	2,100,000	3,000,000	1,500,000	1,500,000	2,700,000
葬祭費	240,000	300,000	160,000	200,000	140,000	380,000	240,000	360,000
1人当たりの保険給付費	139,350	112,698	113,359	105,690	129,242	182,516	165,633	132,851

資料：村勢要覧

2. 施策の方向と体系

高齢者が多い本村においては、医療費の財政負担を軽くすることが大事である。長期的な改善策を検討し、「財政の健全化」と「保健予防の推進」を図る。

(1) 財政の健全運営

国民健康保険の健全な運営は、医療保険収入と医療行為に支出する医療費とのバランスを維持することによって達成できるものである。現在の保険制度は、医療費支出を賄うに十分な保険税収入がないために、不都合な財政となっている。健全な財政運営のためには、国の経済状況が良くなることが大切であるが、本村においても、村内経済の活性化に努め、保険税の増収に努力することが求められる。また、保険税の滞納防止を図り、保険財政の健全化に努力する。

保険財政の健全化は、医療費支出の高騰を抑えることでもある。過剰な医療

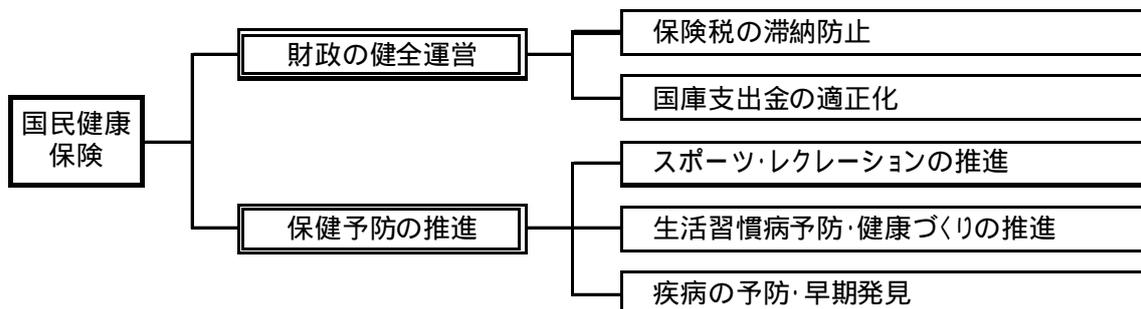
行為を極力避けるようにし、健康保険の財政負担の縮小に努める。

これらの行為を展開しながら、村民が適正に医療行為を受けられるよう財政負担の軽減化を推進する。

(2) 保健予防の推進

医療費の軽減を図るためには、村民が健康で、できるだけ医療の世話にならない努力が求められる。このことが医療費の削減につながり、健康保険の財政負担を軽減する結果となる。普段から生活習慣病予防などの健康管理に留意し、「スポーツ・レクリエーション活動の推進」「食生活の改善」「飲酒・喫煙の抑制」を図り、「健康づくり・疾病予防」を推進するとともに、健康診断の受診率向上を促進し「早期発見・早期治療」に努め、健康で明るい地域の保健福祉事業に取り組むことが重要である。

【施策の体系】



第5章 島を支える人づくり

第1節 幼児教育の向上

1. 現状と課題

本村には、私立幼稚園がある。施設は、多良間小学校に併設され、運動場等の付帯施設も共同で使用している。園児数は、平成10年の36人から微増減を繰り返し平成17年には48人と増加している。学級数は2学級、職員2名となっている。

少子化の波は全国的な傾向であるが、本村においても、人口の減少とともに、子どもの数は年々減少している。しかし、次代を担う子どもたちの健全な発育は、地域社会の健全な発展に不可欠であり、学校、家庭だけでなく、地域全体としての取り組みが求められている。

幼稚園児数および職員数

学級・園児・職員数	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
学級数	2	2	2	2	2	2	2	2
4歳児	16	17	17	12	24	25	17	29
5歳児	20	13	13	17	16	24	24	19
計	36	30	30	29	40	49	41	48
職員数	2	2	2	2	2	2	2	2

資料：学校基本調査

2. 施策の方向と体系

幼児は、これまでの家庭中心の生活から新しい環境を経験するようになる。家庭での教育に加え、幼稚園という集団での教育を体験するようになる。家庭とは違ったことを体験することから、戸惑いを感じる子どもが多い。幼児のよりよい成長を達成するためには、幼稚園の教育だけに頼るのではなく、家庭や地域社会が、それぞれの役割を自覚し、子どもたちの健全な育成のための「隣組教育体制の確立」に努力する。幼稚園現場においては、「教育内容の充実」によって個々の資質向上を目指し、充実した教育環境を創り出すため「教育施設の充実」に努める。

(1) 隣組教育体制の確立

幼児教育は、家庭での教育を基本に、幼稚園で行われる教育と相互に関連させながら、子どもの心身の発達に合わせたものでなければならない。子どもの自主性を尊重し、伸び伸びとした教育を目指す。小学校進学の際には、子どもたちの成長過程を的確に把握し、子どもたちの個性と成長の度合いに合わせた教育体制を整えるものとする。そして、家庭、幼稚園、小学校の連携を強化し、地域の人びとの協力を得ながら、地域の教育体制の確立に努める。

子どもたちの積極性や協調性を養うためには、地域で行われる各種イベントへの参加を促し、郷土を愛する心を育て、「地域での交流活動の活性化」を図る必要がある。

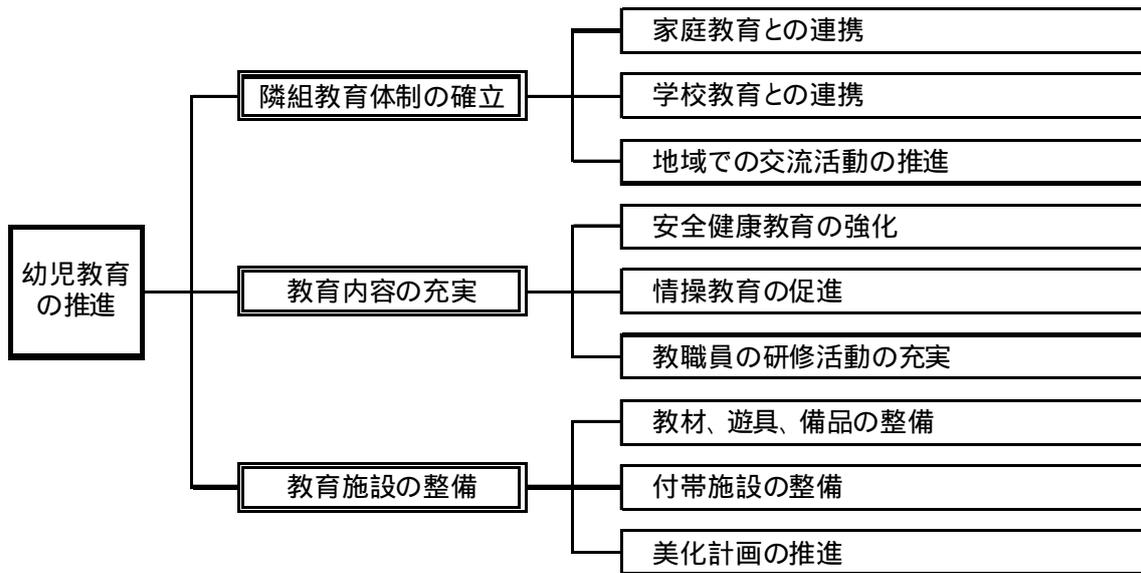
(2) 教育内容の充実

健全で明るい幼児教育を実現するために、子どもたちの安全と健康を重視する教育を推進する。物の豊かさ以外に精神的な豊かさについても、幼児の成長過程の中で、自ずと学習できる内容を工夫する。また、積極性ととも他人の心を思いやる心を育てる「情操教育の促進」を図り、「教職員の研修活動の充実」に努める。

(3) 教育施設の整備

子どもたちの学習活動の効果を高めるためには、教育施設の充実が大切である。「教材、遊具、備品の整備」を進め、「付帯設備の整備」を促進しながら、教育用機材を整備する。さらに、子どもたちが心身ともに健やかに育つ教育環境を確立するために、「美化計画の推進」を図る。

【施策の体系】



第2節 学校教育の向上

1. 現状と課題

本村には、小学校1校、中学校が1校ある。小学校児童数は、平成10年の105人から平成17年には123人に増加している。1年生は14人から24人、2年生は20人から24人などと、ほぼ全学年で増加傾向がうかがえる。また、中学校の生徒数は、平成10年の78人から平成17年には54人と減少している。

少子・高齢化が進む中で、本村の児童・生徒数は、将来、減少すると考えられ、長期的な対策が要求されるが、児童数が減少する中であっても、次代を担う子どもたちの健全な発育は、地域社会の健全な発展につながるものである。学校現場においては、児童・生徒の学力の向上を目的とするだけでなく、個々人の人格形成や社会への適応力を高める教育を目指すものでなければならず、家庭との協力のもとに、地域全体としての取り組みが求められている。

小学校の児童数及び職員数

学級	平成10年	平成11年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
学級数	6	6	6	6	6	6	6
児童数	105	104	93	110	106	120	123
1年	14	18	13	15	16	23	24
2年	20	14	16	16	16	18	24
3年	14	21	18	16	16	18	17
4年	18	14	12	19	16	15	16
5年	20	18	20	13	19	17	14
6年	19	19	14	21	13	19	16
特殊	0	0	0	0	0	0	0
職員数	14	14	14	10	10	10	12

資料:学校基本調査

中学校生徒数及び職員数

学級	平成10年	平成11年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
学級数	3	3	3	3	3	3	3
生徒数	78	74	52	51	52	49	54
1年	26	30	17	15	20	14	19
2年	26	30	17	18	14	21	15
3年	22	26	18	18	18	14	20
職員数	14	13	14	11	10	11	10

資料:学校基本調査

学校進学状況

学級	平成10年	平成11年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
卒業生	22	26	30	18	18	18	14
進学希望者	22	26	29	18	18	18	14
進学数	22	26	29	17	18	18	14
進学率(%)	100	100	97	94	100	100	100

資料:学校基本調査

多良間小学校及び中学校では、日常の授業やクラブ活動以外にも、さまざまな交流活動や行事を通して知育・徳育・体育を養う教育を実施している。特に、平成 6 年から実施された基礎学力向上対策推進地域としての研究実績の成果に基づいて、知・徳・体の調和のとれた心豊かな児童生徒の育成に努めてきた。

小・中学校では、平成 14 年度から実施された完全学校週 5 日制の下で、学習指導要領において「ゆとりの中で特色ある教育を展開し、子どもたちに学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせることはもとより、自ら学び自ら考える力などの生きる力をはぐくむこと」を基本的なねらいとしている。さらに、平成 20 年度には学習指導要領が改訂されることから、新しい学習指導要領への対応を図ることが課題となる。

教育施設の整備については、老朽化した校舎の改築、図書備品や各種教材等の整備が今後の課題である。

2 . 施策の方向と体系

子どもたちを社会の一員として、心身共に健全で、たくましく成長させることは、地域社会の責務であり、学校はもちろん、家庭や地域社会が、それぞれの役割を自覚し、子どもたちの健全な育成のための「地域教育体制の強化」に努力し、地域が一丸となった教育への取り組みを実施しなければならない。学校の「教育内容の充実」「教育施設の拡充」を推進し、「教職員の資質向上」を図るための各種の事業活動を拡大する。

(1) 地域教育体制の強化

児童・生徒の健全な発育のためには、家庭教育や学校教育だけでなく、家庭・学校・地域が一体となった取り組みが大切である。児童・生徒が非行の誘惑に負けないように、積極的に「一声運動」を進め、地域全体で、子どもたちを温かく、そして、厳しく育成するように努める。そこで PTA 活動を充実させ、保護者、教師の連携を強化するとともに、子ども会の活動を活発化させ、子どもたちが健全に育つような体制をつくる。

また、子どもたちが地域のことや郷土に対して関心を持ち、積極性や協調性を養うため、地域の各種イベントへの参加を促し、地域での交流活動を活発化

させる。

(2) 教育内容の充実

学校での教育内容は、児童・生徒の学力の向上に役立つものでなければならず、そのために教職員の努力が必要とされる。健全で明るい学校教育を実現するために、児童・生徒自らの健康と体力の向上を重視する教育を実施する。また、他人を思いやり、人の生命と健康に気を配るような心の教育も大切である。児童・生徒の成長過程に合わせた「情操教育の促進」を図るとともに、「教職員の研修活動の充実」を図る。

また、国際化や情報化に対応することのできる人材育成は重要であることから、小中学校における「語学学習の促進」と同時に「コンピュータ教育の強化」に努めるものとする。

さらに「生きる力」を育成するためにも、学校教育はもとより地域活動などを通じて「郷土文化・歴史・自然・環境教育の拡大」「対外交流活動の推進」などの取り組みを強化していく。

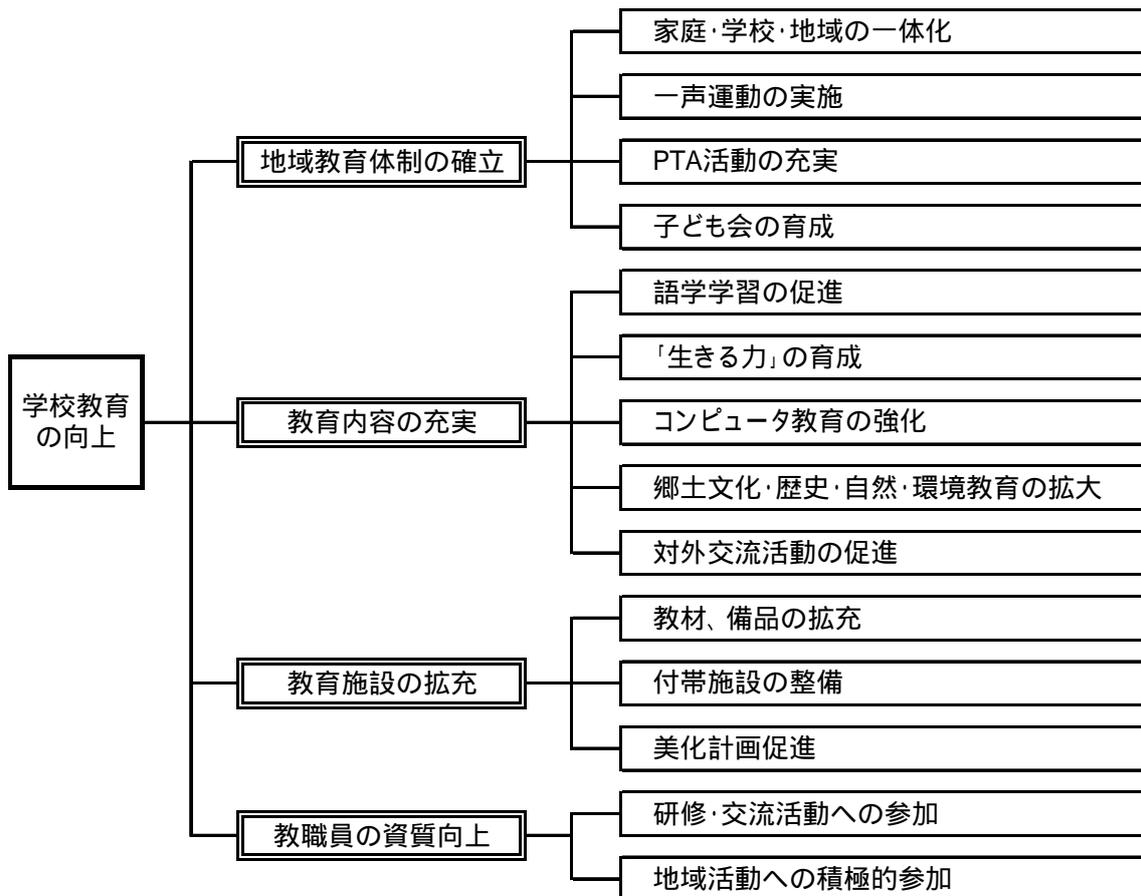
(3) 教育施設の拡充

児童・生徒の教育活動の効果を高めるためには、教育施設の充実が大切である。「教材、遊具、備品の整備」を進め、「付帯設備の整備」を促進しながら、教育環境を整備する。さらに、児童・生徒の心身ともに健やかに育つ教育環境を確立するために、「美化計画の推進」を図る。

(4) 教職員の資質向上

急速な情報化の進展により、児童・生徒を取り巻く環境が変わり、価値観の多様化を生み、児童・生徒の行動を複雑なものにしている。教職員は、一方的に知識を教えればよいというものではなく、幅広い知識と経験が要求されるようになってきている。村内だけでなく、外部の研修、交流活動に積極性に参加し、児童・生徒の行動の変化に迅速に対応できるようにする。

【施策の体系】



第3節 生涯学習の充実

1. 現状と課題

村民の生活様式の多様化、対外交流の増加や情報化の進展、社会的サービスの質的向上によって、個人の「学び」に対する意欲も多様化し、成人の生涯学習に対するニーズが高まっている。本村には、中央公民館、村立図書館、ふるさと民俗学習館があり、村民の生涯学習の拠点として活用され、子どもから高齢者にいたる多くの人々が、仕事以外にも「生きがい」を見だし、充実した生活が送れるように努力している。これまで実施してきた生涯学習行事としては、親子読書学級、書道教室、三線教室、乳幼児学級、婦人学級、青少年リーダー研修会、子育てや進路に関する講演会、その他各種スポーツ大会等がある。

2. 施策の方向と体系

村民一人ひとりが生きがいを持ち、自己の啓発をはかりながら、充実した生活を送るため、誰もが必要に応じて生涯学習に参加できる「組織体制の整備」を進め、多様なニーズに応えられるように、「活動内容の充実」を図る。また、誰もが気軽に参加し、楽しく学習するためには、生涯学習の「学習拠点の整備」が大切である。

(1) 組織体制の強化

社会教育を充実させ、村民の生涯学習を实りのあるものにするためには、多種目の分野における指導者が必要である。文化活動、スポーツ、レクレーション活動、ボランティア活動等の「指導者の育成」を促進し、また、「各種団体の支援」を推進する。

村内の各種団体や組織の活用を進めながら、外部の支援団体との連携を強化し、「村民ぐるみの体制づくり」を目指し、組織体制の強化を図る。

(2) 活動内容の充実

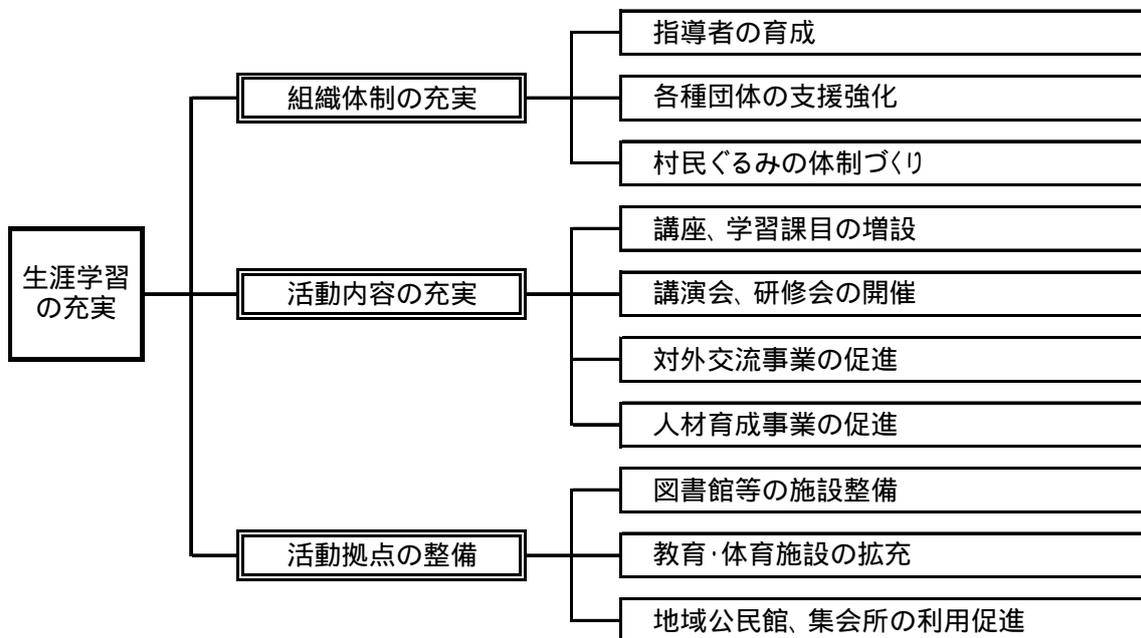
村民の多様な学習活動ニーズに応えるためには、社会教育の活動内容を充実させることが大切である。村民ニーズに沿った生涯学習計画を策定し、計画指針を明確にするとともに、「講座・学習課目の増設」や行政職員が講師を勉める

「出前講座」を開設する。また、村外との交流を進める中で、幅広い領域における生涯学習が実施できる制度をつくる。その中で「人材育成を推進」し、若い人たちが外国のショートステイ留学ができる仕組みを検討する。

(3) 活動拠点の整備

本村の社会教育施設には、中央公民館、社会福祉センター、図書館、集落センター、ふるさと民俗学習館等がある。これらの施設が村民の多様な学習活動の要求に十分な対応ができるように、施設内容の整備を進めるものとする。

【施策の体系】



第4節 伝統文化の継承

1. 現状と課題

本村には、豊かな自然と風土が生んだ貴重な伝統文化が残されている。国の重要無形文化財である「多良間島の八月踊り - 豊年祭」、県指定の記念物(史跡)「ウプメーカ」「寺山の遺跡」、県指定の有形文化財「親里家文書」、県指定の天然記念物「塩川御嶽の植物群落とフクギ並木」「運城御嶽のフクギ群落」「抱護林」「嶺原の植物群落」「土原ウガム^oの植物群落」等が代表的な文化遺跡であるが、これらの他にも、村指定の無形民俗文化財が1、有形民俗文化財が11、有形文化財が19、天然記念物が6、史跡が31ある。

また、伝統行事について、「八月踊り」については後継者への継承は比較的受け継がれているが、「スツウプナカ」など後世への継承が不十分なものもあり、伝統文化の後継者不足が課題となっている。また埋もれている伝統文化が多く残っていることから発掘していくことが重要である。さらには、多良間島の方言でつづられた古謡や民謡などが残っているものの、継承されていない状況にある。

村内の伝統文化を保護し保全することは、地域住民にとっては誇りを生み出し、来訪者には観光スポットとなり、多良間村独自の魅力になる要素を持っている。そのため、今後も伝統文化を保全し保護する取り組みが重要となる。

2. 施策の方向と体系

長い歴史の中で先人が培ってきた伝統文化を護り発展させ、後世に伝えることは、村民に課せられた重要な使命である。貴重な「伝統文化の保護施策の拡充」に努める。さらに、これまで表に出されず埋もれている伝統文化についても、村民の協力を得ながら、発掘に努力する。村民は、日頃から伝統文化に関心を持ち、その保存に協力してきた。村外に出た郷友の人たちも含め、伝統文化に触れる機会を増やし、「村民意識の高揚」を図る。

(1) 伝統文化等保護の強化

伝統文化を長く保護・継承していくためには、伝統文化を村民の中でも特に

若い人たちに、身近なものとして認識させることが重要であり、その手法等について「調査研究を推進」し、「保存事業の推進」を図る。

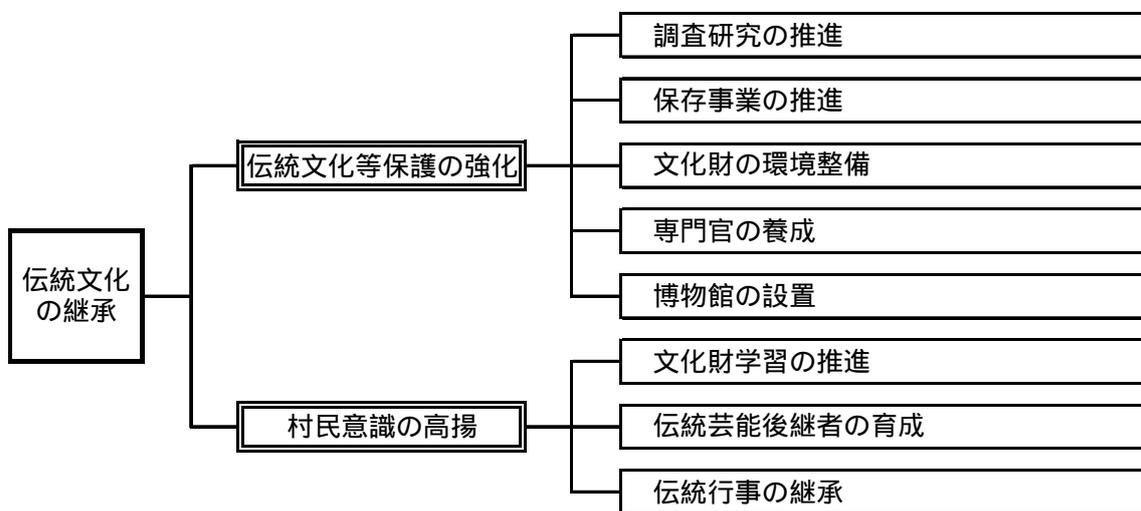
本村の有形の文化財の多くは原野にあることから「文化財の環境整備」を図り、文化財の長期保存に努める。保存を適切にするためには、高度な専門知識を要することから、「専門官の養成」に努める。また、移動可能な文化財については、集合的に管理する施設の整備を進める。

また、島全体を伝統文化の施設ととらえた「島丸ごと博物館」事業を自然環境の保全も併せて推進する。

(2) 村民意識の高揚

本村の伝統文化を保護・継承していくためには、村民の意識と理解が大切である。多くの村民が「文化財学習」に参加し、理解を深めるようにする。さらに、若い人たちが、伝統文化を自らのものとして継承する意識を育て、「伝統芸能後継者の育成」に参加し、「伝統行事を継承」する活動を展開する。

【施策の体系】



第6章 計画行政を円滑に進めるために

第1節 村民の積極的参加

1. 現状と課題

本村は、もともと連帯感の強い地域である。地域の歴史・文化を後世に正しく継承しようとする強い意識が、人びとの連帯感を強くしたものである。したがって、地域問題の解決にあたっては、村民が主体的に取り組み、解決した例は多い。この点で、村民参加の行政が古くから浸透してきたといえる。

限られた財源と組織体制で、計画を円滑に推進するためには、村民とともに行政を進めるといふ村民本位の姿勢を基調にしなければならない。計画を円滑に推進するために、村民、行政、企業、団体などの相互のパートナーシップの多様な展開が必要になる。

本村の地域社会活動は、中央公民館を核に、各区の公民館や集会場、社会福祉センター、学校等の施設を活用して行われている。そのなかで青年会、婦人会、老人クラブ、子ども会、その他各種サークル活動が活発に行われている。本村は地域の祭りや行事が多く、その活動は、青年会、婦人会、子ども会等の協力の上に成り立っている。しかし、近年は、これらの祭りや行事を支える若い担い手をどう確保するかが大きな課題となっている。とりわけ、伝統的な祭りの問題は、若年者が次第に減少する中で、伝統を維持するための要員の確保が大きな課題となり、コミュニティを維持するための障害となっている。

このように、少子・高齢化が進行する中で、いかにして地域のコミュニティ活動を発展させるかが、これからの大きな課題である。

2. 施策の方向と体系

計画の円滑な推進には、村民の積極的な協力が必要である。村民の支え合う精神を高め、自主的に計画行政に参加できるような仕組みの開発を促進する。社会施設の整備や組織の強化を支援し、「地域社会活動の強化」に努力する。

計画の推進は、村民との相互理解と信頼関係のもとで効果を上げることができるといふため、「広報活動を強化」し、村民の参加意識を高める。

(1) 地域社会活動の強化

村民の助け合いの精神は、社会活動の原動力であり、地域の活性化につながるものである。今後においても、助け合いの精神をもとに、各種の住民組織相互の連携を強め、地域社会への村民の自主的な参加を促し、個性豊かな地域づくりを推進する。地域の信仰場所である御嶽、神社、その他多くの歴史的建造物の維持管理を、地域住民等の自主的な管理下におく。そのための社会活動組織の体制強化を図る。

村内の社会活動施設である中央公民館、地区公民館、集会所、その他の社会施設の中には、設備が古く、社会活動に支障をきたしているものもある。村民と協力し、整備を進めるものとする。本村は、村役場が村のシンボリック施設となっているが、社会活動の拠点となるシンボリックな施設整備を進める。

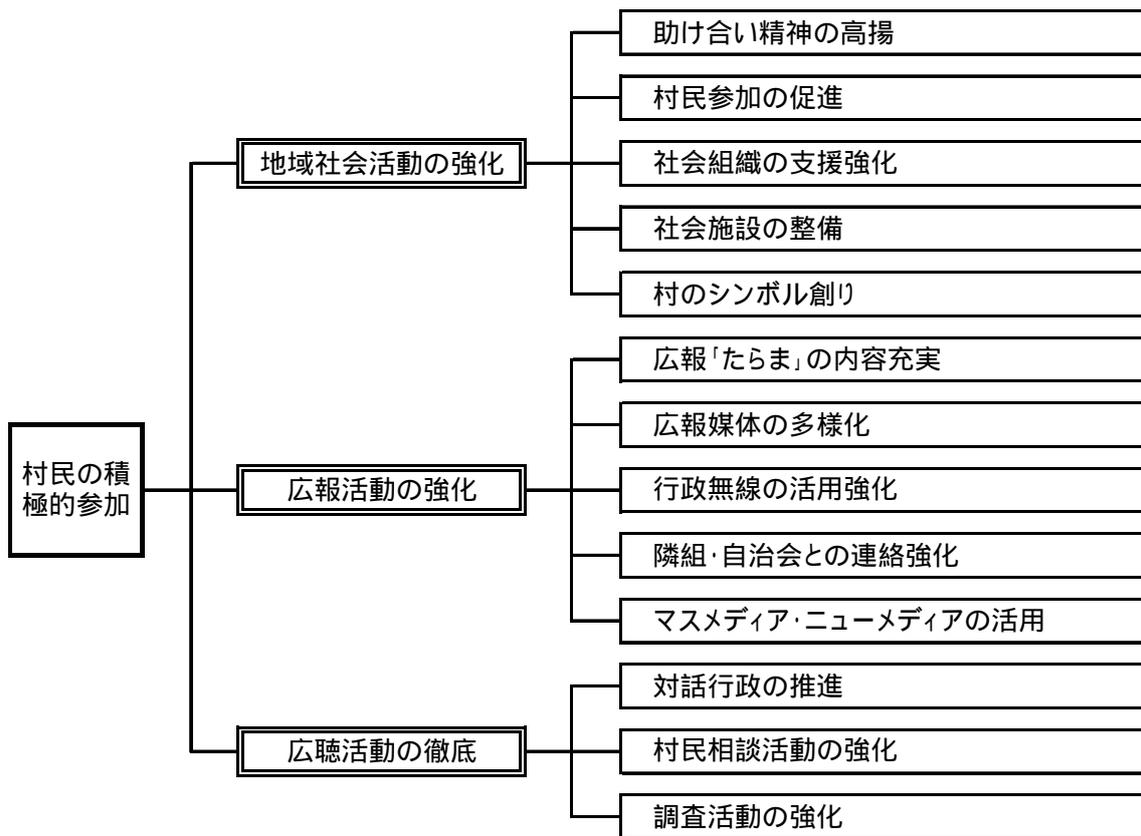
(2) 広報活動の強化

行政を村民のより身近なものとするために、さまざまな広報媒体を活用し、行政施策や行政サービスに関する情報を的確かつ迅速に提供する。広報誌「たらま」や村勢要覧、その他の情報誌の内容充実に努め、村政を身近なものとする。また、自治会活動と連動させ、村政のあり方や行政事務、財政状況が村民に直に伝わるように努める。さらに、最近のマスメディアやニューメディアの活用を促進し、多面的な方法で広報効果を高める。

(3) 広聴活動の徹底

本村は、それぞれの地域の実情や要望をみながら、地域懇談会や各種の審議会、検討会を通して、村民の意識を聞き、行政に反映させてきた。今後においても村民との対話を通して、村民の意志を把握し、相互理解と信頼の上に立った政策を展開する。村民の意見や要望を幅広く聴取するため、村民相談活動の充実を図る。また、村民意識調査を定期的実施し、村民各層の幅広いニーズの把握に努める。

【施策の体系】



第 2 節 行政運営の適正化

1 . 現状と課題

本村の行政は、基本構想に示されている将来像の実現に向けて、5年ごとに策定する基本計画を踏まえた上で、年度ごとの施政方針を示し、村民主体の行政を進めてきた。国・県の指導と協力のもとに、各般にわたる重要施策の展開により、社会資本の整備は進み、社会福祉はかなり向上している。

しかし、これからの行政運営は、決して容易なものではない。国策としての「三位一体改革」のもと、村民の行政に対するニーズの多様化、少子・高齢化の進展などに対し、国・県の財政的な支援体制の変化が激しく、地方行政の舵取りが難しくなっている。

行政運営の基本は、行政の組織体制の適正化と財政の健全化にあるが、村は自らの責任において、行財政の改革が迫られている。

2 . 施策の方向と体系

村政は時代の変化を的確に把握し、行政の舵取りを慎重に進めなければならない責務がある。また、地方分権が浸透していけば、行政は、村民の独自性と責任のもとに地域づくりを進めることが要求されるとともに、村民の多様な行政ニーズにきめ細やかな対応を迫られることになる。

今後は、村民の意見を政策に反映させるための村民参加型システムを検討し、事務分掌の見直しや組織の簡素化を進め、行政事務の効率化に向け、行政組織の弾力的な運用を図る。

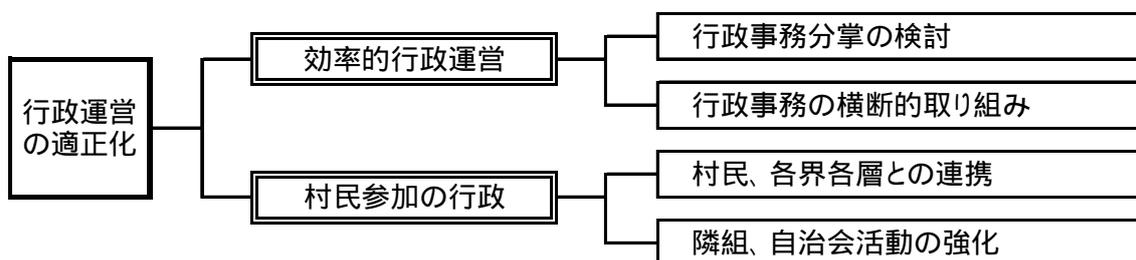
(1) 効率的行政運営

村政運営の基本は、村民の行政サービスに対する要求を限られた予算と陣容で適正に処理することであり、行政組織の合理化と事務分掌の適正化を推進する。村民の行政サービスに対する要求については、村民それぞれの責任で処理できる分野と行政の責任に帰する分野を明確にしながら、行政需要の方向性を的確に把握する。行政の責任で対処すべき事項については、事務処理の仕方や経費の節減等を検討し、各部門、各担当の責任と役割を明確にし、効率的行政運営を推進する。

(2) 村民参加の行政

本村は、共同体意識の強い社会である。村民は、日常的に相談したり、助け合ったりして生活してきた。行政に限らず、村民自らの努力で解決してきた事案は多い。村民自らの責任で解決できる問題とそうでない問題の区分けをしながら、村民参加の行政を推進する。

【施策の体系】



第 3 節 財政運営の効率化

1. 現状と課題

本村の平成 17 年度の一般会計の歳入額は、23 億 3,891 万円余となり、前年度（22 億 4,251 万円）よりも 6.6%増額となっている。財政の内訳をみると、地方交付税の 8 億 7,961 万円余が最も大きく、総額の 36.8%を占める。次いで、県支出金の 4 億 2,379 万円（17.7%）、国庫支出金の 2 億 2,474 万円（9.4%）となり、この 3 財源で 63.9%を占める。さらに、地方債の 2 億 1,340 万円、8.9%を加えると 72.8%を超える。自主財源は、村税が 2,171 万円 25.8%で、その他の収入を含めても、11.4%である。

財政基盤の強弱を示す財政力指数は 0.14 で、圏域平均は 0.28 で圏域内では最も低い。一方、財政需要額に対する実質収支比率は 14.4%の高い値を示している。実質収支比率は、3～5%が望ましいとされているが、この水準を大きく上回っていて、詳細な財政運営計画をたて、将来展望を的確にすることが求められる。

また、財政運営の弾力性を示す経営収支比率は 90.6%で、新しい財政需要に対して弾力的に対処することが難しい状況となっている。

このような財政状況の中で、今後、少子・高齢化の進展に伴う福祉行政サービスに対する村民ニーズの高まりに対して、財政の裏付けをどう確保するかが大きな課題である。

歳入内訳

単位:千円、%

	区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		決算額	構成	決算額	構成	決算額	構成
自主財源	地方税	82,143	2.9%	81,192	3.6%	84,037	3.5%
	分担金・負担金	26,715	0.9%	31,832	1.4%	7,323	0.3%
	使用料・手数料	28,843	1.0%	38,618	1.7%	45,846	1.9%
	財産収入	153	0.0%	317	0.0%	90	0.0%
	寄附金		0.0%	330	0.0%	0	0.0%
	繰入金	213,521	7.4%	233,820	10.4%	235,069	9.8%
	繰越金	440,422	15.3%	120,257	5.4%	141,004	5.9%
	諸収入	29,908	1.0%	14,776	0.7%	65,576	2.7%
小計	821,705	28.6%	521,142	23.2%	578,945	24.2%	
依存財源	地方譲与税	38,296	1.3%	42,644	1.9%	44,357	1.9%
	利子割交付金	340	0.0%	236	0.0%	241	0.0%
	配当割交付金	0	0.0%	32	0.0%	112	0.0%
	株式譲渡所得割交付金	0	0.0%	7	0.0%	111	0.0%
	自動車取消税交付金	11,134	0.4%	12,144	0.5%	12,302	0.5%
	地方交付税	896,102	31.2%	863,729	38.5%	879,615	36.8%
	地方特例交付税	2,321	0.1%	2,646	0.1%	1,886	0.1%
	交通安全対策特別交付金	0	0.0%	0	0.0%	422	0.0%
	地方消費税交付金	8,630	0.3%	9,999	0.4%	9,270	0.4%
	国庫支出金	503,496	17.5%	176,022	7.8%	224,746	9.4%
	県支出金	177,255	6.2%	478,012	21.3%	423,792	17.7%
	地方債	414,400	14.4%	135,900	6.1%	213,400	8.9%
小計	2,051,974	71.4%	1,721,371	76.8%	1,810,254	75.8%	
歳入合計	2,873,679	100.0%	2,242,513	100.0%	2,389,199	100.0%	

資料:多良間村勢要覧

歳出内訳

単位:千円、%

	区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		決算額	構成	決算額	構成	決算額	構成
消費的経費	人件費	503,119	17.5%	491,119	21.9%	481,699	20.2%
	物件費	298,074	10.4%	264,890	11.8%	241,751	10.1%
	維持補修費	15,136	0.5%	15,229	0.7%	12,594	0.5%
	扶助費	24,280	0.8%	26,496	1.2%	29,399	1.2%
	補助費等	128,959	4.5%	87,216	3.9%	82,694	3.5%
	小計	969,568	33.7%	884,950	39.5%	848,137	35.5%
投資的経費	普通建設費	1,264,948	44.0%	669,955	29.9%	765,277	32.0%
	補助事業	0	0.0%	654,151	29.2%	743,710	31.1%
	単独事業	349,859	12.2%	15,804	0.7%	21,567	0.9%
	災害復旧事業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	県事業負担金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	小計	1,264,948	44.0%	669,955	29.9%	765,277	32.0%
その他	公債費	283,119	9.9%	298,637	13.3%	329,143	13.8%
	積立金	137,499	4.8%	142,501	6.4%	201,307	8.4%
	投資及出資金、貸付金	2,090	0.1%	12,745	0.6%	1,600	0.1%
	繰出金	96,168	3.3%	92,721	4.1%	110,586	4.6%
	予備費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	小計	518,876	18.1%	546,604	24.4%	642,636	26.9%
歳出合計	2,753,392	95.8%	2,101,509	93.7%	2,256,050	94.4%	

資料:多良間村勢要覧

2 . 施策の方向と体系

本村の財政は、数字が示すように国庫に頼る部分が多い。地方分権が進み、国の財政負担の一部が地方に移されるとしても、国や県の財政の支援なしには本村の行政運営は成り立たない。

基本は「限られた経費でより高い財政効果を高める」ことであり、財政を支えてきた地方交付税制度の見直しを前提に本村の財政改善を推進する。またこれまでの行政サービスの水準を保ち、新たな行政需要に対応するために、財政の効率化を進めるものとする。

本村の財政は、これまでも厳しい状況にあったが、地方分権の推進、新たな地方福祉政策の施行等、需要の増加が見込まれる。財源の確保は、これまで以上に困難になると予想される。地方分権にふさわしい効率的な行政システムを検討し、「計画的な財政運営」を推進し、歳出の適正化を図る。

さらに、自主財源の確保と依存財源の相対的な低下を目指す。具体的には、長期・短期の財政計画を立て、義務的経費の増加を押さえながら、「財政体質の健全化」を図る。また、観光関連、その他の産業の振興を促進し、村税の増加に努めるとともに、税の徴収を徹底し、「自主財源の増加」を図る。

【施策の体系】

